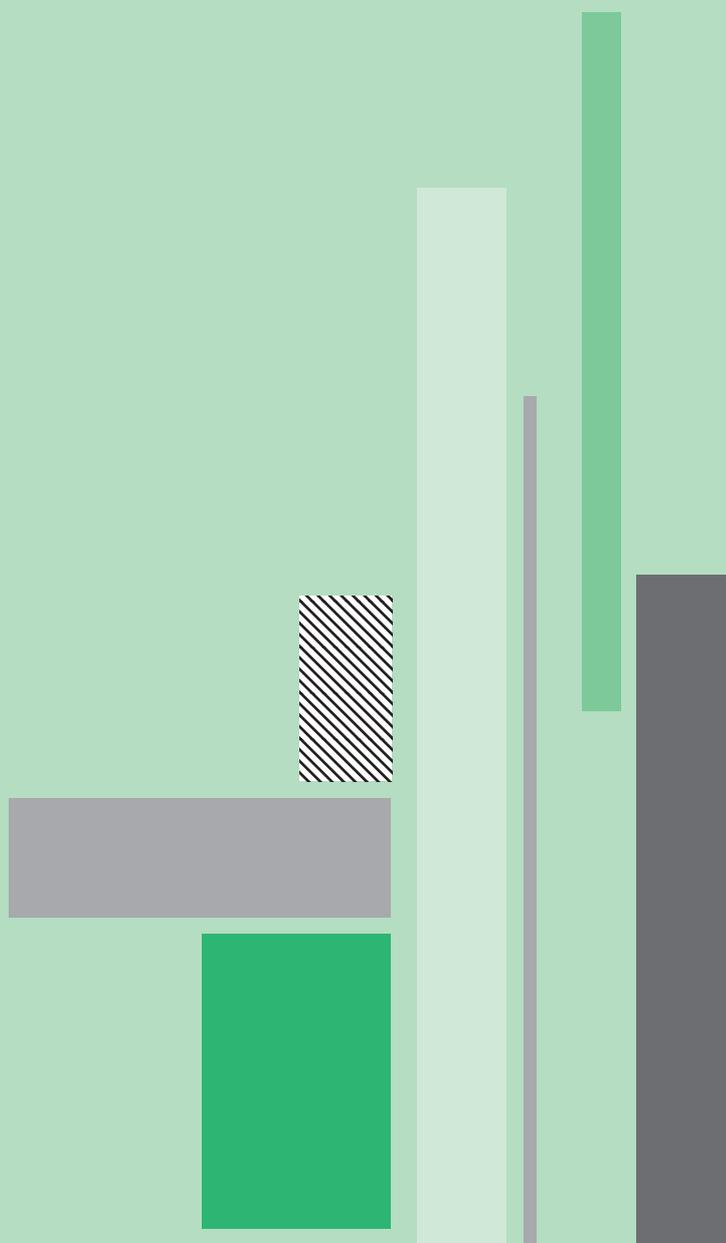


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2016年2月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2016 年 2 月定例会県議会（2016 年 2 月 19 日～ 3 月 25 日）

1、 予算特別委員会における柳下礼子県議の質疑 （2016 年 3 月 9 日、11 日、14 日、15 日、17 日）	2
2、 予算特別委員会における村岡正嗣県議の質疑 （2016 年 3 月 10 日、11 日、15 日、16 日、22 日）	30
3、 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 2 月 29 日）	55
4、 総務県民生活委員会における秋山文和県議の質疑（2016 年 3 月 4 日）	57
5、 環境農林委員会における前原かづえ県議の質疑（2016 年 3 月 4 日）	62
6、 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2016 年 3 月 4 日）	65
7、 県土都市整備委員会における金子正江県議の質疑（2016 年 3 月 4 日）	75
8、 文教委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 3 月 4 日）	78
9、 地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会における柳下礼子県議の質疑 （2016 年 3 月 8 日）	81
10、 公社事業対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 3 月 8 日）	83
11、 経済・雇用対策特別委員会における秋山文和県議の質疑（2016 年 3 月 8 日）	85
12、 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑 （2016 年 3 月 8 日）	88
13、 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会における柳下礼子県議の質疑 （2016 年 3 月 8 日）	90
14、 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 3 月 24 日）	92
15、 知事提出議案に対する反対討論（2016 年 3 月 25 日）	95
16、 当初予算案に対する反対討論（2016 年 3 月 25 日）	97
17、 議員提出議案に対する反対討論（2016 年 3 月 25 日）	98
18、 議案及び請願に対する各会派の態度	99
19、 日本共産党が提出した意見書・決議（案）	103
20、 県議会 2 月定例会をふりかえって（談話）（2016 年 3 月 25 日）	107

2016年2月定例県議会

1 予算特別委員会における柳下礼子議員の質疑

部局別質疑（企画財政関係）3月9日

Q．柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

初めに、歳出予算の事業概要11ページ、基地対策費について関連して質問します。

要求資料では資料4、5ページに出ておりません。

この3月7日にも、安保法制廃止で大宮の鐘塚公園に1万人を超える県民が集まりました。半年前にこの法制が可決、強行されてからも、戦争法反対の声は消えるどころか大きくなる一方です。私たちがこの法制を戦争法と言うのは、集団的自衛権の行使を容認し、戦闘地域への自衛隊派兵、武器使用の拡大、PKOの治安維持活動への参加など、元最高裁判長も元内閣法制局長の長官も、元日弁連の会長も憲法違反だと断じているからです。

重大なのは、このような法の成立とともに、アフリカ、ジブチの自衛隊駐屯基地の強化をはじめ、国内外の基地や装備の強化が進んでいることです。これは、我が埼玉県にとっても無縁ではありません。国の来年度予算では、自衛隊入間基地の留保地内に大規模災害対処拠点を整備するとともに、自衛隊入間病院を整備するがあります。自衛隊病院とは、平時は基本的には自衛官とその家族、余裕があれば地域の2次救急を行いたいとの防衛省の説明でした。戦時に傷病患者の治療を行う後送病院となるのです。企画財政部長はこの後送病院とはどのような位置付けの病院だと認識していますか。

A．企画財政部長

正確には防衛局等からどういう説明を受けているか、担当課長から御説明させていただきますけれども、戦場から負傷された方を後に送っていく、そういう意味の後送病院かと思っておりますけれども、ちょっとその入間病院の位置付け等については、正確なところは担当課長から御説明させていただきます。

A．企画財政部長

お尋ねの入間病院につきましては、現在国内に16か所ございます自衛隊病院の拠点化、高機能化を行う一貫といたしまして、自衛隊員等を対象とした職域病院、これを整備する計画ということで北関東防衛局からは伺っているところでございます。

Q．柳下委員

これは後送病院ということですので、しっかりと勉強していただきたいと思います。

戦争法の制定によって、海外紛争への自衛隊の関与が確実に広がります。現在での体制では到底手に負えないような傷病兵が生まれるということは明らかです。私たちは、このような危険な戦争法の廃止を求め、引き続き全力を尽くす決意しております。

続いて、国の予算案によれば、私の地元所沢の防衛医大病院に新たな感染症設備が用意されております。一類感染症に備えるとしていますが、一類というのはエボラ出血熱、天然痘、ペストなどをいいます。エボラ出血熱では、昨年、

西アフリカで過去最悪の1万人を超える死者が出たといえます。一類というのは、感染力、重篤度、危険性が極めて高い伝染病です。私は地元への十分な情報提供と合意が不可欠だと考えています。

そこで伺いますが、防衛省から所沢市は説明を受けていないようですが、県は説明を受けましたか。直ちに防衛省に説明を求めるべきです。御答弁ください。

A．企画財政部長

感染症関係の病院ということになりますと、基本的には所管しているのは保健医療部になりますので、そちらのほうはちょっと私ども承知しておりませんが、防衛局等からどういう説明があったかどうかについては担当課長から御説明させていただきます。

A．企画総務課長

防衛医科大学校の整備についての御質問でございます。

本件につきましては、防衛省から毎年公表されております平成28年度の予算の概要というのがございまして、こちらのほうにおきまして、防衛医科大学校病院における一類感染診療対応及び医療安全・感染対策強化のための増員及び施設機材の整備を行うというように明記をされているということは承知しております。ただし、御質問にございましたような具体的な内容につきまして、企画財政部として北関東防衛局からの個別の説明は受けていない状況でございます。

Q．柳下委員

説明をきちっと受けていただきたいと思いません。なぜ防衛省、自衛隊が最高度の感染症対策をしようとするのか。防衛省の担当者の説明によると、自衛隊を派遣している南スーダンではエボラ患者が発生している。PKO活動を継続すれば感染の可能性がある。感染したら自衛隊中央病院に後送するが、防衛医大でも対応したいとの説明でした。正に自衛隊の海外派兵拡大を念頭に置いた動きと言わざるを得ません。私は、日本を戦争できる国に実質変質させていくような、このような動きは絶対に許すことはできません。地元の皆さんも、この間シンポジウムを行いましたけれども、このような危険な感染症対策施設について本当に心配しています。

昨年質問しましたが、米軍所沢通信基地、ここはアンテナしかない基地だと思われていたのに、昨年、突如ヘリコプターが夜、降りてまいりました。住民が騒音にびっくりして、よくよく市が米軍に照会すると、ヘリ訓練をしたという回答が返ってきたのです。このように地元が知らないうちに何が起こるか分からない、これが軍事基地です。県として本当に積極的に情報収集をして、私たち議員にも迅速に情報提供してほしいのです。答弁を求めます。

A．企画財政部長

感染症対応関係の施設の基準等への適否については保健医療部のほうで所管させていただいております。私どもといたしましては、先ほどお話のあった訓練の実施、とりわけそういったものの騒音の影響とか市民生活、県民生活に多大な影響が及ぼされるものについては、私どもにも事前にしっかりと情報提供していただきたい旨要請させていただいております。ちょっと詳細については担当課長から御説明させていただきますけれども、そういっ

た県民生活への影響というのは十分私ども配慮して交渉させていただいているところでございます。

A．企画総務課長

米軍基地、それから自衛隊基地等につきましては、航空機による騒音を軽減することですとか基地の安全管理の徹底等につきまして、本県ですとか、それから基地所在市町村などが連携しております基地対策協議会を通じまして、防衛省並びに自衛隊等に要望を毎年しているところでございます。

Q．柳下委員

安全保障は国の専権事項だと言う方もおりますが、県民の暮らしと安全保障は切っても切れません。この埼玉県にも多数の米軍基地、自衛隊基地があります。10年ぐらい前、基地対策協議会の事務局は、ここにありますような「埼玉の基地・基地跡地」という冊子を毎年作成されていきました。ふじみ野市の大井通信所など小さな基地も含めて、各基地の概要などをきちんと説明してあります。企画財政部としてもこのような冊子をこれまでも作っておりました。防衛政策に激変が起こっている現在、この冊子を復活していただきたいのですが、部長より答弁をお願いします。

A．企画財政部長

詳細については担当課長から御説明させていただきます。今、委員からも御指摘いただきましたように、県も入っておりますが、関係市町と一緒にやっております協議会で作成しておりますところでございますので、そういった御要望があったことをよく踏まえまして、協議させていただきたいと思っております。

A．企画総務課長

御質問の埼玉の基地跡地、冊子について御答弁させていただきます。

こちらの冊子につきましては、先ほど申し上げました県と県内14市町で構成しております埼玉県基地対策協議会がございまして、こちらで米軍基地ですとか自衛隊基地の概要をまとめた冊子としまして、過去10年に一度ぐらいのペースで作成・発行されてきたものでして、直近の発行が平成13年3月でございます。

現在はこの協議会で構成市町から負担金等も徴収しておりませんので、冊子としては発行していない状況でございます。御提案の御意見につきましては、先ほど部長からも御答弁させていただきましたとおり、構成市町の御意見等もお伺いしてまいりたいと存じます。

Q．柳下委員

是非発行していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

直轄事業である八ッ場ダム事業について、私たちは利水面からも治水面からも撤退すべきだと主張してきました。利水面では埼玉県はこれから人口減少社会に移行する。まち・ひと・しごと創生総合戦略案などでもそのように指摘していますね。人口が減少すれば、将来的には水余りとなります。このようにその効果が疑問視されているダムに今後150億円も負担金を支払う計画となっています。もう一つ指摘すると、八ッ場ダムの県債償還額は約120億円以上まだ残っているのです。今後の負担金と合わせると270億円もの負担を人口減少の異次元の高齢化社会にツケを回すわけです。

当県議団は、1月に本体工事の様子を視察してまいりました。もともとこの地域の地盤が弱いという指摘はあったのですが、新たに分かったことは、付替え道路の擁壁を見れば一目瞭然

です。熱水変質を起こして茶色に変色し、弱体化しているのです。このまま水を張っても大丈夫なのかと非常に心配です。今後、湛水試験も行われるのですが、周辺が崩れ追加工事が必要になる可能性があります。

ここで質問ですが、平成23年にハッ場ダムの工期が再度延長されたことについて、上田知事は、よほどのことがない限りこれ以上の負担は受け入れられないと答弁しました。この点を再度確認させていただきます。

A．企画財政部長

ハッ場ダムにつきましては、治水面は他の部でございますが、主に利水面で答弁させていただきますと、暫定水利権を多く抱えている本県においては、依然必要なダムというふうを考えてございますので、その点は御理解いただければと思っております。

工費等につきましては、従前言われておった工費よりも約2倍に近い4,600億円に増えたという経緯がございます。そういった中から、県としてはコスト縮減ということを常々求めておるところでございます。

Q．柳下委員

私の質問は、知事の言っている、よほどのことがない限りこれ以上の負担は受け入れられないという答弁したことに再度確認しますということなんです。聞いていることにしっかり答えてください。

A．企画財政部長

よほどのことがない限りこれ以上負担を負いたくない、負う必要はないというふうに考えてございまして、そのことからコスト縮減という

ことを国土交通省のほうにお願いさせていただいているところでございます。

部局別質疑（県民生活部、危機管理防災部）

3月10日

Q．柳下委員

本日は、歳出予算の事業概要8ページの人権施策推進費にかかわって、LGBT、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー、性的マイノリティーの人権保障について質問させていただきます。

先日、私はLGBT当事者や支援者の方から、直接お話を伺いました。LGBTへの様々な差別や偏見が残る中、それぞれの方が、私は男性の同性愛者です、大学を卒業してゲイを家族に公表しました。私は性同一障害です、女性に生まれましたが性転換をして男性として生きていますなどと、LGBTであることを堂々と話す、その勇気にすごく感動しました。参加しました皆さんが、多数派の異性愛者と同じ人間であり、LGBTが差別されることなく当たり前の存在として生きられるような社会にしてほしいと強く訴えられていました。LGBTへの差別や偏見をなくすことが、1人1人の生を尊重する社会につながる大事な課題だと改めて認識しました。

御存じのようにLGBTの差別の解消や権利の保障を目指す動きが、国内外で大きく広がっています。日本では、国会のLGBT議連による立法化や、渋谷区などの同性パートナーシップに関する証明書発行の動きが始まっています。アメリカでは2015年6月に連邦最高裁判所が、同性婚を憲法上の権利として認める画期的な判断を下しました。

埼玉県は県職員へのLGBTに関する研修な

どを始めたとのことですが、世界や国内の変化を見ても、率直に言って県の取り組みは大きく遅れていると思います。人権保障の問題として、県政がLGBTにもっと光を当てて取り組むべきではないでしょうか。

今年度はどのような取り組みをしていくのか、併せて答弁を求めます。

A．県民生活部長

今年度の具体的な事業につきましては、人権推進課長のほうからお答えをさせていただきます。

A．人権推進課長

今年度の取り組みにつきまして、まず研修でございます。市町村や企業人事担当者への研修につきましては、県では市町村職員や民生委員、児童委員、人権擁護委員を対象に、LGBTなどの性的マイノリティーの人権をテーマにした研修を平成26年度に開催しております。そこでは、200人の参加をいただきました。また、企業につきましては、27年度に県内4会場で企業の管理職、人事担当者を対象にLGBTをテーマにした「企業 人権担当者 研修会」を開催し、約400人の参加をいただきました。また、企業の幹部を対象に、これは毎年やっておりますが、埼玉労働局職業安定所と連携し、開催しています、「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進研修会」を開きまして、LGBTへの理解と職場への対応をテーマに研修を実施しております。

また、啓発につきましては、人権啓発冊子につきまして、啓発冊子の作成やイベントを開いております。これらのことにつきましては、今年度につきましても、啓発冊子、あるいはイベントを行いまして、事業を進めていきたいと思っております。

28年度の事業についても、同じようにやらせていただきたいと思いますと思っております。

Q．柳下委員

冊子を作ったり、啓発活動をするということ、研修もするということですが、私は先日お会いした当事者の皆さんから、臨時職員として教育現場で働いたときに、先生が、おまえホモかと言って子どもたちの笑いをとった、すごくショックだった、自分の住む市では数千人の職員がいるが、職員の中にはLGBTがいるかも把握していない、市役所でもカミングアウトできる状況にないと訴えておられました。まだまだこのような実態が当たり前なんだと思います。

だからこそ、LGBTへの差別や偏見のない職場環境をつくるためには、担当者はもとより、組織のトップに対する研修ももっともっと力を入れるべきだと思います。今後も、自治体関係者、企業の人事担当者への研修会を拡充していくと思っておりますけれども、今年度は、具体的にどのような研修会を開くのでしょうか。そして、特に自治体、企業の幹部の意識を変えていくという点では、今年度、どのような計画がありますか。

そして、県としては独自に、この人権のパンフはありますけれども、独自にパンフは作っておりませんよね。国では作っておりますけれども。その点については、どう考えておられるんですか。

A．県民生活部長

先ほど人権推進課長のほうが申し上げましたけれども、企業や自治体の幹部職員への研修につきましては、今年度も引き続きまして、埼玉労働局、それから職業安定所と連携をいたしまして、「企業トップクラス・公正採用選考人権啓

発推進研修会」におきまして、LGBTの理解と職場の対応についてをテーマとして取り上げまして、研修を実施していきたいと思っております。

独自のパンフレットということですが、県で作っております人権関係のパンフレットにつきましては、先生御存じのとおり、LGBTは17分の1でちょこっと小さいんですけども、今後パンフレットを見直すに当たりまして、しっかりと1つの項目を設けるとか、あるいはLGBTの相談窓口、心の相談ですとか、あるいは医学的な相談ですとか、法的な相談ですとか、どこにかければそういった苦しみを相談できるか、そういった窓口の掲載なども考えております。

Q・柳下委員

是非、独自のパンフレット、そして相談窓口、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

社会にLGBTへの差別や偏見が根強く残っております。LGBT当事者の人権への理解を広げる活動は、本当に私は重要だと思っております。13人に1人がLGBTと言われ、身近な家族や友人、隣の同僚らがLGBTだったとしても、全く不思議ではありません。しかし、差別やいじめを恐れて当事者は声を上げられないために、ほとんどの県民にとって、身近に存在する人たちとは認識されておられません。世界人権宣言の第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とし、国連では性的マイノリティーの人々に、それ以外の人々が享受する権利と同じ権利を認める決議がなされております。

そういう国際的な人権保障の流れの観点で、LGBTの人権を尊重し、当事者を励ます、分

かりやすい独自のパンフレット、そして県民向けのポスター、更には当事者のお話を直接聞くなど、こういうことをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

当事者の直接ヒアリング等について、考えておられますか。

A・県民生活部長

職場、あるいは学校現場、日常生活などでの差別や偏見について、LGBTの当事者の皆さんから直接お話を聞くこと、これは非常にLGBTを理解する上で、是非とも必要なことだというふうに思っております。県といたしましては、このLGBTの取り組みを進めるに当たりまして、直接、これまでLGBTの皆さん方との団体との接点はありませんでした。今回、成人式の後援申請がございました。この団体等を通じて、当事者団体からも今後ヒアリングをしていきたいというふうに考えております。

Q・柳下委員

今、部長のお答えの中で、これまで接点が無かったということで、今年2月に行われた「LGBT成人式@埼玉」には、当事者ら140人ほどが集まって、思い思いの服装で新たな門出を祝福したそうです。ふだんは孤独感を持って暮らしているわけですが、このときには本当に140人も集まって、実績はないということで断られたから、逆にたくさん集めなければと思って集めたので、今度実績ができたから、今度はきちっと来年はできるねというふうにおっしゃってございましたけれども、こうした取り組みなど、県は後援したり、これからも協力し、支援していく考えは当然おありだと思いますけれども、確認の意味で、今後の方針、成人式に対する考え方、お願いいたします。

A．県民生活部長

今回の成人式の後援につきましては、知事も記者会見で申し上げましたけれども、主催者団体の「i n g !!」からお話を伺ったときに、広報の仕方ですか参加料、あるいはどれくらい参加する人が集まるのか、こういったこと、初めてなので分からないというお話だったんです。県で後援をする場合には、後援の事務処理要領がございまして、その辺を確認した上でないと後援できないという仕組みになっております。その旨、そういう状況では後援が難しいんですというお話をしましたところ、その「i n g !!」さんから、次回、委員お話ししましたように、申請できるようにデータをそろえるというふうなお話がありました。今回は申請を見送るというふうなお話だったんです。

来年というか、次はどうするかというお話ですけれども、もし申請がありましたら、成人式の状況、今回140人集まったということでございますので、その辺の状況をよくお伺いしまして、後援をできることであれば、しっかりしていきたいというふうに思います。

Q．柳下委員

ありがとうございます。きちんと後援できるようにしていただきたいと思います。

特に若い人たちは、社会的経験がなかったり、自分たちがLGBTだということで、非常に、カミングアウトして自分の性のいろいろな悩みや、そういうものも明らかにしてきているわけですけれども、そういった社会経験なかったり、勇気がなかったりとか、いろいろな問題を持っていますので、きちんと励ましながら、しっかりと関係をこれからつくっていただきたいと思います。

そして、予算については、今、十分あるんですか。人権一般ではなくて、この問題について、最後にお聞きしたいと思います。

A．県民生活部長

LGBT対応の予算ですけれども、LGBTの皆さんに向けた啓発とかという形での予算の要求という願いはしておりません。人権を守るための予算としてとっている中で、その中で対応をしていきたいというふうに考えております。

Q．柳下委員

いろいろ言いましたけれども、埼玉県がLGBTに対する偏見や差別を積極的になくす立場で頑張るというお話でしたので、多様な尊重する社会の実現を目指す条例制定についてお願いしたいと思います。

部局別質疑（農林関係）3月11日

Q．柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

本日は、歳出予算の事業概要16ページの埼玉園芸生産力強化支援費に関わって、1月の大雪被害による農業用ハウスの再建支援について伺います。

平成28年1月18日未明から朝にかけて降った雪の重みで農業用のハウスが倒壊するなど、被害が相次ぎました。当県議団は、直ちに小鹿野町の被害農家を訪問しました。親子でトマトなどを栽培している農家は、「昨年3月に2年前のパイプハウスがようやく再建でき、トマトの出荷にこぎつけた。次の出荷を準備しているとき、今回の大雪でパイプハウス10棟のうち2棟が全壊、2棟が損壊した」とのことです。これまでも再建に向けて融資を受け、経営的にも苦しい中、もうこれ以上借金はできない」、別の農家では、「19ミリから25ミリにパイプを太くした強化ハウスを再建したのに、今回また

倒壊してしまった」ということでした。

2年前の大雪被害からようやく立ち直りかけていた1つ1つの農家にとって、2度目の被害は極めて深刻です。県は支援策を発表しましたが、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく無利子の農業災害資金の融資と、代替作に必要な肥料などの経費の補助しかありません。しかも、条例で指定されない自治体の農家には、特別な支援は何もありません。これでは、2度も被害を受けた被災農家の再建への不安に応えるものとなっていません。キュウリやトマトなど、県北部のハウス栽培は埼玉農業にとって極めて重要なものです。

2年前、県は、雪害で1つの農家も廃業させないとの強い決意で支援に全力を尽くしました。今回もこの決意は変わっていませんね。どうですか。

A．農林部長

今、柳下委員からお話がありましたとおり、1月17日、18日の大雪被害では、27市町村を特別災害に指定したということございまして、先ほど言ったとおり、県では無利子の農業災害資金などの支援策を講じました。

ハウスの災害に対しましては、国に対して平成28年1月26日に、被災農業者向け経営体育成支援事業を実施するように要望いたしたところでございますけれども、国は2月24日に対策を講じまして、その対策は、次期作の資材費の補助を行う雪害対応産地再生緊急支援事業、そしてパイプハウス等の建設への補助を行う産地パワーアップ事業というものを打ち出したところでございます。

Q．柳下委員

私は、2年前も今回も農林水産省に、農業再建に力を尽くすよう被災農家と一緒に働き掛けてきました。県は2年前と同様の決意で、窮地に陥っている被災農家をしっかり支えるべきだと思います。県は、国に2年前と同様の補助事業の実施を要望していると思いますけれども、国の補助事業は、まだはっきりと2年前と同じにするとは来ていませんね。そういう点では、独自の補助事業を実施すべきではないでしょうか。答弁ください。

A．農林部長

前回の大雪を契機に、農業共済制度の見直しが行われています。共済制度の見直しを拡充しておりまして、農業ハウス再建の補助率が上がったり、撤去にかかる費用が出たりということがございまして、そういった意味で共済制度への加入というのを前提に農家の方々にも考えていただきたいという気持ちで、その加入促進を図ってきたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、国への支援要請活動は私も行ってまいりましたが、なかなか県単独の事業というものをここで措置するというのは難しいというふうに考えております。

Q．柳下委員

私、国に行ったときにも、国は、共済の加入促進を大分強く言っておりました。ですけれども、埼玉県は加入している方が約3分の1ぐらいですよ。この実態についてどう考えますか。

A．農林部長

農業共済に加入するかしないかというのは、農家の経営判断だというふうに理解しております。

すけれども、これだけ大きな災害が発生して、また今後もいろんな災害が発生する可能性を考えますと、農業共済への加入、先ほど言いましたとおり、要件が緩和されたりとか、たくさん支援が出るという状況になってまいりましたので、農業共済への加入というものを経営判断の1つとして取り入れていただくことがいいのではないかという観点から、県としては加入促進を農家に働き掛けてきたところでございます。

Q．柳下委員

加入促進といっても、実際には3分の1ぐらいしか入っていないわけでしょう。入っていても、自分たちが農業が再建できるような状況になっていないわけですね。

それで、再建費用の補助について、せめて倒壊したハウスの撤去ですね、これについては全ての関係自治体が無償で処理を引き受けるようにすべきだというふうに思います。今回の大雪被害では、倒壊ハウスの無償撤去についても、自治体でまちまちだと被害農家からお聞きしました。この実態と県の考え方、お答えください。

A．農林部長

繰り返して恐縮でございますけれども、前回の状況と変化がございました点は、共済事業の中で、撤去についても農家が選択して対策を講ずれば、お金が出るという仕組みができたところでございます。その共済制度に加入するかどうかというのは経営の判断でございまして、そういった意味で、そのリスクを感じられて不安に感じられる方は農業共済に入ってくださいということで、制度の周知を図ってまいっているところでございます。御理解いただければと思います。

Q．柳下委員

さて、県の支援対象となった自治体は、被害が発生した51市町村のうち27市町村です。この中に小鹿野町は入っていません。小鹿野町では、11戸の農家で18棟のパイプハウスが倒壊したのに、農業用施設の被害額が3割以上の農家が10戸以上必要との要件を満たさなかったからです。例えば、1つの農家で全ハウス1,000万円の場合には、300万円以上の被害とならなければ支援対象にならないわけです。被害農家がハウスをたくさん保有していて被害額の割合が小さくなって、県の支援を受けられない。これでは農家が納得できないのは当然です。県の条例の要件は、大規模なハウス農家が多い県北部地域の現状に合わないことは明らかです。今後も同じようなことが起こり得るわけですから、農業施設は被害額にかかわらず、1棟でも損壊があれば、指定の要件に当たる被害農家とするような条例に改正すべきではないでしょうか。

A．農林部長

埼玉県農業災害対策特別措置条例につきましては、昭和53年に制定されたわけでございますけれども、委員御指摘の平年の30%の減収量というものは、国の天災融資法などに準じるとして定めているところでございます。近隣の状況を見ましても、条例を持つ県を確認しましたが、茨城、栃木、群馬の3県では、本県と同様の助成内容となっております。そういった意味で、現時点で条例の基準を見直すということは困難というふうに考えております。

Q．柳下委員

続いて、要求資料8に関わってTPPの影響について伺います。

2月4日、日本政府は、アメリカ、日本など

12か国が参加し、関税の原則撤廃などを盛り込んだTPP協定に署名しました。しかし、署名された協定は、各国で批准の手続きが必要であり、アメリカと日本のいずれかが批准しなければ発効しません。今も、国会決議が守られていないなど、多くの農家がTPP反対の声を上げ続けています。アメリカ大統領選挙では、民主党のヒラリー候補らも批准に反対しています。我が党は、日本農業に壊滅的打撃を与えるTPPの批准手続きを中止させるため、引き続き奮闘する決意です。

さて、我が党はこの間、TPPについて一般質問で繰り返し取り上げてまいりました。埼玉県議会でも決議が上がっております。埼玉県の農産物に対する影響について、県の試算を求めてきましたけれども、埼玉県は協定署名後も試算を発表していません。群馬県や千葉県は既に試算を行い、公表しています。どうして埼玉県は公表できないのか、試算額はどのくらいになるのか、一刻も早くTPPによる影響試算を公表して、具体的な対策を検討すべきと考えます。

A．農林部長

国による試算方法に基づいて埼玉県の農産物の生産減少額を計算いたしますと、約8億円から14億円減という計算がなされました。

Q．柳下委員

8億円から14億円というお答えでしたけれども、なぜこれをきちっと県の影響額ということで公表しないのですか。これについて私は質問しているんですけれども、それにはお答えになっておりません。それについて教えてください。

A．農林部長

国の計算方法は、一定の前提に基づいて行っておりまして、委員御存じだと思いますけれども、基本的には国内対策をしっかりと講ずるということで生産の減少率がゼロ、生産量変わらないという前提で、価格のみが関税の影響で下がるという計算方法で試算したものでございまして、そういった意味で私どもとして、積極的にこれまで公表していなかったということでございます。

プラス、この試算をするに当たって細かいデータなどの整備が必要でございまして、その整備に要する時間というのも結構かかったということでございまして、発表するタイミングが遅くなったということでございます。

Q．柳下委員

では、正式には、いつ公表するんですか。

それと、今、公表するのに、国内対策をしっかりと講じるということだったんですけれども、他県は発表しているのに、この点についてはっきりとお答えください。

A．農林部長

国のTPP対策というのは、既に国の補正予算の中で整理されておりまして、それ自体は既に発表されております。我々も、農家に対して説明会を2回開催させていただきまして、周知を図っているところでございます。

Q．柳下委員

これについてきちっと公表して、影響についてもしっかりとってほしいと思います。

最後に、産業労働部は県内企業へのアンケートで影響調査を行っています。しかし、農林部

はいまだに県内農家へのアンケート等実施しておりません。深刻な影響が生じる農業分野では、なぜ実施していないのか。県内の農家から、県はTPPへの対策を真剣に考えていないと言われても仕方ありません。農業団体などを通じて、TPPの影響に関する農家向けのアンケート、そしてきめ細かい対策が必要と思います。今後の対応をお聞かせください。

A・農林部長

県では、平成27年12月に農林振興センターと家畜保健衛生所などに対しまして、農林業関係相談窓口というものを設置して、農業者からの御相談に応じております。相談窓口に来られた農業者の方は、今後の経営に対する不安をお持ちになっていらっしゃるかと、あとは国産米の影響がないとしているのは、なかなか現実的ではないんじゃないかなど、国の影響分析に対する御意見を頂戴しております。また、産地パワーアップという新しい事業を活用したいという要望など、54件の相談が寄せられております。

先ほど答弁させていただきましたが、国の方をお呼びして、国とともにさいたま市と吉見町の2会場でTPPの説明会を開催して、640人の農業者の方に御参加いただいたということでございます。説明会でも様々な方と意見交換が行われたということでございます。

このように、可能な限り農業者の声を直接聞くように努めておりますので、現時点で改めてアンケートを実施するということは考えておりません。

委員長

8秒です。

Q・柳下委員

産地パワーアップ事業といっても、実際にこれは役に立ちません。

以上です。

部局別質疑（福祉部）3月14日

Q・柳下委員

歳出予算の事業概要、28ページ、児童措置委託費に関連して伺います。

要求資料は24ページ、25ページを御覧ください。

県内児童養護施設の性的虐待事件についてです。

児童養護施設は、御案内のとおり保護者のいない児童や虐待されている児童などを入所させて養育する施設です。県立施設もありますが、多くが社会福祉法人立で県が委託しています。新年度予算にも、この委託費が計上されておりますが、この予算を生かし、施設の子どもの全面発達を願って質問します。

お手元の予算の要求資料25ページを御覧ください。

2013年の施設内虐待は1件、保育士による高校生と小学生への性的身体的虐待です。私たちの調査によると、児童養護施設の保育士が高校生の児童と性的関係を持ち、しかも複数の同僚保育士とも不適切な性関係を持っていたとして、懲戒解雇処分となったという事件です。資料によりますと、翌年、2014年にも別の施設内で性的虐待が行われております。10年前に、県内の児童養護施設保育士による性的虐待が報道されましたが、虐待が後を絶たないわけです。児童養護施設の措置児童の約6割が被虐待児です。家庭で悲惨な虐待を受けてきた子どもが、保護された施設でも虐待されるという極めて許しがたい事件です。2009年から2

014年の県内施設における虐待発生件数を報告してください。

A．福祉部長

平成21年度から26年度までの過去6年間、県内では6件の虐待事案が発生しております。虐待の累計は、身体的虐待が2件、心理的虐待が1件、性的虐待が3件でございます。

Q．柳下委員

6件、多いですね。児童養護施設は、保護者に代わって児童を養護する極めて公的な施設です。民間の社会福祉法人が運営していますが、本来、全施設が公立でもいいと思います。県の監査、指導、援助などの責任は重大です。というのは、2013年の虐待事件の施設は虐待事件を初めて起こした施設ではないという点です。私どもの調査では、8年前、2005年にこの施設の法人理事長兼初代施設長が入所児童への暴力、暴言、職員と不適切な関係を持つなどにより、理事長施設長職を解任されているのです。この施設長が中学1年男子に暴行を繰り返し、施設を辞めさせてやるなどと脅迫し、職員との不適切な関係を持ち、それを児童に目撃されたという驚くべき事件です。問題は、この人物が事務長として、その後もこの施設で解雇もされずに働いているということです。2005年の際に、問題の人物が解雇されなかった理由を御説明ください。

A．福祉部長

お話の暴力事件を起こしました施設は、2005年1月にも県が改善勧告を行っております。その中で、不適切な処遇を行った施設長の責任を明確にするよう勧告しております。その結果、

当時の理事長兼施設長が施設長解任の処分を受けるとともに、理事長職を辞任しております。なぜ辞めさせられなかったかということでございますが、この処分は法人の理事会において適正に行われているというふうに理解しております。

Q．柳下委員

今回、問題にしているのは、2013年の性的虐待事件について法人理事会の下につくられた運営改善検討委員会の提言の中には、こう書いてあるはずですが、初代施設長は、事務長として施設内に残るとともに、引き続き理事にとどまるという極めて変則的で異例な経緯をたどって、今日まで推移してきている。本委員会においても、この極めて変則的で異例とも言うべき構造が施設の真の経営者が一体誰なのか不明確にし、長年不安定な施設運営を余儀なくされてきた主たる原因ではないかと再三にわたり問題提起してきたところです。極めて強い言い方をすれば、本施設の運営実態は二重の指揮命令系統が存在していると受け止められかねない。この構造を続ける限り、再び今回のような不祥事が発生する可能性は十分にあり得ると考えるところである。つまり、理事長兼施設長が2005年に解任されず、事務長にとどまったことが今回の性的虐待事件の原因の1つであると指摘しているのです。この運営改善検討委員会の指摘について、県はどのような対策を講じたのでしょうか、はっきりさせてください。

A．福祉部長

県は、2013年の虐待事案を受けまして、施設に対し組織運営や体制について問題点を明らかにして改善計画を策定するよう勧告をいたしました。また、改善計画の策定に当たっては、

児童の権利擁護に詳しい専門家を交えた検証を行うよう指示しております。

そこで、施設では2014年3月、弁護士でありますとか学識経験者など6人の委員で構成される運営改善委員会を設置いたしました。施設は、運営改善委員会の検証を踏まえながら、組織運営等について問題点を明らかにした上で、施設として改善計画を策定いたしました。その中で、施設長が最終責任者として施設を統括すること、事務分掌を明確化し、各職員が与えられた職責の中で児童への適切な支援を行うこととしております。

県は、施設が策定した改善計画に基づき、指揮命令系統が適正に機能しているか、直接施設を訪問し、確認しております。

Q．柳下委員

これだけ問題のある人物をなぜ事務長職として残留させたのか、私はここが理解できないんです。2005年の事件の際、職員の有志からは理事長兼施設長は退職すべきだと要望書が提出されたはずですが。虐待された子どもたちが虐待をした当人と今後も一緒に生活するんです。心の傷を回復することを妨げるという理由です。全くそのとおりだと思いませんか。虐待をした本人と今も同じ施設で子どもたちが生活している、このことが問題とは思いませんか、部長、はっきり言ってください。

A．福祉部長

当時、暴行を受けた子どもがいるかどうかは確認しておりません。

Q．柳下委員

先ほどの運営改善検討委員会の文書に戻りますと、そこには現実的には児童に対する様々な

支援場面で事務長の関わりが散見されていると書いてあります。運営改善検討委員会は、このように元理事長兼施設長、現在は事務長の影響を完全に取り除かなければ、またこのような事件が起こる可能性があるということを指摘しているんですね。なぜ、この指摘どおりにしないんですか。これでは、この施設が根本的に改善するとは思えません。児童養護施設の子どもたちは、施設の職員以外に頼れる人がいないんです。その施設で繰り返し虐待が起こる、子どもの中にはこれじゃ家にいたほうがましという子もいたといいます。一日でも早く安心して暮らせる場にしなければと思います。私は、この施設のこの問題は2013年の事件だけで検討されるべきではないと考えます。また、法人内部の検討委員会では自浄作用を発揮することは不可能だと思います。第三者による再建委員会を再び作り、2005年の事件と今回の事件と一体の改善策を報告していただきたいと思います。

A．福祉部長

第三者による再建委員会についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり施設が運営改善委員会を設置いたしました。この委員会は、先ほどとダブりますが、弁護士とか学識などの委員が事件発生の原因でありますとか、再発防止策について審議し、施設に最終提言を行っております。施設は、この提言を踏まえて組織運営等についての問題点を明らかにした上で、改善計画を策定いたしました。

県は、2014年度、毎月施設を訪問し、計画どおりに改善が図られているかを確認しております。また、2015年度も3か月に1回、施設を訪問して確認をしております。引き続き、適正に運営されていることを確認してまいりたいと思います。

Q．柳下委員

今の部長の答弁のですね、施設の内部に運営再建委員会を作っても駄目なんです。ですから、私が先ほど質問したのは、第三者による再建委員会を再び作りなさいということで提案したわけです。これについてはお答えないようですけども、次にいきます。

さらに、この施設には職員の問題もあります。2013年に性的身体的虐待を引き起こした施設の職員集団は、県のほかの児童養護施設の平均退職者数が4.5人であるのに比べて、7人退職と特別に退職率が高いんです。また、保育士の経験年数は、ほかの施設平均が7年1か月のところ、勤続年数は4年と特別に低かったと聞いています。このように、経験の浅い職員集団に対してどのような対策を講じていたのか御答弁ください。

A．福祉部長

担当課長から答弁させます。

A．こども安全課長

どのような対応をしたかについてお答え申し上げます。

2013年度に施設内虐待が発生した施設では、2014年度及び2015年度、それぞれ外部の職員をスーパーバイザーとして採用して、いわゆる若手の職員の育成に当たっています。

Q．柳下委員

スーパーバイザーを入れているということでしたけれども、1年限りでスーパーバイザーは引き上げてしまいましたよね。その代わりに外部から副施設長が着任したとのこと。しかし、これまでの経過を見ても、施設長が改善し

ようとしてもうまくいかず、次々交代してきたのではないですか。引き続き、外部の方が二重、三重に中に入り続け、職員集団の改革を行うべきです。スーパーバイザーを継続すべきと思いますが、どうですか。

A．福祉部長

2013年度に虐待が発生した施設では、2014年度及び2015年度、埼玉学園やほかの児童養護施設での勤務経験が豊富な人をスーパーバイザーとして採用しております。このスーパーバイザーは児童に対する処遇のほか、施設の運営方針、運営方法だとか、職員の育成面についても施設長に対して助言、指導を行っております。

Q．柳下委員

私は、ある保育士養成機関の方の話を伺いましたが、保育士の中でも児童養護施設は人気がないというんですね。夜勤があるというのも1つでしょうが、施設の被虐待児の処遇が非常に難しくなっているという点も大きいのです。ですから、施設の保育士には特別な専門性が必要です。民間児童養護施設の保育士と県立児童養護施設の保育士の平均勤務年数を御報告ください。

A．福祉部長

県立の児童養護施設は県内に3か所設置されておりますが、管理運営は埼玉県社会福祉事業団に委託しております。その3施設における保育士及び児童指導員の平均勤続年数は9年4か月となっております。一方、民間の児童養護施設の平均勤続年数は7年1か月となっております。

Q．柳下委員

私は、県立保育士の待遇も決して十分だとは思っていません。しかし、本当に民間の児童養護施設職員の待遇は低いんです。まずは、この官民格差は解消すべきです。国任せではなく、県としても職員の給与への上乘せを行うなど、民間処遇改善事業を拡充すべきと思いますが、どうですか。

A．福祉部長

民間児童養護施設の職員給与を改善し、その定着を図るために民間施設給与等改善費を支給しております。これは職員の平均勤続年数に応じて措置費に加算をするものでございます。本定例会に、この加算率を平均で3%引き上げる補正予算をお諮りしております。これにより、民間施設給与等改善費については1億2,572万円、1施設平均で年額740万円の増額が見込まれております。

また、県では県単独事業として、児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費において、高校生を新たに受け入れた施設に対し、人件費を補助する予算を本定例会にお諮りしております。職員の処遇改善については、何よりもまず国がその責任において措置費の引き上げを図るべきだというふうに考えております。県としても、措置費の人件費部分について改善を国に対し引き続き要望してまいります。

委員長

5秒です。

Q．柳下委員

児童……

委員長

時間です。

以上で、共産党の質疑は終了しました。

部局別質疑（保健医療部）3月15日

Q．柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

先ほど質疑の中で、共産党というのが出ましたけれども、この予算特別委員会の中では他党への批判、こういうものはなじまないと思います。

では、質問に入ります。

先ほども質問がありましたけれども、歳出予算の事業概要、保健医療の14ページ、母子保健推進費について伺います。要求資料は21、22ページを御覧ください。

この1月、狭山市内で3歳の藤本羽月ちゃんが自宅で死亡し、母親と内縁の夫が暴行で逮捕、起訴されるという事件が起こりました。死亡時には、顔にひどいやけどやけがを負っておりました。報道によれば、首に鎖を巻き柱につなぐなど、壮絶な虐待が行われていました。羽月ちゃんの冥福を心から祈るとともに、この教訓を生かして児童虐待を根絶する一歩となればと、こういう思いで質問させていただきます。

今回私は乳幼児健診の問題について取り上げます。先ほども質問でありましたけれども、狭山市の保健センターの保健師は、ある程度この家庭の困難さを把握しておりました。母親は17歳で姉を妊娠、翌年羽月ちゃんを妊娠、非常に若い年の妊娠であり、年子という条件です。出産直後には保健師はかなり努力をして、羽月ちゃんの様子を確認しております。その後、羽月ちゃんは4か月健診、1歳6か月健診、そして3歳児健診、全て未受診でした。保健師は4か月時も1歳6か月時も家庭訪問して羽月ちゃん

んを確認しています。3歳児健診の未受診時に、これは昨年11月ですけれども、このときに羽月ちゃんを確認していれば、虐待されていることが分かったのではないのでしょうか。部長も先ほど本当に決意を込めてお答えがあったと思うんですけれども、なぜ家庭訪問を行われなかったのか、本当に悔しい思いです。しかし、3回の健診全て未受診という家庭は146件中8件しかありません。なぜすぐに家庭訪問しなかったのか。理由は、母親が祖母の家庭に暮らしていたと思い込んでいたからです。

まず最初の質問ですけれども、今回の事件から何を学ぶか、来年度の市町村保健師の研修で決定すべきです。先ほど部長の答弁もありましたけれども、特に若い方の妊娠の場合、祖父母の援助が得られるという条件は安心材料にならない、この点は教訓とすべきと考えますが、どうでしょうか、部長、答弁をお願いします。

A．保健医療部長

先ほども御答弁をいたしました、大変痛ましい事件であるというように考えてございます。御指摘をいただきまして配布をしています要求資料の15にも書かれてございますが、虐待が多い事例の中で、若年妊娠、つまり10代で妊娠をするというのもその1つのカテゴリーとして書かれています。何が試されているのか。やっぱりこれは各市町村保健師の本気度が試されているんだろうと思います。会えなければそれでよしとするのではなくて、必ず会うということが基本だろうと思います。したがって、私どもの毎年行われています市町村保健師を集めての研修会では、正にその虐待に経験豊かな方々を講師に呼んで、どこを注意してやればいいのか、どうすればいいのか、そういうことについて細かに研修会を受けていただいているんですけれども、こうした事件が起きてしまった

ということでございます。御理解いただきたいと思います。

Q．柳下委員

部長の決意を感じました。

私は虐待防止という点では3歳児健診を重視すべきだと思います。特に健診を一度も受診しない家庭のリスクを重く見て、早期に家庭訪問を徹底すべきです。3歳児健診まで全て未受診が続いた家庭の早期の家庭訪問は制度化すべきと考えますが、更に部長の答弁を求めます。

A．保健医療部長

委員おっしゃるとおり、3歳も大事かと思いますが、私の立場といたしますと4か月のときもそうですし、1歳6か月も3歳も全て確認をしないといけない。これは児童虐待の児童相談所と全く同じでございまして、48時間対応、必ず通報を受けたら48時間の中で確認をする、そういうことが責務なんです。それをしないというのはやっぱり大きな問題だろうと思います。ただ、大変残念ながら、私どもいわゆる助言指導をするような立場になってございまして、私ども保健所保健師が直接毎回訪問するという状況ではないところが、ちょっと残念なんですけれども、いずれにいたしましても、市町村保健師に頑張っていただくということで努力を促したいです。法律で縛るということではなくて、3回の健診を全て確認をするということをやっていただくということで指導させていただきたいというふうに思っております。

Q．柳下委員

市町村と連携してしっかりお願いしたいと思います。

虐待防止として国が制度化した生後4か月の乳児家庭の全戸訪問、こにちは赤ちゃん事業、これは国・県の助成もあり、どの市町村も丁寧に取り組んでいます。今回の事件の家庭へも、赤ちゃんの段階でかなり努力をして訪問していました。私は虐待防止のためにも3歳児健診後の未受診者の訪問も市町村任せとせず、きちんと県として財政的措置を行い、今の部長の決意を制度化すべきと考えますが、どうでしょうか。

A．保健医療部長

県といたしましては、先ほどから出ております、いわゆる4か月のこにちは赤ちゃん事業も1歳6か月も3歳児も、これはしっかりやっていただくということでございますが、これは接触をする1つの機会なんだろうと思います。今議会でやっぱり御提案をさせていただいています、いわゆる妊娠から子育て期は一貫して母子ないしは父子の家庭、あるいは両親がいるけれどもという家庭も含めまして、全て見守りを続けると。いろんなチャンネルから様々な情報が入っているわけです。それを一元的に管理して、その情報を基に引き続き見守りを続けていく、こういう仕組みにしないと、市町村職員も異動がございまして、ずっと同じ方が同じ家庭を見ているという状況ではございませんので、やはり1人1人に1つ1つのデータというんでしょうか、リストをつくって、それを基に継続して見守りを続けさせていただく、こういう仕組みをいち早くつくっていく必要があるというふうに考えてございます。

Q．柳下委員

そのとおりだと思います。人が代わってもきちっと健診の未受診者の家庭訪問とか、そういうものはきちっとやっていく必要があると思います。ですけれども、非常に難しいというふう

に聞いています。というのは、電話にも出ない、訪問すれば怒り出すとか、そういう家庭が正に虐待リスクが高いんですね。保健師の経験や専門性が本当に要求されるというふうに思います。先ほど答弁もありましたけれども、保健師の経験、専門性、そういう点では、私もメディカルソーシャルワーカーのときに一緒に同行訪問を保健師としたことがありますけれども、かつて県の保健師は非常に経験も専門性も備えていて、適切にアドバイスし、市町村の保健師とともに困難ケースの同行訪問をどんどん行ったんです。ところが、現在所沢などを管轄する狭山保健所の保健師は、たったの16人ですよ。これでは同行訪問はできないんです。埼玉県は県・市町村など含めて、10万人当たりの保健師の数が全国43位です。乳幼児健診の徹底のためにも保健師の増員を図るべきだと思います。県の保健師を母子保健などで市町村への指導、助言、同行訪問ができる体制に増員すべきと考えますが、部長の決意も含めて答弁をお願いします。

A．保健医療部長

県の保健所の保健師につきましては、経年的に把握をいたしますとほぼ一定数で推移してございまして、特に大幅な減少はしているわけでもなく、また逆に増えているわけでもない状況でございます。県の保健師の役割が大分時代の変化とともに変わっておりまして、委員御指摘のとおり当初は母子保健に基本的に大きな役割を担わせていただいておりますけれども、最近は精神の保健であるとか難病であるとか、違う疾病等を抱えた御家族に対するフォローという形になってございまして、何度も申し上げて申し訳ございませんが、母子保健については市町村、市町村保健センターが中心になってやるという状況になってございます。ただ、委員御指摘のとおり困難事例につきましては、県の保

健所の保健師が同行訪問をするというのが基本だと思っておりますので、是非そういう方法ができるようにやっていきたいと思えます。

Q．柳下委員

しっかりお願いしたいと思えます。

次に、歳出予算の事業概要の27ページ、周産期医療体制整備費に関連して伺います。

休止している西埼玉中央病院の地域周産期母子医療センターについて、私は繰り返し取り上げてきました。2月に地元5市からも再開の要望が提出されているはずですが、病院として産科医は確保しましたけれども、しかし新生児の専門医が見つからないという状況で、県に対して県立病院などから新生児専門医の派遣などを要望していると思えます。西埼玉中央病院の地域周産期母子医療センター再開の見通しについて御答弁ください。

A．保健医療部長

この点については、一般質問でもお答えをしたかと思えます。西埼玉中央病院の院長以下、一所懸命医師の確保に動いております、過去2年間の実績として計4名の小児科医を確保でき、現在6名までになっております。NICUを再開するためには、新生児科医という本当にごく低体重児を担当するような医師が必要になります。この低体重児を扱う新生児の医者というのは全国で2,707名ぐらいしかいないんです。非常に少ない状況でございます。

したがって、この医師の獲得ももちろんなんですけれども、もともとこういう新生児科医とか小児科医の医師を増やすという施策をしていかない限り、ずっと小児科医が不足している状態は続くだろうと思っております。私どもは去年から埼玉、群馬、新潟の3県の要望事項が

ありまして、要望の中に必ずこれを入れて小児科医を含めた診療科偏在の厳しい診療科の医師をもっと輩出するように何らかの工夫をしてほしいということで、直接文部科学省と厚生労働省にお伺いをしてお話をしてまいりました。なかなか御理解がいただけなくて、どの診療科を選ぶかはやはり医師の自由であるというようなことをおっしゃられて、なかなか意が伝わっていない状況がございますけれども、引き続きそういった輩出するところから新生児科医を確保していかないと、この問題は永遠に解決しないというように考えてございますので、そういう方向で努力したいと思えます。

Q．柳下委員

努力したいということは分かりましたけれども、院長を招いてシンポジウムをやったりということで現場が必死になっております。県としても一緒に大学を訪問したりとかやってきているんですけど、今現場は限界ですね。このまま再開しないとどうなるか。それは結局、埼玉医科大学に集中して、今度はそちらが疲弊してしまうという、そういう点では新生児の専門医を県立病院から派遣すると、この点を提案したいと思えますけれども、部長、どうですか。

A．保健医療部長

この関係につきましては、さっき別の委員からもお話があったと思えますけれども、小児医療センターにつきましても30床のNICUを動かすためにも医師確保に動いているということで、厳しい状況にあるということを経営管理者からは聞いておりますけれども、可能な限り派遣をしていただくという方向は正しいかと私も思っておりますので、その方向については引き続き病院管理者をお願いしてまいりたいと

思っております。

ただもう1点、西埼玉中央病院の周辺につきましては防衛医大がございまして、防衛医大につきましてもNICUの開設について動いていただいておりますので、全てが全て埼玉医科大学総合医療センター等に行くということにはならないかなというように考えておりますけれども。

Q・柳下委員

時間がないので、次の質問にいきます。

歳出予算の事業概要の保健医療4ページ、国民健康保険財政安定化基金事業費に関連して、国保の都道府県移管について質問します。

所得200万円程度の4人家族に年間36万円の国保税が課され、国保の滞納額が膨大に膨れています。このような保険税の負担はもう限界です。滞納者には厳しい徴収が行われ、本県の短期受給者証の交付数は3万4,000件、窓口全額払いとなる資格証発行は1,700件となっています。2015年、全日本民医連は保険証がなくてぎりぎりまで我慢して死亡に至った人が年間58人に上ったと公表しています。国保問題について、一番深刻なのはこの国保税が高過ぎるということです。部長、負担も限界だと思いませんか。簡単をお願いします。

A・保健医療部長

国保財政というか、国保制度の抱えている構造的な問題がなかなか解決しない限り、なかなかこれを全て解決するというのは大変難しいという状況だと認識しております。

Q・柳下委員

そうですね。この問題は被保険者1人1人に責任があるわけではありません。過去の県の答

弁でも、今おっしゃったように国保の構造的問題によるものです。国保の構造的問題点、県によると医療費の多くかかる高齢者や低所得者層で構成されているということです。埼玉県をはじめ都道府県知事は、国保の都道府県化について、この問題点の解決を条件としていたはずですが、しかし、国が全国規模で年3,400億円を市町村に配る、財政安定化基金を新設して全国規模で2,000億円を投入するということで、都道府県化を受け入れてしまいました。都道府県運営というのは、国保税が高過ぎて滞納が広がり、赤字に苦しむ市町村が集まることになるわけです。3,400億円と財政安定化基金があれば、被保険者が高齢者や低所得者で構成されているというこの問題点を解決できるでしょうか、部長の考えをお示しください。時間がないので結論だけ。

A・保健医療部長

解決することはなかなか困難でございますけれども、3,400億円と2,000億円の安定化基金、これは大きな収入になりますので、一定の安定的な運営には資するものと考えてございます。

Q・柳下委員

国保の破綻を食い止めるために、今緊急に行うべきは、国保税を引き下げることです。私たちは低所得者で構成される国保について、国をはじめとした公費収入を増やす。特に国の負担は一貫して後退してきたわけです。一刻も早く負担割合を50%に戻すべきです。そして国保税引き下げに当たる。当面は1,700億円の国民健康保険基盤安定負担金が低所得者対策として全国市町村に交付されているのですから、これできちんと国保税を引き下げるべきだと思います。ところがこれを市町村の法定外繰入減

額のために使っている自治体もあるのです。

質問ですが、平成27年度と28年度で法定外繰入減額の市町村の数を調査し、報告していただきたい、この点の答弁をお願いします。

A．保健医療部長

これについては担当課長からお答えさせます。

A．国保医療課長

法定外繰入の状況につきましては、毎年1月、2月ごろに国が公表しております。直近の数字で、申し訳ございませんが、平成25年度と26年度の比較で法定外繰入の比較をしますと、32市町で法定外繰入を減少させております。27年度、28年度については、来年、再来年の公表となりますので、引き続き注目していきたいと思っております。

Q．柳下委員

今お答えありましたけれども、これまで国保税が高過ぎて払えない。ですから、市町村の一般会計の繰入れもやってきたわけですね。そういう点では、国に対してそして県としても独自にきちっと財政的にお金を出していく、公費の投入、これが必要だと思います。最後に部長よりお願いします。

A．保健医療部長

いわゆる低所得者に対するいわゆる軽減とか免除、この制度はしっかりやっていく、そのために1,700億円の公費助成を使う。ここは間違いないと思いますが、そのことですなわちそれが国保税全体を下げてしまうということについては、やっぱり検討をしなくてはいけない

問題じゃないかなというように考えてございます。

部局別質疑（公安委員会）3月17日

Q．柳下委員

日本共産党の柳下礼子です。

平成28年度の当初予算では、警察官は64人の増加となっております。しかし、団塊の世代が大量に退職する一方で、警察官の増員を繰り返してきましたが、その結果、県警の年齢構成は若い部分が厚くなっています。

ここで伺いますが、警察官の年代別人数を御報告ください。

A．警務部長

10代の警察官が約2%、それから20代の警察官が約26%、30代が約34%、40代が約17%、50代以上が約21%でございます。

Q．柳下委員

今のお答えでは、大変若い方が多いということで、20代から30代でも約60%、そういう点では、経験の不足を補う研修や、失敗した事例から教訓をしっかりと学び取ることが大変重要と考えております。

先ほどの答弁でも、1人1人に合わせた教育、指導、訓練が大事とのことでしたが、本日は、この点で質問をいたします。特に本部長や幹部の姿勢も問われていると思います。

保健医療部の審査でも取り上げましたが、狭山市の女児虐待事件についてです。

報道によりますと、2015年6月と7月に

2回、県警狭山署の職員が県民からの通報を受けて内縁の夫と母親の家庭を訪問しています。もし、この警察の訪問後、この母親が祖母の支援を受けられなくなったということを狭山市保健センターに報告をしていれば、私は、十分な危機意識を持つことが可能だったというふうに思います。警察よりヒアリングした内容によりますと、6月に狭山署の職員は、深夜11時に女の子が玄関前に出されて泣いているという通報を受けています。内縁の夫のアパートを訪問しております。その際、この男と女の子が寝ており、女の子の体には傷はなかったとして、虐待通告は行いませんでした。実はこのとき、この家に母親はいなかったんです。母親は後から帰宅しました。そして、母親は、夫に自宅を締め出されていたというんです。ここまで署員は聞き取っているわけです。母親が深夜締め出されているというのは、DVです。DVは虐待のリスクを非常に高めるのは当然ですが、狭山署の署員は、そういう認識があったのですか。なぜ、児童相談所や狭山市保健センターに通告しなかったのですか。

A．生活安全部長

ただ今の事案につきましては、昨年6月29日午前零時1分に110番通報を受けて行ったものでございます。現場に行ったのは交番の勤務員でございますけれども、聞きましたところ、委員お話のとおり、外出先で口論して怒って、先に同居の男性が帰ったためにドアを閉めたという状況でございます。そこで、後から帰ってきたところ、開かなかったの、そういうことで子どもを置いて、一旦離れて、要は子どもだけでも入れてもらいたいと、こういう話でございます。それで一旦離れまして、LINEというアプリがございますけれども、ここで連絡をしてすぐに男性のほうが入れているという状況はございました。

そういった状況から、児童虐待はなかったと現場の警察官は判断したものでございます。

Q．柳下委員

翌月の7月にも狭山署の職員はこの家庭を訪問していますが、虐待通告は行いませんでした。なぜ2度も虐待の通報があったにもかかわらず、児童相談所にも狭山市保健センターにも報告しなかったんですか。

A．生活安全部長

2回目の事案でございますけれども、2回目の事案については、昨年7月19日午後7時37分に110番通報がありまして、室内で泣いているから見てほしいと、こういう通報でございました。パトカーの勤務員が現場の対応に当たっておりますけれども、通報から15分後の7時52分ごろに自宅のほうに行きましたところ、児童は自宅の中でお姉さん、1歳上のお姉ちゃんがございますけれども、テレビを見てはしゃいでいる状況でございました。そこで、話を聞きましたところ、母親から、お風呂に入りなさいというふうに言ったら、下の子がぐずって泣いたんですと、こういう状況でございました。ただ、現場の警察官につきましては、児童虐待の恐れがないかということを確認しなければなりませんので、両親というかお2人、実母、それから同居の男性に了解をとりまして、家の中に入って、その亡くなった児童ほか、もう1人お姉ちゃんがございますけれども、両方の体を見て、そこで児童虐待はないというふうに判断したものでございます。そういったことから通告はなかったということでございます。

Q．柳下委員

こういう事件を防止することは、埼玉県警の役割だというふうに思います。

警察内部で、児童虐待防止のための教育とか研修はどのように行っているのでしょうか。また、今年度の県警の研修予算と、そのうち児童虐待防止のための予算について御答弁ください。

A．生活安全部長

職員に対する指導、教養の状況でございますけれども、児童虐待事案の対応につきましては、年に数回行われます警察署長会議、それから、生活安全課長等会議、これは直属の担当者の会議でございますけれども、こちらの席上で各幹部に児童の安全を最優先とした対応を図るよう指導をしておるところでございます。

また、現場の警察官に対しましては、警察部内で行う教養でございますが、少年警察実務専科、生活安全任用科、それから新任の生活安全課長、それから新任の少年係長、異動に伴う講習でございますけれども、こういった講習におきまして、時間をとりまして、児童虐待への対応要領を教養して指導しております。

また、現場の交番の勤務員等につきましては、職場教養資料を作成して、こうした生活安全課長、ですから少年係長等から、日頃、教養を行っているという状況でございます。

なお、教養・研修に当たりましては、平成25年に改訂されておりますけれども、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」というのがございます。この内容のうち、対応の基本的事項の部分や警察が関わる部分につきまして、こういったことを踏まえまして、教養を行っているところでございます。

Q．柳下委員

最後にお聞きしますけれども、昨年の朝霞警察署員の強盗殺人事件、そして熊谷市での連続殺人事件、そして今回の児童虐待事件、この間、埼玉県警は、マスコミをはじめ県民から大きな批判を受けてきました。その点で、平成11年にはマスコミからも全国民からも厳しく批判されてまいりました。県警本部長まで処分を受けた桶川ストーカー事件もありました。女子大生の家族の訴えをもみ消して、殺人事件を未然に防止できなかった事件です。県警本部長に伺いますが、あの事件の教訓、どのように受け止めておられますか。

また、今回の一連の事案についても教訓をどのように県の警察内で徹底していくのか。特に虐待の問題では、児童相談所や狭山市保健センター、ここの一緒に組んだ同行訪問とか、それが大事ですね。この点について教訓を明らかにしてください。

A．警察本部長

委員御指摘の桶川事件につきましては、いわゆる警察改革要綱の発端となった事件でもございます。私はこの警察改革に至った経緯、趣旨等、警察改革の精神は決して風化させてはいけないというふうに考えております。

今後も「県民のための警察」の原点に立って、県民の安全・安心の確保が警察の責務であるという点を全職員、1人1人に至るまで、徹底をさせ、県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

委員御指摘の事件それぞれにつきましては、性質が異なるものでありますので、それぞれに対応を図っているところでございます。

朝霞市における元浦和署員の事件につきましては、警察における身上情報が十分把握をされず、適切な指導監督がなされなかったというこ

とが原因の1つに挙げられるところがございます。まして、職員の身上把握、指導監督の強化、職務倫理教養、こういったものを抜本的に見直して、今取り組んでいるところであります。

熊谷市における事件では、昨年10月に「埼玉県熊谷市内で連続発生した殺人事件に係る警察の対応と今後の取り組み」、これを取りまとめたところがございます。これに基づいた教訓事項を今後の警察活動に生かすべく、取り組みを推進しているところでございます。

狭山市における児童虐待事件につきましては、現在のところ事件捜査の過程では、当該児童への身体的虐待行為は昨年8月ごろに始まったというふうに認められるところではありますけれども、児童相談所、あるいは市町村の要保護児童対策地域協議会、これと連携強化を図りまして、一層情報共有を徹底して、悲惨な児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。

部局別質疑（企業局、病院局、下水道局）

3月17日

Q・柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

私は、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転についてお伺いいたします。

先ほど、病院管理者のほうから、日本一の小児病院にしたいという中でお答えがありましたけれども、私は、患者家族との信頼関係の下に医療というのは成り立っているというふうに思っています。こういう観点から、今回の移転計画の特徴は、現在小児医療センターに入院、通院している難病患者、重度の心身障害児の家族の願いに答えていないという点です。

県が開いてきた患者家族説明会は、この1月で8回になりました。毎回毎回、一貫して異様な雰囲気です。患者家族のお母さんたちが泣きながら訴える。お父さんたちが怒り出します。

どうして患者家族の皆さんが納得しないのか。それは、なぜ何度言っても分かってくれないのですか、この言葉が示すとおり、病院局の側が患者家族の言葉に耳を傾けないからです。

まず、新病院の1階コンコースに接して設置するコンビニエンスストアについてお聞きします。

新病院の設計が発表されたときから、患者家族は、コンコースに面して外に開かれたコンビニは閉じてほしいと要望してきました。不特定多数の外部者が入ってしまうと、感染症が恐ろしいので、このままでは患者家族はコンビニを使えないのです。それなのに、県は患者家族の反対を押し切って、コンビニを外に向けて建設し、事業者を募集、決定してしまいました。病院事業管理者、医師の立場からお答えください。コンビニを患者と外部の人がともに使うのは、感染の危険はないですか。

A・病院事業管理者

感染の危険云々は、これは当然あると思っております。それで、最初の御質問ですけれども、患者様御家族、特にお母様方から、コンビニに多くの客が行き来することで、子どもの健康に害があるということで感染症などの心配があると聞いておりますので、最大限配慮して事業を進めていきたいと思っております。

ただ、コンビニ自体はこれで業者を決めて、その中で、業者と一緒に話をしていきたいと思っておりますので、なるべく御希望に沿うように進めていきたいと思っております。

細かいことにつきましては、小児医療センター建設課長にお願いします。

A・小児医療センター建設課長

コンビニのことにつきましては、患者家族説明会を含めて回数を重ねて話しております。私

どものほうといたしましては、現在本体工事を進める中、正式にコンビニの工事を行うのは本体工事が終わった後、コンビニ業者が工事を行いまして、10月から内装工事というような予定であります。

今のことにつきましては、コンビニ業者のほうと病院事業管理者が申したとおり前向きに最大限配慮して事業を進めていくという考えの下に調整を進めているところでございます。

Q・柳下委員

今の病院事業管理者のお答えの中では、当然危険があるということでしたよね。それで、患者家族が言っているのは、もうここまでできてきて、外に向けてくれるなということなんです。ですから、なるべく期待に応える、ではなくて、発注者はこちらなんだから、これは困ると、そういう注文をすべきではないんですか。

そこで、さいたま市は、新病院の付加機能として民間保育所を設置しようとしたことがありましたよね。医師会などが感染症の危険を理由に反対したために撤回したんです。そして、コンビニは隣接の赤十字病院の1階にもつくられました。なぜ、新病院のコンビニを外に開放するのか。本当に理解に苦しみます。コンビニの外部に向けたドアは閉じて、センター内部からだけ出入りできるように、そのように指示がなぜできないんですか。

A・小児医療センター建設課長

今の件についてでございますが、業者のほうと、そういうことの実現性について、そういう形で調整を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

Q・柳下委員

時間ないので、次に行きます。

もう1つの患者家族の切実な願いは、新病院の駐車場、これは現センターと同様に無料にしてほしいということです。これは、患者家族説明会の総意と言えます。要求資料は4ページ、5ページを御覧ください。

病院局は移転とともに、新病院の駐車場の料金を上限1,000円にするとしています。患者家族の説明会での発言を御紹介します。今、子どもが気管切開を勧められて、メンタルはめちゃくちゃな状態です。しょっちゅう入院を繰り返してきました。入院すれば毎日面会に行かなければなりません。私たちが面会するとき、何時間病院にいるか知っていますか。面会開始から終わりまで一日中いるんですよ。こんな私たちから料金をとろうなんて。外来だって子どもの血管が細くて、採血だけで1時間半かかるんです。私たちは、いたくてここにいるわけではありません。入院したら2か月半、ずっと毎日面会に来ているんです。その間ずっと駐車料金を払い続けているんです。私は、ダブルワークで働いて、そして面会にも来ている、駐車料金の費用なんて誰も出してくれません。

県病院局は、患者家族の負担を軽減することで、面会滞在時間は駐車場料金を定額制300円にするという提案をしています。しかし、このお母さんのように2か月半子どもが入院して面会に毎日通った場合、このお母さんの負担は幾らになるのか。単純計算では、2万2,500円です。子どもさんが気管切開となれば、自宅にいるときもたんの吸引が必要で、24時間の介護となります。このお母さんのつらい気持ちは本当に分かります。

こういう方から、これまで無料だったのを2万2,500円徴収するのですか。病院事業管理者、見解を伺います。

A．病院事業管理者

患者さんの入庫の待ち時間を少しでも短く、より利用しやすい駐車場にするために、駐車場を利用する患者家族の皆さんにも一定の御負担をいただきたいと考えているので、御理解いただきたいと思います。

また、内容につきましては、もう一度、課長のほうから説明させていただきます。

A．小児医療センター建設課長

平成26年の1年間における入院患者の平均在院日数についてでございます。平均在院日数は14日程度ということでございます。

こういったデータに基づきまして、私どもの中で判断させていただいております。

Q．柳下委員

データに基づいてではなくて、患者家族の説明会の中で、こういった要望がしっかりと出ているわけでしょう。これをどう受け止めるかという問題です。県の提案では、障害者手帳の所持者は新病院の駐車料金を無料にするとしていますが、しかし、末期がんなど難治性の病気で入院しているこの家族は、面会の際の駐車場の料金は免除されるんですか。免除されません。病態が固定しなければ障害者手帳は交付されないからです。

要求資料の5ページを御覧ください。面会時間8時間以上の家族が20%近くもいます。私は、病気のお子さんを看護する保護者から駐車場料金を徴収するなど、絶対に認められません。患者家族については、要望どおり無料にしたいと思っています。

この間の常任委員会の中でも、検討するということがありましたけれども、その後検討はどう進んだんですか。あしたは常任委員会ありますけれども。

A．病院事業管理者

検討するというのは、すぐやるという話ではございませんので、これは始まってからまた考えていきたいとは思っております。

Q．柳下委員

もう1つ確認しますけれども、手帳の所持者は無料にするといいますが、それでは逆に県立小児医療センターの患者ではなくても、手帳を持っている児童と一緒にスーパーアリーナに来たと、コンサートなり何なり、そういう場合も無料になるんですか。

A．小児医療センター建設課長

今回の無料の件につきましては、小児医療センターを通院、あるいは入院の目的で入る患者さんに対してでございます。そういうことに対しての無料というのはございません。

Q．柳下委員

時間がないので、次に行きます。

続いて、県立小児センターの診断書料金、証明書料金の引き上げについても伺います。

この4月より普通診断書の発行料金を1,530円から2,400円に、特別診断書を4,590円から5,370円に引き上げます。患者家族は学校進学や装具の購入の際に、診断書をかなりの頻度で必要とします。今回の大幅な値上げは、患者家族にとって大きな負担となると思います。

伺いますが、診断書料金の引き上げは、患者は家族に説明しているのですか。

A．病院事業管理者

経営管理課長のほうから答弁させていただきます。

A．経営管理課長

料金の値上げにつきましては、委員会御審議の後に条例が可決されましたらば、直ちに周知したいと考えております。

Q．柳下委員

先ほど、駐車料金も無料から有料になるということで、いろいろ患者家族の希望が出ているわけです。こういう中に、どさくさに紛れて県立小児医療センターのこの診断書料金を上げる、これでどのぐらいの収益を見込んでいるんですか。上げたことによって。

A．経営管理課長

今回の診断書料金の値上げ等につきましては、県立4病院共通でございます。併せまして、年間で平成26年度の実績を踏まえまして、1,500万円程度の増収になると見込んでございます。

Q．柳下委員

小児医療センターだけでは幾らですか。

A．経営管理課長

小児医療センターの診断書料でございますと、通常の特別の診断書ですと19万3,320円でございます。普通の診断書でございますと30万2,400円ということでございます。

Q．柳下委員

次に行きます。

県立小児医療センターで助かった赤ちゃんは、これからも成人するまで、様々な機会に診断書を必要とします。今回の診断書料金の値上げは、大変な負担となると思うんです。これについては、患者・家族に説明は必要ないというふうに判断したんですか。

A．経営管理課長

先ほども申し上げましたとおり、診断書料金の値上げにつきましては、今回お願いしている条例が認められた場合には、直ちに周知してまいりたいと考えております。

Q．柳下委員

次に行きます。

2012年2月定例会の冒頭で、知事は、現在の小児医療センターについては、患者や家族の皆様への不安に配慮するため、その機能の一部を何らかの形で現在地に残す検討もしてまいりますと説明されました。2年も3年も検討した結果、センター移転後2年間は、県立小児医療センターの無償診療所が運営されますが、その後は民間の医療法人による医療型障害児施設に変わります。医療型障害児入所施設は、私も病院長から要望を受けたのを思い出しますが、現在のセンター移転計画が持ち上がる前から導入が検討されていまして、全く新しい機能です。

病院事業管理者に伺いますが、知事が検討すると言ったその機能の一部を残すという、一体何が残ったのでしょうか。

A．病院事業管理者

県が経営する跡地に残す機能というのは、こ

これは2年間でございます。それは、障害者であって、新病院には交通を使って行くには難しいという方を対象に、主に処置が対象になるかと思えます。そのほかに、リハビリテーションですとか、あるいは呼吸の気管切開の処置ですとか、あるいは呼吸管理、そういった、いわゆる処置に属するものを残していくつもりでございます。

Q・柳下委員

それは、県立小児医療センターの機能ではなく、新しい医療法人の機能ではないですか。県立小児医療センター機能ではないというふうに思います。県立小児医療センターの今の機能を、その機能の一部を残すと言ったんですよ。ですから、私はセンター機能の何が残ったのか、全く分かりません。

そして、時間がないので次の質問に移りますけれども、その点、では1点だけ簡単をお願いします。

A・病院事業管理者

一部を残す、処置の対象となる患者さんを診ていきますと、見捨てることはありませんということをお約束したわけです。

Q・柳下委員

センターの医師は、最長2年間の派遣ということで、そういう報告だったけれども、これは永久に派遣をするんですか。

A・病院事業管理者

2年後には、医療型の障害者入所施設ができますので、ここで外来ができますので、それ以前で小児のほうは引き上げるということになる

かと思えます。ただし、この入所施設に対しては、ある程度サポートはしていく必要はあると考えております。

Q・柳下委員

今、医師がたくさんいる中で、県立小児医療センターがありますよね。そして、2年間たったら、もう引き上げてしまって、そして別の法人がそこに来るわけですよ。そういう点では、全く小児医療センターの機能とは別のものではないんですか。

それで、もう1つ伺いますけれども、県立小児医療センターが移転してしまった後、土屋小児病院とか、春日部市民病院とか、救急を受け入れた部分とか、負担が相当そちらに行くと重くなると思うんですけれども、この点について1点伺いたいというふうに思います。私は、センターの機能を残していないというふうに思うので、この後の医療、ここは大変になるなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

県立小児医療センターの救急患者の治療件数は平成26年度で3,648件です。センター移転後の12月以降、この3,648人の救急患者はどこで受けるのでしょうか。

A・病院事業管理者

基本的に、小児医療センター、今ではもう救急患者といいましても、紹介以外は受け付けておりません。したがって、これからはそういう医師からの紹介、あるいは救急隊からの紹介というものは全て新病院のほうへ移送することになると思います。

Q・柳下委員

救急にできていないんですけれども、土屋小

児病院だとか、春日部市民病院、その患者さんたちは相当疲弊してしまうんじゃないですか。そちらに集中するかという。これについて。

A．病院事業管理者

土屋小児病院の場合は、小児医療センターからも今応援で行っています。これは多分そのまま続くと思います。春日部市民病院のほうはこれから、それだけの人材がいるかどうかは、また1つ課題かなとは思いますが、小児医療センターから今派遣するという体制ではございません。

2 予算特別委員会における村岡正嗣議員の質疑

部局別質疑（総務関係）3月10日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。早速質問いたします。

総務部の当初予算案における主要な施策の8ページ、税収確保対策の強化に関わり質問いたします。

個人県民税対策の推進として、県による直接徴収の実施に173万円、OJTによる人材育成道場で市町村職員等の研修に490万円が予算計上されています。

徴収と滞納者対策は重要なことですが、暮らしや営業が持続されてこそその徴税であるべきです。地方税法でも準用している国税徴収法の3本柱は、税債権の確保、私法秩序の尊重、納税者の保護です。この納税者の保護として、法は、緩和制度、換価の猶予、滞納処分の停止、超過差し押さえ及び無益な差し押さへの禁止などの諸制度を設けています。政府答弁でも通達でも、滞納処分は納税者の実情を十分に把握し、その実情に即しつつ、生活の維持、又は事業の継続に与える影響など考慮して行うべきとされています。

しかし、徴収の現場でこれが徹底されておられません。今、病気で働けなくなってしまった、失業した、売上げが激減した、様々な事情で税金を払いたくても払えない状況に陥った人は少なくありません。こうした中で、過酷な納税、差し押さえなどによって、深刻な事例も起こっています。

伺いますが、いかに徴税が必要であっても、納税者の保護について、法が定めるルールに従わなければなりません。県としてどのように徹底しているのかお答えください。

A．総務部長

納税者によりましては、財産の状況や滞納となった理由は様々でございます。そのため、県といたしましては徹底した財産調査を行いますとともに、滞納となった理由や生活状況等を把握いたしまして、滞納者の実情に即した対応を行うように心がけているところでございます。

財産調査の結果、納税資力があるにもかかわらず納税いただけない滞納者には、差し押さえなどの滞納処分を実施しております。一方、財産がない、生活困窮などの法の定める要件に該当する場合には、滞納処分の執行停止を行っております。ほかにも災害や病気などのため、納税困難になった場合にも徴収猶予や換価の猶予を検討しております。

こうした内容につきましては、研修ですとか、あるいは会議等を通じまして、県税事務所の職員に徹底しております。引き続き法にのっとった適正な対応に努めてまいります。

Q．村岡委員

具体的にお伺いします。

2014年のことで、これは新座市のミスですが、固定資産税の過大な請求が行われ、60歳代の夫婦が自宅を失った事件がありました。滞納者は低収入で、不安定ながらも、納税はギリギリまで続けていました。何とか差し押さえだけはやめて、競売はやめてほしいと市に訴えていたにもかかわらず、市は当人との面談も行わず、競売を強行、御夫婦は家を失いました。その後、過払い金が返金されても、自宅に戻ることはできません。この事件、税の算定ミスは論外ですが、根底に、納税者の保護は考えず、徴収ありきを優先した市の姿勢が、取り返

しのつかない結果を招いたのです。滞納者の個別具体的な事情を十分に把握するという点で、県として、市町村に対してどのような指導を行ってきたのか、お答えください。

A．総務部長

市町村の徴収に関しましては、県は指導するという立場ではなくて、助言、支援するという立場ということで、お答えをさせていただきたいと存じます。

市町村におきましても、滞納者の状況は様々なので、個別具体的な実情を十分に把握した上で、適切に判断して、滞納処分、滞納処分の執行停止を行っているというふうに考えております。それぞれ様々な協議会等の中でも、きちんとした、そういう処理をしていくということで、皆さんが共通の認識を持って、現在も市町村とともに業務を進めているというような状況でございます。

Q．村岡委員

しっかりやってもらいたいと思います。

私は一昨年の決算特別委員会で、本県も加盟している全国地方税務協議会での滞納整理の研修会について質問いたしました。研修資料の中に、徴収職員の心構えとして、差し押さえを武器にした強い交渉とか、差し押さえはちゅうちょするなとか、話の打ち切り方などの交渉術が列挙されておりました。非常に強権的でした。生活実態を無視した徴収強化となる研修であってはならない、こうただしたことをよく覚えております。

一方、滋賀県野洲市は、生活再建支援の自治体として教訓的です。野洲市のおせっかいを強化するがその特徴ですが、年金収入しかない60代の男性が、健康保険料や公営住宅の家賃も

払えなくなった、退去を迫られる中、市がおせっかいを発揮して、サラ金に過払い金があることから、過払い金を原資に借金を完済して、生活を立て直すことができたとの一例が新聞でも紹介されました。こうした住民の生活再建を支援する、徴収の分野において支援すること、非常に私、大事と思いますが、本県ではどう取り組んでいるのか、お答えをください。

A．総務部長

野洲市の例を挙げられておりました。新聞報道等によりますと、野洲市では多重債務等で困っている市民の方がいらっしゃる場合に、各課の窓口職員が市民生活相談課へ連絡をいたしまして、市民生活相談課が相談に応じているという形で、こういう対応をされているというふうに聞いております。同様に、本県におきましても、県税事務所の窓口で多重債務者や就業等に関する相談窓口の一覧を備え付けてありまして、必要に応じて納税相談の際に御案内をするというような形で対応を行っているところでございます。

適切に対応をこれからもしてまいりたいというふうに考えております。

Q．村岡委員

私の関わった川口市の御夫婦の相談ですが、仕事上のトラブルで住民税が滞納となりましたけれども、市と協議して分割納付していたと。ところが、いきなり県へ引き継がれ、県から給料を差し押さえると言われて、障害を持った妻と2人暮らし、生活が成り立たないほどの分納額の引き上げを迫られたと。給料を差し押さえられたら会社にいられなくなってしまうということで、分納すらできなくなる。不安以上に大きな、その方は屈辱感を味わったとの訴えがあ

りました。

要求資料の6には差し押さえ件数や換価の額などが示されていますが、質問ですが、地方税法第48条によって、本県が市町村から引き継いだ個人県民税について、平成26年度の滞納引継件数、金額、差し押さえ件数、金額を端的にお答えください。

A．総務部長

個人県民税対策課長からお答え申し上げます。

A．個人県民税対策課長

平成26年度の実績を申し上げます。45の市町から626件、滞納税額にいたしまして7億7,000万円を引き継いでいるところでございます。そのうち、差し押さえ件数につきましては313件、差し押さえの滞納税額につきましては4億4,000万円ということでございます。

Q．村岡委員

引き継いだ件数が626件に対して、差し押さえた件数は313件ということで、これは当然、その差し押さえた件数は、ダブルカウントとかトリプルカウントもあるんでしょうけれども、私は313件とは余りに多過ぎるなという印象を持っています。

それで部長、48条で市町村から引き継げる期間は1年以内ですね。そこで、解決を急ぐ余り、差し押さを急いでいるのではないのでしょうかとお答えいただきたいし、丁寧に対応すれば、実態としての納税に結び付くのではないんですか。しかも今、4億4,400万円という金額は、これは差し押さえ額の滞納額に過ぎないわけですね。換価等によって、実際に県に入っ

てきた金額は幾らだったのかとお答えをいただきたいと思います。

A．総務部長

滞納整理につきましては、できるだけ早期に対応することが解決のポイントとなります。県では、滞納者の納税資力を適切に調査確認しているところでございまして、その調査の結果、納税資力がある場合には、資力に応じた納税を促しているというところでございます。それでも納税されない場合は、公平な徴収を確保するために預貯金や給与などの差し押さえを行っているというところでございます。財産がない、生活困窮など法の定める要件に該当する場合には、滞納処分執行の執行停止を先ほど申し上げましたとおり行っていると。差し押さえや滞納処分の執行停止に当たりましては、いずれも滞納者の実情を確認した上で、適正に現在行っているというところでございます。

換価の額につきましては、個人県民税対策課長からお答え申し上げます。

A．個人県民税対策課長

換価の額の御質問でございますが、自主納付分も含めました徴収金額で申し上げますと、約3億7,000万円ということでございます。

Q．村岡委員

4億4,400万円、金額相当差し押さえをして、今の答弁では3億7,000万円ということですね。これはいわゆる財産、禁止財産のこともありますので、先にそれを聞いて、もう1つ続きを聞かせていただきます。

鳥取県での児童手当訴訟にかかわって伺いますが、この事案は、預金口座に入金された児童

手当を県が差し押さえてしまったと。子どものために児童手当が必要、取り戻せないかということで、広島高等裁判所松江支部の判決では、児童手当法第15条、差し押さえ禁止の趣旨に反するものとして違法であるとして、鳥取県に返還を命じました。鳥取県は、滞納整理マニュアルを、児童手当等の特別法による差し押さえ禁止債権の入金の有無について、十分に確認することなどと改定を行ったわけですが、こうした児童手当等の差し押さえ禁止財産について、鳥取県での判決を教訓化して、本県も今後の人材育成道場など研修等を通じて徹底すべきと思いますが、この点をお答えください。

A．総務部長

鳥取県の事例では、児童手当が口座に振り込まれた直後に差し押さえというのをしております。また預金残高のほとんどが児童手当の入金であったことなどから、児童手当の差し押さえと同等と判断されて違法とされたというものでございます。

通常、差し押さえ禁止の債権が口座に振り込まれた場合、預金として差し押さえることについては、最高裁判例では違法ではないというふうにされています。そういうようなことも、この2つを踏まえまして、鳥取の判決を受けまして、預金の原資が児童手当であると認められるような場合には、滞納者の預金口座に振り込まれた児童手当の滞納処分を控えるように各事務所には周知徹底をしているところでございます。

Q．村岡委員

実情を十分に把握すると、即して対応をするということは非常に私、大事だと思っているので、差し押さえをして換価される、しかしそのことによって、その方がその後、きちんと納税

ができるかというのは、非常に私は疑問を持っているんです。そういう意味では、やはり丁寧に納税の猶予とか、あるいは分納、こういったことをしっかりと研修の中にも取り入れていただいて、結果として、長期スパンでちゃんと徴税がはかどると、こういう形が望ましいと思っているんですが、この人材道場などで、そういった趣旨の研修を位置付けてやるかどうか、その点を最後にお聞きします。

A．総務部長

委員御指摘のような研修につきましての中でも、十分そういうことについて徹底していくような研修の中身にしてまいりたいというふうに考えております。

部局別質疑（環境部）3月11日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

私は、温暖化対策と再生可能エネルギー推進について、当初予算における主要な施策1ページから10ページ、要求資料は15ページから17ページに関わって質問します。

昨年12月、パリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、COP21が開かれ、新たな法的枠組みとなるパリ協定を含むCOP決定が採択されました。パリ協定では、今世紀後半には人為的排出を実質ゼロにする、2度未満を下回る1.5度未満を努力目標とするなど、合意されました。世界は、脱炭素社会に向け大きな一歩を踏み出しました。

しかし、日本政府が示した温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年度までに2013年度比で26%減と、先進国では最低レベルで

す。しかも、その前提となる長期エネルギー需給見通しは、旧来の原子力と石炭、火力をベースロード電源とし、再生可能エネルギーを抑制するものです。今日3月11日は東日本大震災、福島第一原発事故から5年目です。しかし、政府は、危険な原発を再稼働させ、CO₂を大量排出する石炭火力発電の大幅増設です。これでは、世界の潮流に逆行するものと厳しく指摘しておきます。

そこで、地球温暖化対策における自治体の役割と責任に関わり伺います。

本県は、ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050を策定し、温暖化対策を進めていますけれども、パリ協定を受け、計画の見直しが必要ではないかと考えますが、お答えください。

A．環境部長

国と県の削減目標等につきましてでございますけれども、国が2030年度に2013年度比26%削減するという計画を立てておきまして、埼玉県の場合は2020年度に2005年度比21%削減するというので、目標のスタート年度と数値が違っております。埼玉県の数値を国のほうの数値に推定で置き換えてまいりますと、2013年度基準年を試算といたしますと、2020年度の県の削減目標は、国の削減目標10.7%でございますけれども、これよりも7.2%、削減目標としては上回っております。したがって、国よりも厳しい削減計画を埼玉ナビゲーション2050では作っております。

Q．村岡委員

国に合わせるとプラス7.2%ということで、県の計画のほうが、むしろ国より上回っているというか、そういうお話でした。

それでは、その県の目標そのものですが、計

画どおり達成できるのかということです。埼玉ナビゲーション2050の最終年度は2020年度です。そこで、当初予算で計画期間後半の最重点施策と位置付けられた削減の進んでいない家庭部門の省エネ化と運輸部門の低炭素化について伺います。

温室効果ガス排出量の2013年度実績では、目標値に対して、家庭部門で100万トン、運輸部門で79万トンが未達成です。この2部門について、あと4年しかありません。今後どのようにして各計画目標を達成するつもりか、お答えください。

A．環境部長

まず、家庭部門についてでございますけれども、省エネとか節電などのいわゆる低炭素型ライフスタイルへの我々の生活の転換が非常に重要だというふうに考えております。そのために、例えばエコライフDAY、今年度105万人の県民の方に参加していただきましたけれども、こういうことをはじめとした普及啓発に更に取り組むことが非常に重要だというふうに考えております。

それに加えまして、平成28年度につきましては、子どもへの普及啓発が非常に重要だ、有効だというようなことから、温暖化を漫画で訴えるような冊子、資料を作って、それを各学校に配布するというようなことで、子どもに対しての普及啓発を強めていきたいというふうに考えております。

自動車のほうにつきましては、基本的にはEV、PHV、先ほどのFCVなどの普及が非常に重要だというふうに考えておりますので、これらの次世代自動車の展開、普及を更に進めてまいりたいというふうに考えております。事業者に関しましては、200台以上車を保有する事業者につきましては、低燃費車の導入を義務

付けておりまして、これを今年度、今までの5%から20%、低燃費車を導入するというようなことで事業所にも協力をお願いしております。

さらに、エコ通勤というようなことで、マイカー通勤の方に対して、例えば自転車なり公共交通機関を使うというようなことでマイカー通勤の量を減らすということで、来年度からしっかりとお願いしてまいりたいというふうに考えております。

Q・村岡委員

しっかりやってもらいたいと思います。

次に、埼玉ナビゲーション2050には、最重点施策の1つに、「再生可能エネルギーの活用と産業の発展の好循環をつくる」ことが位置付けられています。私は、この点ですね、県民主体の好循環を目指す、こういうことであれば大いに評価したいと思います。

私はこの間、再生可能エネルギーの推進で地域循環型経済の実現をと繰り返し求めてきました。知事からは、問題意識は同じだ、再生可能エネルギーの活用は極めて重要だなど、共通認識が示されております。

問題は、どう現実のものとするかです。伺いますが、県有施設における再生可能エネルギーの取り組みは進んでいるのでしょうか、また、その実績は広く県民にアナウンスされているのでしょうか、お答えください。

A・環境部長

県有施設への再生可能エネルギーの導入状況でございます。太陽光発電設備につきましては、さいたまスーパーアリーナなどを含めまして175の施設に導入しております。また、太陽熱利用設備につきましては、環境科学国際セン

ターをはじめとして59の施設に導入しております。地中熱につきましては、西部地域振興ふれあい拠点などの2施設に設置しております。県有施設におきまして、太陽光発電の総発電量を一般家庭に置き換えますと1,600世帯分の太陽光発電の設備が県有施設のほうで設置されております。

Q・村岡委員

いろいろチャレンジをしていることは分かりました。

それで、せっかくそうやって再生可能エネルギーに取り組んでいるわけですので、地域の人やその施設を利用する方に、それが分かるように表示をする、そのことでアナウンスということを行ったんですが、これはしっかりやっていただきたいと提案しておきたいと思います。

私は、再生可能エネルギーの推進は、市民による地産地消のエネルギーが鍵ではないかと考えております。1人1人が地球温暖化による危機を意識し、自ら省エネに取り組む、ライフスタイルを見直す、認識を高める。その意味で、市民が主体的にエネルギー生産に参加することは決定的です。

そこで、私はこれまで市民共同発電事業の推進を求めてきましたけれども、県や市の補助制度、それが呼び水となっていることも承知しておりますけれども、同時に、市民が一定割合の寄附や出資が条件として求められております。お金を出してまでエネルギー事業に参加することで、正に主体者となります。行政の役割は後押しすることで、市民共同発電事業が県内各地に大きく広がることで、再生可能エネルギーの推進が地に足の着いた形で図られるんじゃないかと私は思います。

そこで、県として市民共同発電事業へ、いわゆる補助金を出すだけでなく、積極的に幅広い

支援を行う必要があるんじゃないかと思いますが、答弁を求めます。

A．環境部長

現状につきましては、まず、委員御指摘のように、保育園とか自治会館等に太陽光発電を設置するNPO等に補助を行っているということでございます。更なる積極的な支援ということでございますけれども、今までに多くの施設に太陽光発電が、この市民共同発電事業によりまして設置されております。この設置した効果とか環境教育への成果等を確認して、積極的に情報提供を行っていくことが重要というふうに考えております。

さらに、事業に新たに参入するNPO等に関して、例えば寄附金の集め方とか事業者との交渉術とか、環境教育の成果等について、なかなか不安な面があるというようなこともございますので、それらについてしっかりと情報提供するなど、ソフト面での支援も今後充実させていきたいというふうに考えております。

Q．村岡委員

そのソフト面ですね、非常に大事だと私も思います。私の地元でも、今度町会会館の屋根につけるといことも決まったようです。ただ、それを地域住民の方が必ずしもみんな知っているわけではないんですね。そういう意味で、非常にこの部分においてもアナウンスも含めて、しっかりやる必要があるかと思えます。

そして、要求資料17ページを見ますと、ここに市民共同太陽光発電設置実績がありますけれども、5年間での設置実績は12件ということが分かりますが、この事業へ寄附や出資した方の人数というのは、県は把握しているんでしょうか。分かったら御答弁願います。

A．環境部長

担当課長のほうから回答させていただきます。

A．温暖化対策課長

平成22年度から26年度までの合計で3,349、団体も法人も個人もありますので、3,349者でございます。

Q．村岡委員

3,349者ということですね。この中で埼玉県内の人、あるいは者ですか、これは分かりますか、埼玉県内で何者ということは。

A．環境部長

すみません。それも担当課長のほうからお答えさせていただきます。

A．温暖化対策課長

個々の事業につきまして、県内、県外については把握はしてございません。

Q．村岡委員

私は、これは必ずしも県内に固執する必要はないと思います。飯田市の「おひさまファンド」などは、全国からお金が集まっているんですよ。5,000円でも1万円でも自分で出資をすることによって、その家庭が環境に非常に関心を持つ。そういう意味で私は、市民共同型あるいは市民が主体だということが大事だということは、そう言っております。

HEMSがエコタウンで導入されたと思うんですが、感想文の中で気になったのは、国と県で補助金が出て、ただでもどうですかと言われて

てつけたけれども、最初は興味持ったけれども、関心がなくなったという話もあって、あれも非常に教訓的な話だと思うんですね。

それで、続いて伺いますけれども、私は以前も予算特別委員会で提案したんですけれども、この地球温暖化対策、それから再生可能エネルギーの推進というのは、埼玉県としての取り組みの組織としては、いわゆる縦割りではなく、全庁横断的な組織というものが必要じゃないかということ提案させてもらったことがあります。知事も、この点は検討したいということそのとき答弁をされたはずなんです。

これは各部局でそれぞれやっているんですよ、それなりにね。ところが、環境部の意識と違うと思うんですよ。やはり環境部のような意識を持っていれば、自分の施設で、例えば地中熱等をやろうという気持ちになるんだけど、そこができない。そういう意味では、実効ある温暖化対策、再生可能エネルギーの推進にふさわしい組織への再編強化をやっているかどうか、どうするのかお答えください。

A．環境部長

まずは環境部のほうでも、例えば環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、それぞれでエネルギー施策を行っております。これを来年度は、エコタウン環境課ということで、それぞれ各課が持っているエネルギー部門を1課に集めまして、環境部としてしっかりとしたエネルギー施策ができるように、組織を強化してまいりたいというふうに考えております。

委員長

6秒です。

Q．村岡委員

しっかりやってください。

部局別質疑（産業労働関係）3月14日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

最初に、先端産業プロジェクトの推進に係り伺います。

知事は、本定例会で県内企業にその裾野を広げていく、県内企業の99.9%を占める中小企業の生産性の向上も重要と答弁しています。特定企業の支援ではなく、全県の事業者を視野に入れた産業振興策とすべきは言うまでもありません。

まず、埼玉県が先端産業プロジェクトを推進する意義について見解を伺います。

A．産業労働部長

経済のグローバル化、進んでおります。また、生産年齢人口が減少している。そういう中にありまして、企業が発展的に、また企業経営を維持していくためには、新しい成長分野に対してチャレンジする精神が大事だと考えておるところでございます。そういった意味で、大学や研究機関の持っているシーズと県内企業の高い技術を融合させて新しい成長産業、そういったものに県内企業がチャレンジできるような環境を我々はつくって、最終的にはそういった成長産業の集積を図りたい、それが先端産業プロジェクトでございます。中小企業が幅広く参加できるように、我々環境を整えていきたいと思っております。

Q．村岡委員

部長、これくれぐれも一企業のためということではなくて、全事業者、幅広く、ここが鍵ですから、そこをしっかり強調しておきます。

次に、私は産業振興の基本に地産地消による地域循環型経済をと繰り返し提案してきました。お金が県内を循環する産業こそ必要です。2013年の予算特別委員会では、木質バイオマスを提案させていただきました。本県には豊富な森林資源がありながら、十分に活用されていません。木材を供給する川上と、それを消費する川下の両者のマッチングに有効ではないかと考えたからです。

ところで、先月18日に開催された平成27年度埼玉県次世代住宅産業プロジェクト成果報告会に参加した折、その中で木質系断熱材の開発の報告を興味深く拝聴しました。埼玉県産材を利用して木質系断熱材、ウッドファイバーや高度用パネルを作る開発です。要求資料の9にあります。最大の課題がプラント製造に巨額の設備投資が必要との報告でしたが、川上から川下を結ぶモデル事業となり得る可能性を感じました。

そこで、地産地消による地域循環型経済の実現へ県として今後どう取り組んでいくのかお答えください。

A．産業労働部長

新エネルギー分野の次世代住宅の正に報告会でございましたが、その中でも話題になりました木質系の断熱材でございます。県産材の間伐材とか、プレカットの廃材を利用している正に地産地消、正に環境に優しい製品だと思っております。木ならではの、正に湿度調節機能とかございまして、そういう意味で非常に有効な素材となっております。

来年度は、市販できるようなパネル型の素材

にするように研究開発を進めまして、市場に平成29年度から出せるように引き続き資金面、技術面などの支援をしていきたいと思っております。

Q．村岡委員

これ環境部で温暖化対策のときに家庭部門が遅れているんですね、そういう意味でもこの部分が効果的になれば非常にいいなと私も思っていますので、しっかりやってもらいたいと思います。

次に、当初予算案における主要な施策5ページにある埼玉県次世代住宅産業プロジェクトの1つですが、地中熱ヒートポンプシステムについて伺います。

埼玉県は日照時間が長い、だから太陽光発電が適していると強調され、太陽光以外のエネルギーは余り注目されてきませんでした。しかし、地中熱を利用したエネルギーはある意味、無尽蔵とも言えます。当県議団は、これまでも県内での地中熱ヒートポンプシステム開発に取り組む先進企業への視察、川崎市による実証システムの視察等を行ってまいりました。

一方で、地中熱利用において住宅分野など、小規模施設への活用が進まぬ最大の課題がシステム導入のコスト高にあるということも承知しているつもりです。

そこで伺いますが、本県として今後の事業見通しをどう考え、どう支援するつもりなのか答弁をお願いします。

A．産業労働部長

地中熱ヒートポンプのシステムでございますが、先端産業創造プロジェクトの中の事業化に一番近いところにあると私も考えております。具体的には、直膨式と申し上げまして、熱交換機を使わずシンプルな構造ですのでコストが下

がりますし、また地中に掘ります掘削する穴でございますが、そこが3分の1程度で済むということで、経費の軽減にもつながりますので、今後もこれを市場に売り出せるよう、今後、現在試作機ができておりますので、実証実験を平成28年度に重ねまして、29年度には市場に出せるよう支援をしていければと思っております。

Q・村岡委員

先ほども言いましたが、要はコストなんですね。ですから、ここをしっかりと押さえて、そして繰り返しますが、県内全事業者を対象にしてやってもらいたいと思います。

次に、要求資料10の労働法等の周知についてでございます。

先日、労働相談員の方からお話を伺いました。運送業勤務の方からは、事故による修理代など何かあるたびに自己負担とされている。時給780円、最低賃金以下で働かされている人もいたそうです。1時間早出をさせられた後でタイムカードを押して、夜8時にタイムカードを押して、更に2時間残業させられた人の相談もあったそうです。保険会社勤務の方からは、ノルマ未達成だと2か月で退社を迫られ、しかも自己都合に追い込まれた相談など、最近の特徴は事業者側が強圧的になっていることという話もありました。

特に、皆さん共通した御意見として、事業者側も労働者側も労働法等についての理解がなさ過ぎるとのことでした。本県は、労働セミナーや出前講座、手引書の配布など周知を行っておりますけれども、まだまだ不十分と言わざるを得ないと私は思います。この周知徹底について、来年度どうするのかお答えいただきたいと思っております。

A・産業労働部長

御指摘のとおり労働相談、今年度で約5,000件くらいきておるんですが、依然として多くのトラブルがあるというのが現状でございます。お話のように、やはり労働法に対する基本的な基礎的な知識がお互いに不足しているというのを実感しているところでございます。

県では、先ほど委員からお話ございました労働セミナー、また事業者向けにもセミナーを開催をするようにしております。また、若者世代、特にブラック企業やブラックバイトというのが話題になりますが、若者の労働法等の基本的な知識を何とか醸成するために、県立高校などへ出前講座をということで、まだ一部でございますが、それを行っているところでございます。今後は、若い世代から、まずはしっかりやっというと思いますので、私立高校や専門学校にまで来年度ちょっと拡大をしまして、出前講座というのを拡充し、若い世代から労働法規に対する基本的な認識を進めてまいりたいと思っております。さらに、チラシ等も一層のPRのために十分活用してまいりたいと思っております。

Q・村岡委員

要求資料10を見ますと、出前講座が11回、実質回数ということと、労働ハンドブックが1,000部を当初に発行という話があるんですが、もう絶対的に私は少ないと思うんですね。それで、是非これは増やさなくちゃいけないと思っているんだけど、今部長がお話しされた中でブラック企業、ブラックバイトについてもしっかりと若い方向けにやりたいという話で、非常にこれ大事です。さいたま市のパンフレット見ますと、きっちりとページを割いて、ブラック企業について記述があるんですよ。私、埼玉県のパンフ見たら見当たらなかったんです。是

非これ取り入れていただきたいと思うんですが、その件について最後に御答弁をお願いします。

A．産業労働部長

ブラック企業、ブラックバイト、若い人たちがこれから働いていくに当たっての大きな足かせになるような、そういう社会的な企業というのは非常に許し難いと私個人的にも思いますので、今後そういったものを周知するために取り組んでまいります。

また、労働相談の実施する機関等で構成します若者労働連携会議というのを今年度設置しておるんですが、そこでも意見交換しておりますので、そういった内容をハンドブック等に反映させるように検討してまいります。

部局別質疑（都市整備部）3月15日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

県営住宅の整備に関わり質問いたします。要求資料の8です。

公営住宅法は、国と地方公共団体が協力して住宅を整備することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとしています。しかし国は一貫して持ち家政策をとり、公営住宅の整備は後回しにしてきました。その中で県営住宅の果たしてきた役割は極めて大きいといえます。

県は、昨年3月に県営住宅の在り方について検討結果をまとめています。県営住宅のストック保有は世帯数比0.76%という県営住宅のサービス水準を維持するとしています。しかし、県営住宅の総数は世帯減少に合わせて2053年には、さいたま市を除き3,000戸ほど減

らす計画になっています。潜在的な重要から考えれば、県営住宅の戸数は決して十分とはいえません。とりわけ南部地域や南西部地域の状況は深刻です。

まず伺いますが、川口市など南部地域、朝霞4市など南西部地域での県営住宅の募集倍率について、この5年間で一番高かった倍率について端的にお答えください。

A．都市整備部長

南部地域では平成22年度の24.5倍、南西部地域では平成22年度の20.5倍でございます。

Q．村岡委員

いずれも20倍を超える住宅もありました。実際に市営住宅も県営住宅も、何度申し込んでも当たらないという声が私のもとにも寄せられています。最初から諦めている人も少なくありません。今非正規雇用の拡大とか年金の引き下げ、低収入の単身世帯や高齢世帯の増加などによって、公営住宅の需要はますます増えています。住まいは人権だと考えるべきです。県営住宅の建て替えを加速させると同時に、とりわけ南部地域や南西部地域では世帯数比に捉われず、思い切って整備を進めていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

A．都市整備部長

県内の世帯数は現在増加しております。今後10年間程度は増加するというふうに見込まれておりますが、その後減少するということに見込まれております。もう人口減少につきまちは早々という状況の中で、増加する世帯数に合わせて県営住宅を、例えば新築していくとい

うようなことを行った場合、その後の世帯数減少期には余剰な資産となる可能性がございます。このため、将来県営住宅が過度のストック、負の財産とならないように、ピークを迎えるまでの短期的な需要に対しましては、平成14年度から借上げ方式による県営住宅の供給を行っております。

借上げ方式の県営住宅につきましては、設備投資に係る初期投資が少なく済みます。また、短期間で機能的に需要が高い地域にダイレクトに供給できるというメリットがございます。今後も借上げ型のメリットを生かして、県営住宅の整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

Q．村岡委員

今、部長から過度のストックという話が出ましたけれども、それは私からすれば全くの杞憂です。将来的に仮にそうした住宅が生まれたとしても、いろんな形の再利用は十分可能だと私は思っています。そういう意味で、改めて住まいは人権の立場に立って、強く、整備を進めてもらいたいということを指摘をしておきたいと思えます。

次に、県営住宅のエレベーター設置について伺います。

県営住宅での大きな課題は高齢化です。要求資料の17ページでは、県営住宅入居者数5万4,949人中65歳以上が1万5,388人、28%、これは県平均です。さいたま市内の与野高層団地は49%、植竹団地45%、大久保団地43%など、大規模団地では入居者の半数近くが65歳以上の世帯です。病気や障害を持った方も増え、皆さん3階以上の昇り、それから下ることも本当に大変です。今後さらに高齢化が進みます。エレベーターの設置は待ったなしの課題でございます。

当初予算案における主要な施策の11ページによれば、来年度与野上落合団地と越谷蒲生団地の既存県営住宅2棟でエレベーター設置とあります。今年度も2棟でした。少な過ぎます。しかも来年度予算案には設計費が計上されていません。ということは、2017年度は既存への設置はゼロじゃありませんか。なぜかと疑問に思いましたが、受益者負担を導入するか結論が出なかったので設計予算を見送った、そんな話を聞きました。事実ならこれはとんでもありません。皆さんよそに移ることの困難な方がほとんどであります。

そこで部長、年間10棟とか20棟とか予算を大幅に増やしてエレベーター設置を推進すべきではありませんか、答弁をお願いします。

A．都市整備部長

後付けのエレベーターにつきましては、平成24年度から着手しております。現在までに3団地4棟が設置済み、1団地1棟で工事中、2団地2棟で設計中でございます。この後付けエレベーターに関しましては、1基当たりの費用が多額ということから、費用を要する反面、エレベーターを利用できる高齢者の数が1棟当たりの数が少ないという効率性の悪い事業でございます。このため、費用もかかるということもございまして、大幅に増やすことが困難な状況になっております。そのため、県ではエレベーターが設置できない住宅棟では、階段の昇り降りに支障を来すようなお年寄りを優先的に低層階、低い階へ移り住んでいただくということなどで対応を図っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

Q．村岡委員

費用が大きいいということなんですが、この5

年間の県営住宅の整備費予算を見ると、5年前は64億円程度ありましたけれども、激減しているんですね、そもそも。ですから、まずそこ自体が問題なんです。

そこで、今低層階への住み替えというお話がありました。2年前に障害者手帳が必要だったものを医師の診断書があれば認めると基準を変更しましたね。その結果住み替えが進んだとお聞きしました。この点は私も大いに評価したいと思います。ただ現在住み替えは同一団地でしか認められていません。部屋が空いていない場合、いつまでも住み替えることはできません。是非同一市内や近隣の県営住宅が空いていれば、住み替えを認めるような制度を改善すべきと考えますが、答弁をお願いします。

A．都市整備部長

階段の昇り降りに支障のあるような方々については、確かに現在同一団地内ということで認めております。これは、原則公募によるという入居規定の例外に当たるものでございまして、事情を考慮して例外を設けているものでございます。公募による入居者の皆様との公平性を考えれば、現在の住戸とほぼ同じ条件である同じ団地ということで住み替えを例外的に認めているという考えに基づくものでございます。

例えば、これから募集を行う新築直後の住宅に空き室があるからといいまして、安易に同じ市内ということで住み替えを認めてしまうと、公募で入居される方との間に公平性が問題視されるというような問題もございます。一方、県営住宅のますますの高齢化の進展を考えますと、御指摘を踏まえまして、今後近隣などへの住み替えにつきましても研究してまいりたいというふうには思っております。

委員長

17秒です。

Q．村岡委員

しっかり研究してもらいたい。そして最後に、2階への住み替えは可能なのかと。可能だとするならば、この情報が全く入居者に届いておりません。そういった意味では住み替えの情報をしっかり高齢世帯に届けてほしい。そういうことをやるかどうか、併せてお答えください。

A．都市整備部長

情報を提供をするのは県の大事な務めでございますので、情報の提供には住宅供給公社ともども努めてまいりたいと思います。

それと、2階への住み替えにつきましては、住宅課長のほうから御答弁をいたします。

A．住宅課長

現在2階への住み替えも可能となっております。

部局別質疑（県土整備関係）3月16日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

早速質問に入ります。

まず、当初予算案における主要な施策7ページ、総合的な土砂災害対策の推進、予算10億8,900万円に関わって質問します。

一昨年8月、広島市では甚大な土砂災害被害が発生しました。広島県は、土砂災害危険箇所が全国最多の3万か所以上、そのうち土砂災

害警戒区域の指定は3分の1でした。

一方、本県での土砂災害危険箇所は4,219か所、警戒区域の指定率は98.4%です。地域別では、秩父市658か所、皆野町337か所、小鹿野町325か所など、JR八高線以西を始め飯能市867か所、所沢市47か所、狭山市24か所、さいたま市10か所など広範囲です。

この問題では、当県議団にも切実な要望を寄せられています。小鹿野町の町議からは、県道薄小森線、小森地区内の採石場近くの小森川に沿った箇所約200メートルくらい、県道が20メートルから50メートルの断崖下にあり、これまでも落石、崩落などでたびたび通行止めとなっている。方策対策を急いで欲しい、こういう声です。

伺いますが、県はハード対策として、来年度も砂防事業や地すべり対策事業とともに、急傾斜地崩壊対策事業を行うとしていますが、整備を必要とする箇所は何か所と考えているのか、また、整備事業のロードマップはあるのか、お答えください。

A．県土整備部長

急傾斜地崩壊危険箇所、埼玉県は2,907か所ございます。そのうち、国の採択基準等を勘案して、県が整備をしなければならない傾斜地、人家が5戸以上ですとか、あるいは公共施設があるとか、そういうような場所については745か所ございます。既に115か所の整備が完了しておりますので、残り630か所が県が整備をする必要がある箇所というふうに考えております。

Q．村岡委員

それをどう今後整備していくかということが

ロードマップになるので、その辺まずお答えください。

A．県土整備部長

すみません、失礼しました。

その630か所をどうやってやっていくかというのは、全部をやるロードマップを作っても、あまり現実的ではありません。物すごい年数がかかってしまいます。ですので、優先度の高いところ、例えば保全対象が非常に極めて重要なところ、例えば要介護者用の施設があるとか、そういうような災害弱者が対象になるようなところから順次整備を行っていくということで、何年までに何か所のどこをやるというようなロードマップは、現実的には作っておりません。全国でも数十万か所の危険地があって、やはり同じようなことがありますので、なかなかこの問題でロードマップというのは難しいのかなと思っております。申し訳ありません。

Q．村岡委員

是非、落石、崩落が起こっている箇所は優先して行うべきと指摘をしておきます。

土砂災害対策では、住民の皆さん自身が危険箇所としての情報を地域で共有し、認識を深めるなどが重要です。その情報提供は行政の責任です。主に県南都市部を管轄するさいたま県土整備事務所管内でも、土砂災害危険箇所となると95か所、さいたま市45か所、私の地元川口市でも50か所もあります。これら土砂災害危険箇所については、各県土整備事務所ごとに、いわゆる危険箇所マップとしてホームページで公開されておりますが、伺いますが、問題はその情報が当該地域の住民全てに認識されているかどうかです。また、市町村による土砂災害、ハザードマップも重要な情報です。その作成は

進んでいるのでしょうか、県としてしっかり支援していただきたいが、お答えください。

A．県土整備部長

お話がありましたように、土砂災害危険区域がある市町村41市町村のうち、指定対象の市町村は38市町村あって、その市町村に土砂災害ハザードマップの作成が義務付けられているということでございます。34市町村で作成の義務がありまして、そのうち27市町村で作成が済んでおります。昨年度末に比べますと、11市町のハザードマップの作成が進みまして、全部ではありませんけれども、進んできているということでございます。

県が何を支援するかということでございますが、やはり斜面の性状、土質の性状等を見て、危険区域の範囲ですとか、そういったことをお話をしながら、避難ルートとしてどういうところが適切かというような技術的な部分の支援をやっていっているというところでございます。

Q．村岡委員

終わっていない市町村をしっかりと支援するように指摘をしておきます。

次に、防災の基本について、減災にあると考えておりますが、土砂災害ではとりわけ高齢者世帯、ひとり暮らしの方、先ほどお話があった要支援の方など、災害弱者への配慮が必要です。私たちは市町村を支援して、安全な避難場所、避難方法の確保、訓練の徹底、従来型の訓練でなく、夜間や降雨での訓練、要支援者の避難など、改善を要望してきましたが、県はこれまで、全国統一防災訓練の一環として市町村の訓練を支援していくとしております。土砂災害対策訓練としてこれでいいのでしょうか。現実的・実効ある避難訓練へ、県としてリーダー

シップを發揮すべきです。来年度の取り組みではどんな改善拡充をするのか、お答えください。

A．県土整備部長

非常に難しい問題とは思いますが、埼玉の場合、土砂災害の発生事例が非常に少なく、それぞれの市町村でなかなか身近に余り身近に土砂災害を感じてはいけないんですけれども、なかなか緊迫感が出てきていないようなことも事実です。実際に平成27年度、土砂災害を想定した避難訓練は9市町で行われました。ハザードマップを活用して、避難訓練や避難所の確認を行っておりまして、飯能市とか神川町では、実際に福祉施設と連携をした避難訓練をしたというような事例もございます。

県としては、まずは土砂災害の性状、何というんですか、科学的な、なぜ斜面が崩れるのか、どういう予兆があるのかとか、崩れたらどうなるのかとかいうような、そういうような部分も含めて、毎年、国の専門家をお呼びいたしまして、土砂災害の危険性のある対象の市町村の職員の皆さんに、これは毎年ですけれども、研修を受けていただいて、いつ起こるか分からないというような危機感をあおるわけではございませんが、危機意識を持っていただくようなことをやっております。

それから、そのほかに、土砂災害警戒情報というのを県と気象庁で発表するわけですが、それらの情報については、先ほどもちょっと水防のところでお話ししましたが、県からその情報を登録していただいた皆さんの端末に直接ダイレクトで個人個人にお知らせするような取り組みも進めていきたいというふうに思っております。

Q．村岡委員

しっかりやってください。

次に、歳出予算の事業概要4ページ、5ページの埼玉県道路公社に関連して伺います。

公社管理の有料道路は現在、皆野寄居有料道路、新見沼大橋有料道路、狭山環状有料道路の3路線です。料金は、普通車が150円又は420円です。国道は無料なのに、なぜこの道路だけ有料なのか。ここを避けるために、狭い住宅道路に多くの車が入り込んでいる。有料道路は車が少ないのに、近くの道路は大渋滞、混雑緩和の効果がないなどの声が寄せられております。普通、直轄国道ですと国と県が折半し、県は県債を発行しますが、この公社の道路の場合、県負担は2割で、8割を国や民間から借り入れ、その分を料金収入で償還する仕組みです。ただし、おおむね30年かかっても償還不可能な場合、料金は無料となります。この間、254号バイパスなどが無料となっており、喜ばれております。

伺いますが、このような有料道路を道路公社が造る意義とは何ですか。3路線の地元から強い要望があったんでしょうか、お答えしてください。

A．県土整備部長

有料道路のメリットは、まず第1に、早く道路が造れるということでございます。多額の費用を要するような多くの山岳トンネルを抱えていたり、あるいは非常に長大な橋りょうを必要とするような路線については、通常の予算でやっていきますとなかなか事業が進みません。それを有料道路事業を導入することによって、一気に進めることができるということで、非常に道路を整備する側からすれば、早くできるということによろしいかなというふうに思っております。

要望があったかということですが、狭山の有料道路につきましては、有料道路でも構わないので早く道路整備をしていただきたいというような要望があったということでございます。

Q．村岡委員

2つはなかったということになりますね。

具体的に聞きます。狭山環状有料道路ですが、入間川に架かる橋の部分が有料道路となっております。稼働以来29年間にたち、東京狭山線が延伸し、圏央道から東京までつながる幹線道路の橋となっております。一方、川上、川下にも新しい橋ができたので、有料橋を避けて多くの車が住宅街に抜けていきます。国道16号は、朝など大変な渋滞です。こうした結果、有料道路の通行量は少なく、当然償還など進んでおりません。有料期間は、平成33年までです。狭山・日高・所沢市民はもちろん、近隣住民も一刻も早くこの橋を無料にしてほしいと願っております。

本来、有料道路整備費は、国、市中銀行と合わせて、県の出資金全て料金収入で償還されるべきです。しかし、254号バイパスも、県出資金は償還できていませんが、無料化に踏み切りました。

そこで伺いますが、狭山環状有料道路の国・市中銀行からの借り入れ償還は1年後のはずです。多くの有料道路が県出資金を政治的に返還免除して無料になっているわけで、狭山環状も国や銀行へ償還が終わった時点で無料にすべきと考えますが、答弁を求めます。

A．県土整備部長

狭山の環状有料道路の御質問でございますが、当初、昭和62年3月の開通から30年で、平

成29年3月までということにしておったんですが、実は国道16号の下をくぐる立体交差の部分を追加工事として行ったために、現在では料金徴収期間も平成33年7月まで延長になっております。その際に、国と民間からも借り入を行っておりますので、その期間も同様に、平成33年度末までということで、その償還期間は据えられております。償還期間が切れれば当然、そこで料金徴収は止まるわけですが、有料道路の先ほど私ちょっと申し上げ落としたかもしれませんが、大きな特徴としては受益者負担の考え方がございます。その道路を主に利用する地域の皆様方の利用の便に供するためのものについて、全く何というんですか、埼玉県民全員から、皆さんからその部分の料金を代わりに負担してもらうこととなりますので、県が税金を導入するということはですね。

ですので、なかなかそういうことも、難しいのかなというふうに考えております。

委員長

47秒です。

Q・村岡委員

皆野寄居有料道路について聞きますが、ここは普通車料金は420円と非常に高いんですね。ですから、いわゆる生活利用には重過ぎるという声がたくさん寄せられております。浦和橋は、償還期限前に無料としております。これは、さいたま市が負担をしたことが理由だと思うんですが、このように県などが負担すれば料金の減免は可能です。この皆野寄居有料道路の無料化・低料金化についてお答えください。

A・県土整備部長

先ほど申し上げましたように、受益者負担の原則を崩して、県の税金を投入するというのは、有料道路に踏み切ったことから考えまして、なかなか難しいと思います。皆野バイパスの通行料金は非常に高いということを御指摘いただきましたけれども、もうちょっとお待ちいただければ、皆野秩父バイパスが完成します。その部分は無料ですので、そうなれば非常に利便性の高い道路となって、費用便益も上がってくるものというふうに考えております。

部局別質疑（教育委員会）3月16日

Q・村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

早速伺います。

当初予算案の主要な施策12ページ、共助社会の形成に向けた特別支援教育推進事業に関連して発達障害児の通級指導教室について伺います。

通級指導教室は、普通教室に通常は通いながら、週に1回程度特別な指導を受ける発達を促す場です。本県には、言語・難聴児が100教室、発達・情緒障害児が142教室あります。例えば、情緒・発達障害の教室では、障害の特性に即して、この場面ではなぜこういうことを言われたんだろうねなどと、じっくり子どもに考えさせる指導が行われています。子どもにとってほっとできる時間であり、同時に保護者にとっても、誰にも相談もできずに来たけれども、ここではアドバイスをくれる先生がいると、心のよりどころになっています。

今回、発達障害児を持つお母さんたちからお手紙をいただきましたので、御紹介させていただきたいと思っております。

小5男子のお母さんです。「息子は多動などの目立った特性がないため、一見して要支援には見えませんが、時間や物品の管理が極端に苦手だったり、3桁計算の繰り上がり、繰り下がりが分からないのに、理科や社会の興味や理解度が高いなど、発達障害児の特有の傾向が見られます。今年度、通級指導教室が富士見市に1クラスできましたが、希望者が多過ぎて、息子のような要支援の子には利用できるか、難しいです。」

同じく小5男子のお母さん。「中学生になったら通級指導教室がありません。中学生は小学生とは課題も、悩みの量も質も大きく変わります。例えば、自閉症スペクトラムのうち、知的障害のない、いわゆるアスペルガー症候群でIQの高く出る場合、塾に行かなくても成績はどれも良く、それでいて人付き合いは苦手で、周囲から反感を買います。障害について理解がなく、得意と不得意の大きな差異が障害に由来するものとは思わずに、本気を出せばできるのにやっていないと評価され、叱られ続けます。どんなに頑張っても、努力が足りないと評価されれば、もう心身がへとへとでも、そうか、まだ足りないんだと更に努力し、でも、周囲と同列になれず、疲れ果てていきます。自己肯定感を得られる体験を重ねていくこと、自分の存在意義を見出して、自分自身を尊重できること、このことを発達障害児に教えてほしいと切に願っています。」これ、お母さんの声です。

ここで、質問です。周囲から理解を得にくい発達障害児にとって、通級指導教室が心のよりどころとなること、保護者にとっても心の支えとなること、このような通級指導教室の存在意義について、教育長はどう認識されているのか、お答えください。

A．教育長

通級指導教室というのが今、村岡委員の言ったとおりの意味があって、国の加配に基づいて実はやっている制度でございます。この子たちが普通学級での学習をスムーズにできるようにということで、通級指導というのをやっておりまして、このことで子どもたち1人1人が、その子に応じてきちんと合わせた教育ができるというふうになるためには、非常に重要な仕組みだなというふうに認識しております。

Q．村岡委員

本当に重要ですね。

私の知っている子も、この通級で本当に助かったと、そういう感想も聞いております。

お手紙をいただいたお母さんたちは、富士見市の方々です。富士見市は全部で3教室ですが、人間市は11教室と、市町村によって通級指導教室数には差があります。また、小学校は216教室設置されているのに、中学校は24教室と、中学校への設置が進んでいません。

富士見市の保護者の皆さんは、富士見市に発達障害児の通級指導教室を増設してほしい、また、中学校にもつくってほしいと要望していますが、この小中、この点について御答弁ください。

A．教育長

通級指導教室というのは、国から定数の加配というのがあって、それがなくなかなかできないものですから、1つは、国へまた要望していかなくちゃならないということでは要望してまいりたいというふうに考えていますし、そういう声に応じて、富士見市も確か今年度当初に1つ増やしたんですが、なるべく増やせる形で我々としても努力をしてみたいというふう

に思っております。

Q・村岡委員

これはしっかりやってもらいたいと思います。

それで、発達障害を持つ皆さんの苦しみや悩みに心寄せて、今、教育長から再三、国の加配の話が出ましたけれども、国の加配を得らなくても、県単でもつくるんだと、こういう決意はどうでしょうか、お答えください。

A・教育長

通級の指導につきましては、なかなか国の加配がないと厳しいというのが現状で実はあります。ただ、埼玉県には支援籍という制度がございます。これがなかなか使い勝手が良くて、いわゆる特別支援学級というのがあります。この学級の担任が通常の学級にいるこういう子たちに対しての指導もできる形になっておりますので、こういう何というんですか、支援籍というのを利用して、特別支援学級の先生が少し関わるんですか、こういうこともできるかと思っておりますので、国にも要望してまいりますけれども、こういう形の埼玉県独自の仕組みも利用しながらやっていきたいというふうに思っております。

Q・村岡委員

国にもしっかり言ってもらいたいですし、県単という話をしましたけれども、しっかりお母さん方、保護者の声も聴いていただいて、その上で、一步でも半歩でも前進するようにやるように、強くこれは求めておきたいと思っております。

次に、臨時的任用教員について伺います。

当初予算案における主要な施策24ページ、これは教育局条例定数一覧です。平成28年度

教職員の定数は4万7,399人です。実は、このうち約4,500人は、1年未満の期限付任用である定数内臨時的任用教員です。

要求資料8によれば、定数内臨任の教員数に占める割合は、小中学校で10%以上、特別支援学校では和光南の28%をはじめ3割近くに達しています。臨任教員は担任を持つなど、正規職と同じ仕事をしており、学校現場にとっても臨任教員は欠かすことができない存在となっているのが現状です。

教育長に伺いますけれども、この臨任教員が現場で果たしている役割の重さですね、これをどのように捉えておられるか、お答えください。

A・教育長

臨時的任用教員も本採用教員も同じように、子どもたちにとっては先生です。勤務の内容も同じですので、同じように重要であるというふうに考えております。

Q・村岡委員

正に、役割は重いという、同じ重さという答弁でした。ところが、この臨任教員の処遇は低いと、私言わざるを得ません。何年も継続して勤務しているにもかかわらず、臨任教員は年休を翌年に繰り越すこともできないし、また、1年単位で赴任校がくるくる変わって、しかも4月にならなければ赴任校も分からないと、不安のまま授業に臨む、これは生徒にとっても良くないと思っております。

まず、年休の繰越しについてですけれども、臨時的任用教員の任期は最長1年以内とされておりますが、総務省は長期雇用の実態を踏まえて、労働基準法に基づき年休の繰越しを認める通知を出したはずですが。教育長、これは直ちに総務省の通知どおり、年休繰越しを認めていただき

たいですが、どうですか、答弁をお願いします。

A．教育長

そうした総務省の通知はよく承知しております。そのため、このたび本県でも、来年度からですが、臨時的任用者の年休の繰越しができるよう制度を改正する予定でございます。

Q．村岡委員

来年度から制度を改正する予定だというふうに今答弁ありました。仮にそういうふうに、是非実施をしてもらいたいんですが、その際、今年度の分を遡るといいう言い方は変だけれども、今年度の分もきちっと適用していただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

A．教育長

制度の場合、例えば今平成27年度ですが、この時点でこういう制度が変わるということをお知らせ周知しているわけではございませんので、そういった意味から、制度が変わったところから適用という形にさせていただきたいと考えております。

Q．村岡委員

決して平成27年度の方からしても不公平感はない、喜ばれると私は思っております。

では、続いて、同一校の継続について伺います。

ひどい例では、直接私も聞きましたけれども、臨任の教員によっては、本当に近くにある2つの学校を1年置きに行ったり来たりさせられる例も、現実にあるんですね。これは、生徒にとっ

ても非常に困惑すると思うんです。教わっていた先生が何で前の学校に行っているんだらうと。同じ先生がある程度同一校に継続勤務することは、生徒のためだと思いますし、ですから、特別支援学校では確か3年間同一校での継続が原則とされております。小中学校や特別支援学級でも、継続すべき状況はあるはずですよ。

昨年、教育長はこの問題で議会答弁で、「学校の状況や要望などを踏まえ対応しているところです。」と答弁されております。子どもたちのためにも、同一校での継続を適用していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

A．教育長

基本的には臨時的任用教員は1年、半年の雇用で、1回ずつ更新ということになって1年までとなっているという法律の原則がありますので、基本的にはやはり同一校にするのは例外的であるという立場を取らざるを得ないということがございます。ですから、例外的な適用はするということで、個々の事情を勘案しながら見ていくと。やっぱり、子どもたちの教育のためにどうしたらいいかということは確かに大事なことで、そういう視点から、例外として認められるかどうかというところで判断させていただければなというふうに思っております。

Q．村岡委員

その例外的ということですけども、これまでもそれを認めてこなかったということはないはずなので、正に子どもたちのためという視点で、例外的という判断をされたケースがあると思うんですが、具体的にはどういうことがありますか。

A．教育長

いろんな場合があると思うんですが、例えば指導者が小学校の学校であるところで、マーチングとか鼓笛隊とかそういう指導者がやっておったものが、いなくなってしまうと、不足していて、どうしてもその人以外に、ほかに適当な人がいないというところで、その人を2年間続けてお願いしたとかという事例があったりとか、また、やっぱり部活動などで顧問で、その人に代わる先生がなかなか、異動とかいろんな点で見つからなかったというために、その人をやむなく2年間続けてという、そういう事例がございます。

ですから、そのほか、例えば教科によって登録した人数が少ないという教科で、やっぱりそこにその教科の臨時的なポストができてしまって、ほかの先生が見つけれないという状況もあります。そういういろんな幾つかの例外的な状況の中で、同一校の連続の勤務というんですか、それをお願いしている事例がございます。

Q．村岡委員

現実には、来年度予算の中でも4,500人以上という人数が現実働いておられます。これは、先ほど星野委員も触れましたけれども、東京に能力のある方が流れているという話もありまして、処遇の低さとか専攻の問題などが私はあると思うんですが、年度ぎりぎり、あるいは過ぎてからでないと任用継続が決まらないという、こういう不安な状態に置いては、本当に子どものためにもならないと思うんですね。

そういう意味でも、この4,500人を超える臨任というのを変えなくちゃいけない。一刻も早く改善すべきだと思いますので、最後に教育長のこの改善の決意をお聞きしたいと思います。

A．教育長

臨時的任用教員が多いというのは、確かに私も問題だと思っていますので、基本的には本採用教員の数を増やすということで臨時的任用教員の数を減らしていきたいと思っていますので、そうした意味で本採用教員の採用をできるだけ努めてまいりたいと考えております。

総括質疑（3月22日）

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

最初に、ブラックバイトから高校生、学生を守ることにについて伺います。

知事はブラックバイトを御存じでしょうか。従業員に劣悪な環境での労働を強いる企業は、ブラック企業と呼ばれ、大きな社会問題となっていますが、この状況は今や高校生や学生のアルバイトにも及んでいます。私はこの間、首都圏青年ユニオンや若者に直接話を聞いてまいりました。御紹介します。

コンビニでバイトの大学生、38度の熱が出て帰らせてほしいと店長に言うと、代わりを見つけるとバイト名簿の一覧を渡され、自分で電話をかけさせられた。同じく、コンビニバイトの学生、仕事が終わってタイムカードを打ったら、終業時刻より27分過ぎていた。しかし、店長は15分以上は駄目と言い、残業代が出たのは15分間だけだった。おでんセールのおでんを買わされ、ファミリー制度といって2,100円のものも買わされたこともある。コンビニでバイトの高校生、テスト前など休みたいと言っても休ませてくれない。逆に、仕事に行ったらいきなり今日は仕事がないからと言われた。飲食店でバイトの高校生、仕事用とし

て履く靴の代金を給料から差っ引かれた。制服のクリーニング代を請求されたなど。これはほんの一例です。

知事、賃金の未払い、レジの金額が合わないと弁償させるなどの違算金、長時間労働など、ブラックバイトに苦しむ今の高校生や学生の置かれている状況について、どう認識されておりますか。御答弁ください。

A．知事

1つ1つ個々の事例を追い掛けて調査したことはございませんが、今、村岡議員が言われたようなことがあるということは報告を受けておりますし、また県の労働相談センターでも、休日労働や深夜労働の割増し賃金が支払われていないという、そういう相談、あるいは話などが伝わってきていることは報告としてしっかり伺っております。

Q．村岡委員

是非、この点は学生、高校生、若者に対して知事ももう少し詳しく突っ込んで状況を聞いていただきたいということを指摘しておきます。

これは教育長に伺います。この問題でまず提案したいことは、高校生、学生に労働について学ぶ機会をしっかりと作っていただきたいということです。教科書には労働基準法などの解説はありますが、ブラックバイトなど身近な問題への参考にはなりません。その点、さいたま市が市内高校生に配布しているこの「働く人の支援ガイド」は、4ページをブラック企業と学生アルバイト問題に当てています。また、埼玉弁護士会は、さいたま市内の高校へ出前講座としてワークルール講座に力を入れています。弁護士からは、ひどいことをされたとき、どこに相談すればいいのかを教えることが大事とお聞きを

いたしました。

教育長、埼玉労働局や埼玉弁護士会などとも協力して、働き方のルール、ワークルール講座をまず県立高校から始めて進めていただきたい。ブラック企業、ブラックバイトが社会問題化する今日、高校生や学生など若者が社会で働く際に必要な基本的なワークルールを身に付けることは必要ではありませんか。お答えください。

A．教育長

働き方のルールを身に付けさせることにつきましては、高校生など若者が社会で働くために必要なことであるというふうに考えております。現在、高校では、雇用と労働をめぐる問題について考察させるなど、労働に関する様々な学習を行っております。例えば、埼玉労働局や産業労働部、社会保険労務士会などと連携した講演会により、実践的な対処法を生徒に身に付けさせるとともに、相談窓口の利用について学ばせている学校もございます。

また、厚生労働省のほうで、アルバイトを行う際に注意すべき点やトラブルがあったときの相談窓口が紹介されたリーフレットを作成しております。このリーフレットを先日全ての県立高校に配布したところでございます。

引き続き、専門家による支援や具体的な相談窓口の周知などにつきまして、校長会議などを通じまして働き掛けてまいりたいと思います。

Q．村岡委員

厚生労働省の作ったリーフレットを全県全ての学校で配ったということで、これは大事だと思いますね。ただ、そこにブラックバイトとか、そういうのがどれだけ書かれているかというのは、私は少し不十分だと思っているんです。それと、学校によっては講座の中で卒業したOBの方に

来ていただいて、実体験を語ってもらうというのも、これも非常に生徒さんには身近に感じていいんですね。そういった工夫も是非やっていただきたい、そのことも併せて指摘をしておきたいと思います。

知事に伺います。次に提案したいのは、被害を受けた若者の救済についてです。

埼玉県は、若者向け相談窓口として若者労働ほっとラインを始めたと聞きました。来年度に127万8,000円が計上されていますが、これは素晴らしいと思います。そこで、この若者労働ほっとラインをもっともっと高校生や学生の中に広げていただきたい。残念ながら、本県のホームページからでは、このほっとラインにたどり着くのが難しい。その点、ラインやツイッターを使えば若者自身によって拡散されるはずなんです。是非埼玉県として例えば、これは例えばですが、嫌だブラックバイト@埼玉などのアカウントを作って、ほっとラインの情報を流していただきたい。知事、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

A．知事

とてもいい提案だと思いますので、情報の管理等、課題がないようであれば、早速やりたいと思います。

Q．村岡委員

是非お願いします。私もこの若者労働ほっとラインを見てみようと思ったら、県のホームページ開いてそこにたどり着くまでに5回も6回もアクセスしないとたどり着かないですね。是非、そういうことで、これはやっていただきたいと思います。

次に、先日の部局別質疑の中で、県は労働相談業務を行っている団体を集めて若者労働連携

会議を行っているとの答弁がありました。事例研究を行っているとのことで、とてもいい取り組みだと思います。

京都では、この3月、京都労働局と京都府、京都市が京都ブラックバイト対策協議会を発足させました。事業者が加害者になることを防ぐ事業者向けの助言も行うそうです。これは大事な視点だと思います。知事、県内事業者への指導・助言にも対応できるよう、本県での連携会議の発展、拡充を図っていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

A．知事

確かに若者労働連絡会議のメンバーは、埼玉労働局、埼玉弁護士会、日本司法支援センター、法テラスですね、社会保険労務士会、連合埼玉、日本産業カウンセラー協会、労働委員会事務局、産業労働部が入っておりますので、かなりカバーができるというふうに思っておりますので、ブラックバイトの部分に関しての議論がどの程度ここの中でできたかと確認しておりません。もししていないとすれば、早速その部分を入れて、具体的な成果が出せるような提言をしていただきたいというふうに思います。

Q．村岡委員

事業者にもワークルールをよく知ってもらうという、ここがとても大事ですね。コンビニなどのオーナーなども、要するにロイヤリティーを含めていわゆる運営会社からものすごい縛りを受けているんですね。そのしわ寄せがバイトに行くわけで、そういう意味ではこの視点が大事なので、国のほうでは今超党派の国会議員連盟が労働者や使用者にワークルールを身に付けてもらおうとして、ワークルール教育推進法案の提出を検討していると聞きました。県として

も、同様の趣旨で例えば条例制定の検討なども視野に入れて検討すべきだと、この際指摘をしておきたいと思います。

次に移ります。

給付型奨学金についてです。

今や、学生の2.6人に1人は日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用しています。奨学生の約7割は有利子です。延滞金は年5%、滞納が3か月を超えると債権回収業者に回され、過酷な取り立てが始まります。ブラックリストにも登録されます。9か月滞納で法的措置をとられ、訴訟件数は2012年度で6,193件と激増しています。

現在、支援機構の奨学金延滞者は全国で約33万人、多くの方が低賃金の非正規雇用などで返済したくとも返済できない状況にあります。埼玉県内の女性の例ですけれども、卒業時の返済額が240万円、長時間労働で病気になり退職を余儀なくされて、返済できずに自己破産に追い込まれた例もこの県内でもあります。

こうした返済に苦しむ若者たちの状況について、知事はどのように認識をされておられるか、お答えいただきたいと思います。

A. 知事

奨学金の平均貸与額が296万円ということになっております。また、機構の利用者における延滞者のうち約33%が年収100万円未満、返還が困難な経済状況にある社会人が多いと。現在、この原因というのは、やっぱりここ20年で給与所得者の平均給与が100万円下がっている、これはもう事実としてある。2つ目は、正規と非正規の雇用が90年前後は8対2だったのが、今は6対4になっていると。3つ目は、この2つも重なって厳しい経済状況が影響して、貸与者の返還に対する意識が低い。若干モラルの面でもつらくなってきている。この3つが重

なって今日の状況になっているのではないかと、いうふうに私は思っております。この部分を解消しないと、これからも延滞者を減らすことが難しいのではないかと、いうふうに思っております。

Q. 村岡委員

今、原因について知事からもお話がありました。おおむねそうだと思いますが、奨学金を借りたがために、社会人になる際にもう数百万円から1,000万円近い借金を抱える若者が出るという今の状況ということ自体異常だと思うんですね。問題の根本に、今お話があったように家計収入の低下と学費の高騰があるのは、これはもう明白です。そこで是非、埼玉県として学生向けの給付型奨学金を創設していただきたい。高校生向け奨学金にも給付制の導入をしていただきたい。

長野県では、来年度、文系で年15万円、理系で年25万円の給付型奨学金を実施すると聞いております。知事、是非本県でも給付型奨学金の創設、御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

A. 知事

人口の多い県でございますので、一たび制度化されるとなかなか財政的に困難であります。県では少し特化した形で給付型の奨学金を大学生向けには出しております。御案内のとおり、グローバル人材育成基金を活用して給付型の奨学金制度を設けておりますし、また、医師不足解消のための医学生向けの奨学金制度を実施して、県内で医師として勤務すれば免除という形になっております。

国も、無利子奨学金の枠の拡大を現行制度の改善という形の中で検討しておられますので、

その部分もやはりしっかり受け止めていかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

是非、国においてそうした部分をしっかりやっていただきたい、このように思っております。

Q．村岡委員

この支援機構の奨学金については、入り口は奨学金、出口は金融と言われているんですね。これから奨学金を借りようというときに、どうしたらいいか。それから、返済できなくなってしまったとき、裁判所から支払督促が届いてびっくりしたときですね。こうした疑問や悩みに学生や奨学金を返済している若い方がどこに相談していいかよく分からず、抱え込んでしまうケースが多いんですね。その受け皿として、本県では弁護士や司法書士などが埼玉奨学金問題ネットワークを作って無料電話相談を行っています。まずこうした相談窓口のあることを県としても是非周知徹底していただきたいんですね。この任意の団体だけでは周知が不十分なんです。行政がやればぱっと広がると思うんですね。是非これを県がやっていただきたい、周知をですね。お答えいただきたいと思います。

A．知事

いい御提案ですので、早速受け止めたいと思います。

委員長

13秒。

Q．村岡委員

頑張ってください、お願いします。

3 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年2月29日

委員長

知事提出急施議案（第50号議案）に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確認 >

委員長

平成28年度の特別委員会（予算及び決算を除く）についてだが、お手元に今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件についての資料1を、改めて配布しておいた。

各会派で御検討いただいたかと思うが、平成28年度の特別委員会について御協議願う。

何か御意見はあるか。

菅委員

我が会派としては、議会改革の特別委員会の設置を求めたい。以下、簡単ではあるが、説明させていただく。

特別委員会の所管内容については、常任委員会と内容が重複している感が否めない。もっと内容を絞って、調査事項を特化すべきと考える。他の都道府県を見ると、特別委員会の数がこれほどまでに多い議会は珍しいのではないかと思う。

議会改革については、時代の要請により、議会に求められるものが変化することから、常に取り組んでいく課題だと思う。

費用弁償の在り方については、過日、継続審査となり、さらに、十分な議論もなく時期尚早との理由で廃案になってしまったが、なぜ時期尚早だったかという議論も十分になされてい

かった。

議会ではタブレット導入が行われたが、議会関係の膨大な資料のペーパーレス化を目指したといっても、効果が上がっているわけではないし、中途半端な導入をしたことから、多くの会派でパソコンを持参するという事態に陥っている。十分な議論をして決定した事項とは思えない。これこそ、議会改革の特別委員会を設けて、十分に議論して行うべきだったと考える。

議会の機能を上げるためにも、報酬や費用弁償から始まり、政務活動費の使い方、議会運営の在り方、県民に開かれた議会の運営方法、議会のITC化をどう進めるかなど、全てが有機的に絡んでいる問題でありながら、全体の統一感がなく、ばらばらと対処療法で乗り切っていく方法はいかなるものかと思う。前任期にも、議会あり方研究会で議論がなされたが、公開で行うべき議論がたくさんある。行政側だけが、公開の議会において厳しいチェックをされながら、議会側については、非公開の議論が繰り返されていると言わざるを得ない。

これは唐突に提案させていただいているわけではなく、12月22日に、議会改革に関する特別委員会の設置について、議長に要望書を提出している。

以上の理由から、議会改革の特別委員会の設置を求めるものである。

小島委員

議会改革に関しては、各会派同意の上、必要時に議会あり方研究会を開催して協議をしている。議会改革特別委員会を設置したとしても、誰に答弁を求めたり、こういった協議をしたりするのか、具体性に欠けると思われるので、必要ないのではないかと思う。

また、常任委員会と特別委員会の調査内容が重複することだが、議員が選べるのは常任、特別とも1つずつだけなので、重複しないように選べば済むだけである。議会開会中の短期間で、県民の幅広い要望や、県政における様々な調査を実行できるのは、常任委員会と特別委員会があるからこそだと思っているので、必要性は十二分にあると思っている。

菅委員

重複の議論は全く意味が違う問題だと思う。

また、常任と特別の分野の項目が重なっているというのは、各議員がどの委員会を選択するかの問題ではないと思う。異なる分野を取り扱えばよい話であって、そのことを重複と申し上げているところである。

また、先ほど、常に時代の要請に合わせて議論をすべきだと申し上げたが、議会あり方研究会は常設で行われているわけではないし、我々が県民の要請に機敏に対応できるようにするための議論をする場所を設けてほしいという主張である。

岡委員

県民会議も、ほぼ民主・無所属と同意見である。

現状の特別委員会は、常任委員会で議論すれば済むような、重複した内容があると思う。

例えば、今後開催予定のオリンピック特別委員会とか、豪雨災害が起きた際の対策の特別委員会など、正に今、必要な内容についての特別委員会を設置し、皆さんで議論することが望ましい。特別委員会を絞って、時期に応じたものを設置すべきだという意見である。

村岡委員

菅委員、岡委員からもお話があったが、特別委員会の在り方については、私たちの会派も基本的には同じ考えを持っている。私たちも議会改革特別委員会の設置を要望したので、この特別委員会の設置は希望したいと思うが、それ以外については、当面、特別委員会を立ち上げる必要性はないと考えている。県民からは、委員長、副委員長のポストをつくるための委員会ではないかという声も、我々の会派の耳に入ってきている。現在の特別委員会で取り扱っている内容は、常任委員会で十分審議が可能だと思っているし、先ほどもお話があったが、大きな災害や県政にとって喫緊の重大事件が発生したときに設置するのが特別委員会ではないかと考えている。

議会改革特別委員会の設置を希望し、他の特別委員会は当面必要ないというのが我々会派の意見である。付け加えて言えば、先ほど、議会改革については議会あり方研究会があるではないかとの意見があったが、議会改革については少数会派も含めて全ての会派から議員が参加し、研究なり協議なりをすべきだと思う。現在の議会あり方研究会には、我々は入っていないので、ここで議会改革の特別委員会の設置を求めたいと思う。

4 総務県民生活委員会における秋山文和県議の質疑

2016年3月4日

付託議案に対する質疑（総務部関係）

Q．秋山委員

- 1 第22号議案について、議員や非常勤職員が公務中にけがなどをして災害補償を受けることとなった場合で、傷病補償年金又は休業補償と、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の両方が支給される場合とは、どのような場合のことか。
- 2 1つの災害による補填の重複を避けるための調整率を、現行の0.86から0.88に改定する意味は何か。補償を受ける側の増減はあるのか。
- 3 第23号議案について、早出勤務は可能なのか。
- 4 上司の命令により2時間長く勤務した場合と、フレックスタイム制によって2時間長く勤務した場合とで、その勤務に対する手当の支給額に差が生じるということか。
- 5 この措置による財政効果はどうなるのか。
- 6 夫婦とも県職員で、同時に同一人に対する育児又は介護を行っている場合でも、夫婦ともにフレックスタイム制が適用可能となるのか。
- 7 介護を受ける者に、父母、兄弟、姉妹など親族の関係が必要であるか。他人の介護はどうか。
- 8 第24号議案について、現行の報告事項では、「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」として1項目になっているが、今回の改正では、なぜ「職員の人事評価の状況」と「職員の研修の状況」の2つの項目に分けられているのか。
- 9 第25号議案について、退職管理条例は現在でも要綱があるようだが内容は同じか。
- 10 部長級の職員は法で条例と同じ規制がされ

ているとのことだが、過去に再就職の事例は何件あったか。

- 11 アルバイト、非常勤職員の場合は、規制の対象外か。
- 12 条例の対象は何人いるのか。また、部長級は何人いるか。
- 13 契約等事務の「等」は、何を想定しているか。
- 14 離職後3年目以降は働き掛けが可能なのか。
- 15 第26号議案について、恩給と年金の違いは何か。対象者は何人か。過去に恩給が支給停止されたケースはあるのか。
- 16 第67号議案について、対象者は何人か。0.05月分の増額で年間いくらになるのか。
- 17 第68号議案について、引き上げ対象人数は何人か。
- 18 臨時やパートなど引き上げ対象外の職員はいるのか。
- 19 引き上げに要する額は、平成27年度と平成28年度で、それぞれどのくらいか。

A．人事課長

- 1 厚生年金に加入している議員や非常勤職員などが、事故に遭って、一定程度の障害を負った場合、障害厚生年金が支給される。また、その事故が公務中に起こったものである場合、公務災害補償として、傷病補償年金が支給される。
 厚生年金は、24時間、どこでけがを負ったとしても補償を受けられるが、公務災害補償は、公務中の災害のみを対象とするものである。つまり、公務中の災害であれば、傷病補償年金又は休業補償と、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の両方が支給される。
- 2 傷病補償年金又は休業補償と、障害厚生年

金の双方が支給される場合、同一の災害に対する補填が重複して行われることとなるため、支給額の一部を併給調整する制度となっている。調整率は厚生労働省が算定している数字を使用しているが、今般、障害厚生年金全体の平均支給額が減少したことから、補償額の水準を保つため、公務災害補償としての傷病補償年金等の支給率を0.86から0.88に引き上げる改正を行うものである。したがって、改正前の補償額の水準を変えるものではない。

- 3 勤務時間を割り振ることができる時間をフレキシブルタイムと言うが、国は、人事院規則で午前7時から午後10時をフレキシブルタイムとしている。本県においても人事委員会規則で定めることとなるが、国に準じ、始業時刻は午前7時以降に割り振ることができることとしたいと考えている。
- 4 対象職員の勤務時間は各所属長が事前に決定するが、決められた正規の勤務時間を超えて勤務すれば、時間外勤務となり時間外手当を支給する。1日の正規の勤務時間の長さを変えることができるのがフレックスタイム制である。
- 5 例えば、夜間に用地交渉を行う職員や、正規の勤務時間外に記者発表対応を行う職員、県の業務システムで他の職員が利用している正規の勤務時間には行えないシステム改修を行う職員など、正規の勤務時間外でないと対応できない業務を行う職員について勤務時間の弾力的な割り振りを行うことによって、総実労働時間の縮減への寄与、定量的な時間外勤務の縮減が可能となる。
- 6 実際に育児や介護を行っている場合は、夫婦とも対象となる。
- 7 介護を行う範囲について、国は、人事院規則で、配偶者、父母、子、配偶者の父母については同居要件なしで対象としており、祖父母、孫、兄弟姉妹等は同居を要件として対象とし

ている。本県においても人事委員会規則で定めることとなるが、国と同様の範囲としたいと考えている。

- 8 条例により公表すべき事項は、法に具体的に列記されている。今回の地方公務員法の改正では勤務成績の評定が削除され、人事評価と研修が分かれて規定されたことから、条例の項目についても同様に2つの項目を分けて規定するものである。
- 9 今回の地方公務員法の改正と条例によって、これまでのいわゆる要綱に比べて対象が広がっている。要綱では民間企業のみを対象としていたが、法律では非営利企業も規制の対象となっており、また部長級、副部長級、課所長級の幹部職員の特例も盛り込まれている。一方、要綱では民間企業への再就職を原則禁止しており、その部分では働き掛け規制よりも強い規制になっている。要綱にある本県独自の取り組みである自粛の協力要請については、引き続き実施するとともに、法及び条例で定められた規定により退職管理の適正の確保を図り、県民の信頼を得ていくことが必要と考えている。
- 10 平成26年度に退職後、再就職した部長級職員は11人である。このうち民間企業に再就職した者は1人、医療法人や社会福祉法人などの非営利法人に再就職した者は10人である。
- 11 アルバイトや非常勤職員は、再就職先で責任ある立場に就いていないことから、規制の対象外としている。
- 12 平成26年度に副部長級、課所長級で退職し、条例の規制対象となる可能性がある営利企業等に再就職した者は33人である。また、部長級で退職し再就職した者は11人である。
- 13 契約等事務の「等」は、行政手続法に規定する処分、いわゆる許認可事務が該当する。具体的には、例えば食品営業の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可などが想定される。

- 14 働き掛け禁止期間は離職後2年間となっているため、3年目以降は法及び条例の規制の対象とはならない。
- 16 対象者は9人で、年間で約66万円である。
- 17 一般職員の給与条例とは別に、小中学校や高校の教員などを対象としている学校職員の給与条例もあるが、それらを含め、引き上げ対象人数は約6万人である。
- 18 非常勤職員や臨時職員については、条例の対象ではないが、常勤職員との均衡を考慮し、改定することになる。
- 19 平成27年度と平成28年度は同じ金額であり、約44億円である。

A．職員健康支援課長

- 15 恩給は、共済年金制度が施行された昭和37年12月以前に退職した公務員を対象とした制度である。昭和37年12月以降に退職した公務員には年金が支払われる。恩給の受給者数は、現在8人である。また、恩給の支給記録が電子化されている平成15年以降は、恩給の支給を停止した記録はない。

付託議案に対する質疑（県民生活部関係）

Q．秋山委員

- 1 第27号議案について、増設する会議室の収入額は250万円とのことだが、利用率でいうとどのくらいか。
- 2 それぞれの料金に「以下」とあるが、どのような取り扱いとなるのか。
- 3 第28号議案について、「試験に合格した消費生活相談員の配置」とあるが、具体的にはどのような資格なのか。
- 4 市町村の窓口にも多くの消費者が相談に訪れるが、市町村窓口の相談員は有資格者でな

くてもいいのか。

- 5 第48号議案について、「埼玉県文化芸術振興計画(案)」には、財源の記述がない。事業の実施には、財源は必須のものであり、相当の決意がなければ、事業の実現が難しい。どのように財源を手当てするのか、構想を伺いたい。
- 6 第69号議案について、税額控除以外の指定のメリットは何か。

A．文化振興課長

- 1 同じ面積を有する5つの会議室の状況を基に算定している。利用率としては、90%を想定している。
- 2 埼玉会館は埼玉県芸術文化振興財団が指定管理者として管理している。指定管理者は、条例に定める金額を上限に料金を定めるが、実際の料金は、知事の承認を経て定めることになる。
- 5 一般財源と特定財源である文化振興基金を活用し、計画を進めていく。各年度の予算については、議会の承認を得て決めていく。

A．消費生活課長

- 3 平成28年4月1日施行予定の改正消費者安全法において、消費生活相談員は、「内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関の行う資格試験に合格した者」又は「これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者」でなければならない、とされている。この新たな資格試験は平成28年度から実施される予定であり、現在準備が進められていると聞いている。
- この試験制度には経過措置が講じられており、一定の条件を満たす者は新たな資格試験に合格した者とみなされる。具体的には、独立行政法人国民生活センターが付与する「消

費生活専門相談員」の資格、一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」の資格、又は一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」の資格のいずれかを有し、かつ、地方公共団体における消費生活相談などの事務に5年以内に通算して1年以上従事した経験を有する者は、改めて資格を取り直さなくても合格者とみなされる。

- 4 市町村については、改正消費者安全法において消費生活相談員の配置が努力義務になっているが、県内市町村の相談員は、現行の3資格のいずれかを有する者が大半であり、みなし合格者に該当する者がほとんど聞いている。

A．共助社会づくり課長

- 6 指定法人では寄附金のほか協力会員も増加するなどの効果が表れている。また、「県指定」の名称により多くの方に活動内容や寄附金の活用方法を説明するきっかけとなり、県内企業へのアプローチもしやすくなったとの声を頂いている。

Q．秋山委員

- 1 第27号議案について、使用料の「以下」というのは、知事の承認を経て指定管理者が定めるとのことだが、実際にはどのくらいになるのか。
- 2 第48号議案について、一般財源や文化振興基金の財源を確保する構想を描いてほしい。財源について、明記すべきと考えるがどうか。

A．文化振興課長

- 1 既存の同じ面積の会議室では、午前は2,250円、午後は4,390円、夜間は5,

930円、1日は10,600円と、上限額の8割となっている。

- 2 一般財源と特定財源である文化振興基金を活用し、計画を進めていく。各年度の予算については、議会の承認を得て決めていくものと考えている。

Q．秋山委員

会議室の料金は土日も同じか。

A．文化振興課長

同じである。

付託議案に対する討論

秋山委員

第67号議案に反対の立場から討論する。

県政トップの給与値上げ提案であるが、期末手当の年間支給を3.10月から3.15月へと0.05月引き上げるもので、今年度から適用させるものである。今、県民の多くが消費税増税の負担増、物価の値上がり、賃金の伸び悩み、年金の目減りなど生活の苦しさを増している時であり、この引き上げには理解が得られない。県政トップは、既に恥ずかしくない給与水準にあるので、据え置くことが適当と判断するため、反対である。

請願に係る意見（議請第1号）

秋山委員

採択すべき立場から意見を述べる。

この請願の請願者は、弁護士であり、埼玉弁

護士会の会長を務めた方である。この安保関連法には、憲法学者の95%、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官、日弁連などが、明確に憲法違反と断じている。自民党推薦で国会の参考人として意見を述べた長谷部恭男早稲田大学法学大学院教授まで憲法違反とした。憲法に違反する法律の存在は許されない。一刻も早く廃止し立憲主義を取り戻すことが必要である。今月末には、安保関連法の施行日を迎える。南スーダンのPKOでは、政府軍が住民を襲撃するなど内戦状態が続いている。住民を守ろうとすれば政府軍と交戦する事態も起こり得る。正に憲法が禁止する交戦権そのものである。これまで戦闘による犠牲者を一人も出していない自衛隊員に犠牲者を出し、また外国人を殺すことの危険性が高まっている。安保関連法は一刻も早く廃止すべきだと考える。

だけである。

一方で、史上空前の大儲けを上げている大企業には減税のばらまきをするあべこべ政治である。

請願に係る意見（議請第2号）

秋山委員

採択すべきとの立場から意見を述べる。

いま日本経済は緩やかな回復基調にあると政府は強弁しているが、この3年間で労働者の実質賃金は5%下がり、正規雇用労働者数が27万人減少し、非正規労働者の割合は40%に達している。年収200万円以下の労働者は9年連続して1,000万人を超え、年金は目減りを続けている。昨年4月の消費税8%への増税以来、消費低迷が続いている。日本は、先進資本主義国の中でGDPが伸びない、経済が成長しない特異な国となっている。安倍自公政権は、どんなに消費が落ち込んでも、経済が低迷しても来年4月には10%への増税を強行する構えである。これでは、財政の立て直しも景気を良くすることもできない。庶民に1世帯年平均6万2,000円の大きな負担を押し付ける

5 環境農林委員会における前原かつえ県議の質疑

2016年3月4日

付託議案に対する質疑（環境部関係）

Q．前原委員

- 1 彩の国みどりの基金積立金の増額補正について、寄附金の増額は1人からのものか、複数者からのものか。
- 2 積立金に目標額はあるのか。また、目標に達したときの使い道はどうなっているのか。

A．みどり自然課長

- 1 寄附金については、一個人からのものである。名前や金額は公表を控えてほしいと言われている。
- 2 彩の国みどりの基金には、自動車税収入の1.5%相当額の普通自動車1台当たり約5000円と寄附金を積み立てており、寄附金については4,000万円程度を目標としている。また、使途であるが、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、みどりの再生の県民運動の展開の3分野で事業を展開し、県内のみどりの再生を進めている。

Q．前原委員

基金の使途である3分野の中には減額補正をしている事業もあるようだが、今後手厚く取り組むべきと考えている分野はあるか。

A．みどり自然課長

彩の国みどりの基金については平成20年度から事業を開始し、金額ベースでは、森林の整備・保全で約6割、身近な緑の保全・創出で3割強、県民運動の展開で数パーセントを活用している。都市部における身近な緑の保全・創出

の面積が少ないので、今後重点的に進めていきたい。

付託議案に対する質疑（農林関係）

Q．前原委員

- 1 第52号議案の経営体育成条件整備費について、今年も1月に降雪があり農業被害があった。2年前の大雪被害で被害を受けたところで再度被害を受けたところもあるようだが、なぜ減額してしまうのか。
- 2 農業経営基盤強化対策費の減額補正の理由を伺う。
- 3 埼玉農林業・農山村振興ビジョンで新規就農者数の目標が掲げられているのに、農業後継者育成対策費が大幅に減額補正となっている理由を伺う。

A．農業ビジネス支援課長

- 1 経営体育成条件整備費は、気象災害で被災した農業者の復旧を支援する事業と、地域の農業者の経営発展を支援する事業の2つがある。被災農業者を支援する事業は、国へも要望したが今年度の降雪は対象にならないとのことであった。また、地域の農業者の発展を支援する事業は、取り組みに応じてポイント付けをし、そのポイントに基づき採択が決まる。今回の減額は、ポイントの低い農業者が申請を取り止めたことと、申請したが国の採択が得られなかったことによるものである。
- 2 農業経営基盤強化対策費については、農地中間管理事業に関するものである。農地中間管理事業は、国庫補助金を財源に県で農業構

造改革支援基金を造成している。平成27年度も基金の積み増しが予定されていたが、基金残額に余裕がある県に対しては、国からの新たな配分がなかったため、積立金約1億5,700万円を減額する。農地中間管理機構が農地所有者から農地を借り受け、担い手に転貸するまでの期間が短く済んだことにより、管理費が見込みよりかからなかったため、約1億3,500万円を減額する。機構から市町村、JA等に業務委託しているが、無償で委託を受ける市町村等が多かったことから約8,300万円が減額となった。また、農地中間管理事業を活用した地域や個人に交付される機構集積協力金について、来年度の取り組みに合わせて交付を希望する市町村があったことから、約4,500万円の減額があり、総額で4億4,317万8千円の減額となっている。

A．農業支援課長

3 農業後継者育成対策費の減額理由であるが、新規就農総合支援事業として事業を実施しており、青年の新規就農者に係る研修時と就農直後の経営が不安定な期間に所得を確保するために国の補助金により年間最大150万円を交付するものである。

減額補正の主な要因は、平成27年1月の国の緊急経済対策により、前年に2月補正を行い、平成27年度の給付対象者のうち70人分の約7,000万円を平成26年度中に前倒し交付したことによる。本来であれば、この時点で平成27年度当初予算から7,000万円減額して要求するところであったが、関東農政局から平成27年度においても緊急経済対策に関する情報を得ていたため据え置いた。結果的に、平成27年度は180人分を予算化し、補正予算による前倒し交付がなかったため、今回の減額となったものである。

Q．前原委員

1月の雪害について、国の支援対象にならないとのことだが、改めて被害に対して国からの何らかの支援の情報はないのか。

A．農業支援課長

国では、2月23日に、大雪等被害産地営農再開支援対策として、次期作の種子代や肥料代などの補助等を行う「雪害対応産地再生緊急支援事業」と、パイプハウス等の建設への補助等を行う「産地パワーアップ事業」を打ち出した。「産地パワーアップ事業」では、これから基金を造成していく上、対象も産地全体の取り組みとなるため、被災農家だけに限定して支援することは困難であるが、既に市町村等にこの事業の情報は提供しており、今後、市町村の意向を確認しながら、検討していきたい。

付託議案に対する討論

前原委員

第52号議案について、反対の立場で討論する。

埼玉園芸生産力強化支援費の9億8,725万1千円の繰越明許費について議論があった。日本共産党は、平成27年度予算審議の際にスマートアグリについて、県民の財産である県有地を格安で提供し、特定の企業のみを支援する事業は認められない。ハウス1棟当たり約1,000万円などという高度先端技術は従来の中小企業のトマト農家にとって簡単に導入できるような生産技術でないと指摘した。

この間、規模の縮小はされたが当初に指摘した大企業の支援には変わらない。本委員会でも農業・農家の不安、企業独占、価格の低落などが懸念されるとの議論が行われた。農業をめぐ

る状況は大変厳しいものがある。1月18日には、雪のためにハウスが倒壊するなど災害があった。耕作面積の大幅減少や後継者の不足で危機にひんする埼玉農業を立て直すためには、家族経営を尊重し、全ての農家を育成すべきであり、特定の企業に偏った農業政策をやめるべきと、当初の時に指摘したことを再度申し上げ、本議案に反対する。

6 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年3月4日

知事提出議案関係の付託議案に対する質疑
(福祉関係)

Q. 柳下委員

- 1 心身障害児(者)援護施設等整備助成費の約10億円の補正減については、国庫補助金が当初見込みを下回ったことが理由とある。親亡き後の心配などで子どもを入所させたいとの待機者が1,300人を超えている現状を、県は国に訴え、採択を強力に働き掛けてきたと思うが、今回は何件の申請を行い、何件が採択されたのか。また、それに対して国からはどのような説明を受けているのか。
- 2 障害者施設の職員や家族から、県職員と懇談した際に、県が一所懸命に国に働き掛けてくれていることを聞いて涙が出てきたという話を聞いた。このような思いを受けて今後どのように対応していくのか。また、障害者団体等からの強い要望をどう認識し、今後国にどう届けていくのか。
- 3 国庫補助金に対して県負担分を予算措置しているのであれば、その分で県単独で補助することを検討してはどうか。
- 4 放課後児童対策事業助成費の4,833万3千円の補正減については、市町村の整備クラブ数が当初見込みを下回ったことが理由とある。地元の所沢市小手指児童クラブは児童が大幅に増えて大規模化している。市町村が見込みよりも整備しなかったということではなく、県として大規模な放課後児童クラブを解消していくために市町村への指導や支援をしっかりとやっていく必要がある。県が全国に先駆けて放課後児童クラブの基準を策定したことなどは評価しているが、大規模クラブ解消に向けて県として市町村にどう指導や支援

をしているのか。

- 5 議第30号議案、議第31号議案、議第32号議案に関連して質問する。今回は、介護施設で障害者についても児童発達支援や放課後等デイサービスが提供できるようになるということである。これまで、指定小規模多機能型居宅介護では平成22年に生活介護が、平成23年に短期入所が、平成25年に児童発達支援等ができるようになり、平成27年には指定看護小規模多機能型居宅介護で生活介護、短期入所、児童発達支援等ができるようになった。今回は、自立訓練が追加となるということで、制度が次々に変わっていて分かりにくい。障害者と高齢者への支援については、それぞれ専門性が違う。障害者も見られるという介護施設はどれくらい増えているのか。また、専門性をどのように重視しているのか。

A. 障害者支援課長

- 1 平成26年度補正予算と平成27年度当初予算を合わせて、国に協議した件数は21件、金額は約19億円である。採択されたのは9件、約6億5,000万円であり、東京都に次いで全国で2位である。国からは、全国から多数の協議があったが、十分な予算の確保ができず全案件を採択できなかったと聞いている。
- 2 県としては、全ての協議案件が採択されるよう、年2回の政府要望のほか、平成27年度は3回、職員が直接国に足を運び、本県の状況を担当者に説明してきた。今後とも1件でも多く採択されるよう国に働き掛けていく。
- 3 国の補助金交付要綱で県の負担分が規定されており、事業採択されなければ県予算も執

行できない仕組みとなっている。現段階では県単補助については考えていない。

- 5 放課後等デイサービスについては、近年、保護者のニーズの増大や民間事業者の参入増加などにより利用が拡大している。施設整備には、心身障害児（者）援護施設等整備助成費も活用できるため、その活用を促していく。

施設数は、自立訓練のうち機能訓練は2か所、生活訓練は7か所である。また、放課後等デイサービスは1か所である。介護事業所による実施については、障害福祉サービス事業所等の技術的支援を得ることが必要である。また、県でも疾病の理解や安全対策などに関する2日間の研修を実施しており、研修を受講しないと事業が行えない仕組みとしている。

A．少子政策課長

- 4 市町村から大規模クラブ解消計画書を提出してもらい、解消に向け県も協力して取り組んでいる。所沢市の小手指児童クラブについては、昨年県の職員が現場を確認した。大規模クラブは年度途中の児童の退室などにより自然に解消することも多いが、引き続き、大規模クラブのある市町村には聞き取りなどを行い、解消に努めていく。

Q．柳下委員

- 1 介護施設での放課後等デイサービスが本当に求められているとすればもっと増えると思うが、1か所しかないことをどう考えているのか。
- 2 研修を受講しても専門性が身に付くわけではない。医療的ケアを必要とする子どもや発達障害を伴う子どももいる。研修を受けただけで嵐山郷にいるような重度の障害者に対応できるのか。考え方を聞きしたい。

A．障害者支援課長

- 1 本県の場合、児童発達支援事業所等は428か所が指定を受けており、県内各圏域に設置されているため、特例事業所がなくても大きな支障は生じない。しかし、1か所もない町村が14あったり、人口比で少ない市もあるので、より身近なところで障害児がサービスを受けられるよう、選択肢を増やしていくことも必要と考える。現在、唯一指定されている事業所は3名の障害児が利用しており、その事業所の職員に聞くと、「利用している高齢者も、当初は戸惑っていたようだが、今では孫のように可愛がっており、良い効果が現れている」とのことであった。選択肢を増やす効果はあると考える。
- 2 花園などの施設職員が講師となって事業所の職員を対象に2日間の研修を実施している。事業を行うに当たっては、研修修了を条件としている。今後も実践的な研修に努めていく。

Q．柳下委員

- 1 研修が必要だということは、障害者に対するサービスには専門性が要求されるということである。専門知識がないと事故が起きることもある。選択肢を増やす効果があるとのことだが、障害者が安心して通所できる施設を増やすことが基本である。県としてはどのような方針でいるのか。
- 2 放課後児童クラブの充実のために現場を見に行っているとのことだが、今後も現場を見て充実していただきたい。（要望）

A．障害者支援課長

- 1 身近なところで選択肢を増やすことに加えて専門性を身に付けてもらうことも重要だと考えている。重度の方が利用することも考えられるので、嵐山郷の職員が研修の講師をす

ることも含めて検討していきたい。また、技術的指導ができる施設を増やしていく。

Q・柳下委員

第52号議案のうち、心身障害児(者)援護施設等整備助成費についてだが、平成27年度当初予算では14件が予算措置され、うち6件が採択されたとの事前資料を頂いているが、先ほどの説明では9件が採択されたとのことであった。どちらが正しいのか。

A・障害者支援課長

9件と申し上げたのは、平成26年度補正予算と平成27年度当初予算による助成を合計した採択件数である。3件が平成26年度補正予算分、6件が平成27年度予算分である。なお、採択金額は、平成26年度補正予算分が5億5,000万円、平成27年度予算分が1億100万円である。

知事提出議案関係の付託議案に対する質疑
(保健医療部及び病院局関係)

Q・柳下委員

1 第36号議案にある駐車場料金の新設について伺う。小児医療センター新病院の駐車場について、患者や家族から無料にしてほしいという要望があるが、どのように受け止めているのか。また、質の高い医療を受けるために現在の岩槻区の小児医療センターの近くに引っ越してきた方や、重度の障害児を抱え、一緒に様々な機器を持って通院する家族も、車で来ることになる。ほかの県立病院が無料なのに、なぜ小児医療センターだけ有料にす

るのかとの声もあるが、どのように受け止めているのか。

- 2 第70号議案について、かつて、国保の広域化によって国保税の滞納者が増えることで国保税の上昇や一般会計からの繰入れの増大につながり、国保財政はパンクしてしまうという指摘もあった。県も、当初は赤字の市町村を一緒にしても赤字は変わらないとして反対していたと思うが、今回の基金設置によって、国保の運営がどのように変わるのか。
- 3 国保に加入していても、国保税が高くて支払えない方もいる。例えば、国民年金は最高でも7万円もらえないため、国保税を払ってでも医療を受けに行こうとは思わない高齢者も多くいると聞いているが、実情についてどう考えているのか。

A・小児医療センター建設課長

1 小児医療センター新病院の駐車場は患者専用の機械式駐車場として整備している。さいたま新都心駅のすぐ近くにあり、周囲に様々な商業施設がある中で、患者にスムーズに入ってもらうためには、目的外使用を防ぐ必要があり、有料化はやむを得ないと考えた。車での来院が必要な外来患者が多数いることは承知しているが、駅のすぐ近くであり、公共交通機関を使う方もいるので、そのバランスと公平性も考えて有料化が必要だと判断した。時間制料金ということも考えたが、患者家族からの無料にしてほしいという要望に配慮して、外来や面会に対しては一定額の料金とし、料金を低く抑えている。また、心身障害者医療費支給対象者、身体障害者手帳1級、2級、3級の方、療育手帳A、A、Bの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が外来で使用する場合は無料と考えている。また、身体障害者手帳を保持する方が運転する車両も無

料とするなど、患者の声を反映した形で考えている。

A．国保医療課長

- 2 平成30年度からの県と市町村との共同運営によって、県は財政的な責任を負う。これまでは、各市町村がそれぞれ運営していたが、県で統一的な運営方針を作り、収納対策を進めていく。また、医療費抑制について、データヘルスと呼ばれるデータを活用して問題を抽出し、医療費の削減につなげていく。
- 3 保険料が高いことや医療費が高いことが問題となっているため、医療に掛かれない方がいると考える。高齢になると医療費が上がっていくのは避けられないが、それをいかに抑えていくかが重要である。他課の取り組みであるが、健康長寿埼玉プロジェクトや糖尿病重症化予防事業などにより、国保の医療費適正化を図り、保険料が値上げにならないようにすることで医療に掛かれるように取り組んでいきたい。

Q．柳下委員

- 1 そもそも、さいたま新都心の開発の失敗の穴埋めとして、上田知事のトップダウンで小児医療センターが移転することとなった。そのため、駐車場の建設にも多大なお金がかかっている。目的外使用を防止するために駐車料金を設定することだが、患者説明会においても入庫前に診察券、保険証や紹介状を見せてチェックすればよいとの意見がある。また、心身障害者医療費支給対象者は無料とのことだが、小児がんなどの難病の患者の面会は無料にすべきということは考えないのか。上限を1,000円としていても、一旦有料化してしまうと、定額料金が将来値上げされるのではないかと。無料化を再検討すべきであ

ると考えるがどうか。

- 2 国保財政は、国の財政的支援が減ってきたことにより、状況が厳しくなっている。市町村でも一般会計からの繰入れが多くなっている。国保の加入者は、仕事に就いていない方や高齢者が多く、医療費も高い。この状況を考えると、今まで赤字であった市町村と県が国保の運営を共同で行うことにより、財政は安定化するといえるのか。また、国は当初は財政安定化のために支援するとしても、財源がないとして支援しなくなるかもしれないが、県に不安はないのか。
- 3 多くの県民が国保の保険料を下げたいと感じていることを県はどう考えるか。

A．小児医療センター建設課長

- 1 上限額1,000円は目的外使用を抑制するという考えから設定している。患者専用駐車場だが、目的外利用の方が偽って入庫した場合などで、外来や面会の確認ができない場合は一般料金として1,000円を取るという考えであり、病院局としては料金を値上げしていくとは考えていない。診察券を持っていれば無料で駐車できるという方法は、個別に確認するのに大変な時間がかかる。また、公共交通を利用する方との公平性の観点から、患者に負担が掛からない範囲での有料化を考えていきたい。

A．国保医療課長

- 2 国で国保運営の都道府県化の検討が始まった当初、都道府県に国保の赤字が付け替えられるのではないかと不安があった。国と地方の協議の結果、追加公費3,400億円が手当てされた。しかし、これはまだスタート段階の準備金である。今後は医療費も増大していくため、国が責任をもって対応するよ

う強く要望していく。

- 3 広域化に当たり保険料が上がる懸念があるため、保険料上昇についての激変緩和を要望しており、基金の一部を活用できるよう、国が検討中である。県民が不安にならないよう制度設計することを国に要望していく。

Q・柳下委員

- 1 平成30年4月1日のスタートに向けて、激変緩和を要望しているとのことであるが、今後もまだ制度が変わることがあるということか。また、制度が変わる可能性がある中で基金を作るということか。
- 2 現在、ほかの県立病院の駐車場は無料であるが、電車で来院する人もいる。小児医療センターだけが、電車で来院する人との整合性を図るために有料化するというのは納得できないがどうか。

A・国保医療課長

- 1 まだ検討されていない事項が多くある。例えば、国では、頑張った市町村へのインセンティブを検討中である。県としては、国保の財政が安定するよう、また、市町村の努力が評価されるよう、国に要望していきたい。基金については、平成30年4月から使えるように国が予算措置をしているものであり、順次積み立てをしていきたい。

A・小児医療センター建設課長

- 2 ほかの県立病院とは、さいたま新都心駅のすぐそばという新病院の立地条件の違いがある。利便性を考えると公共交通機関で来院する方とのバランスを考慮する必要があると考えている。目的外使用の車が駐車場に入るこ

とを防ぐのが有料化の検討の第一歩であり、そうした中で類似施設の状況も考慮して、総合的に判断したものである。

Q・柳下委員

そもそも土地の値段が高い場所に移転をする必要はなかったのではないか。移転したせいで駐車場の建設も多額の費用がかかっている。そのことにより有料化となったのだろう。知事の責任である。

知事提出議案関係の付託議案に対する討論

柳下委員

まず、第70号議案について、反対討論する。この議案は、国保について、市町村と県が共同して運営を行うために財政安定化基金を作るものであり、本県では120億円程度の規模の基金となる見込みとのことである。そもそも、国保の財政運営が厳しくなってきた背景には、国の負担金が削られてきたことがある。そのため、市町村は一般財源からの繰入れを増やしてきた。しかし、国保税の引き上げなどにより滞納世帯も増え、ますます国保財政の運営が厳しくなるという悪循環が生まれた。今回の国の法改正は、持続可能な医療保険制度を構築するためなどと言っているが、病気になったときに安心して質の高い医療を受けられることは、国民の当然の権利であり、憲法で保障されている。それを担保するのが国と自治体の責務である。今回の基金を作り、基金から貸付・交付を行っても、貸付の償還は3年以内であり、現実の国保が抱えている問題の解決にはならない。法の一部改正に反対の立場から、それに基づく基金条例にも反対する。

次に第21号議案について、反対討論する。この議案の中で、循環器・呼吸器病センターについては賛成するものであるが、小児医療センターのさいたま新都心への新築移転については、これまでも一貫して反対してきた。よって、職員の問題についても反対である。

次に、関連するので、第30号議案、第31号議案、第32号議案について一括して反対討論する。児童発達支援・放課後デイサービスを特例として提供できる介護保険サービス事業所の指定通所介護事業所について、定員18人以下は新たに指定地域密着型通所介護事業所として規定されたことにより条例に追加することであるが、質疑の中でも明らかにしたように、介護が必要な高齢者が増えている中で、処遇が悪く施設の職員確保などが困難となっているなどの問題が山積している。まずはこの問題を解決することが先決である。県や保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域包括ケアシステムなどを地域の特性に応じて作り上げていくことになるが、逆に、政府は介護保険の改悪で、要介護1、要介護2の人を締め出すなど、介護の社会化には程遠い状況である。高齢者と障害者へのサービスにはそれぞれに高い専門性が要求されており、利用者の人権を尊重することを考慮すれば、専門の施設やサービスが必要であることから、第30号議案、第31号議案、第32号議案には反対である。

議員提出議案関係の付託議案に対する質疑
(議第2号議案及び議第3号議案)

Q・柳下委員

1 多くの意見を反映させた手話言語条例案が提出されたことに敬意を表する。今後は、事業が予算化され、手話言語法の制定につながるべく、全国に発信できる条例になればよい

と考えている。手話通訳者を養成するためには市町村との連携が重要になるが、現状では県と市町村の関わりが薄いところがあり、手話通訳者が育たない原因の1つになっている。そこで、手話通訳者や指導者の養成、確保、派遣、研修などの事業を行う、「手話センター」のようなものを設置することが望ましいと思うが、このようなセンターの設置を検討したことはあるか。また、執行部では、「手話センター」等の設置について検討したことがあるのか。

- 2 手話講習会の受講者には若い人が少ないと感じている。手話の仕事に就ける環境を整備する必要がある。若い人を手話通訳者として育成するための環境の整備については条例ではどのような配慮をしているのか。
- 3 受講の途中で事情によって手話講習会が受けられなくなった場合などに、県内のどこでも続きが受講できるようにすることで受講者を増やすようなことができればと考える。そのためには財政的な措置が必要だが、条例では財政的措置をどのように担保しているのか。
- 4 手話の普及だけでなく、手話通訳者の養成などの施策も必要であり、条例に施策についての規定が必要だと考えるがどうか。
- 5 手話に関する施策がどのように推進しているのかを見守るためにも、手話の推進協議会を設置することを条例に明記することが望ましいと考えるがどうか。
- 6 共生社会づくり条例の中で、障害者の定義に高次脳機能障害や難病を含めたことについては、障害者団体からも是非定義に含めてほしいとの意見があったものであり、評価している。また、定義の中で、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態のあるもの」との文言があるため、ここには人工透析を受けている方も入ると考えている。そのように考えると、65歳を過ぎて新たに人工透析を受けること

になった方が、県の重度心身障害者医療費助成制度の対象になっていないことは、全ての障害者を平等に扱っていないことになると思う。条例の第3条では、全ての障害者がこの条例の対象であることを規定しており、年齢で区別はされない。条例が制定されることで、医療費助成制度の不平等が解消されるのか。

- 7 事業者の責務として規定されている合理的配慮については、障害者権利条約ではどのように規定されているのか。また、合理的配慮については障害を理由とする差別を解消するための施策に規定した方がよいと思うがどうか。
- 8 障害者差別解消支援地域協議会は市町村との連携が重要であるが、市町村にも協議会を設置するのか。

A．山下議員

- 1 「手話センター」の設置については、他県に設置事例があったので検討はしている。今後の手話の普及啓発について、障害者団体との協議を行っていくため、協議の中でセンター設置についても取り上げる可能性があると思っている。
- 2 私も手話講習会に通っており、同様のことを感じている。条例では、第11条第4項で、「県は、学校において、ろう児等とろう児以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させる」ことを規定している。これによって、児童生徒のうちから、ろう児との接点を持ち、手話に対する理解を持ってもらいたいと思っている。また、第3条に規定した県の責務としても、若い人が受講者となるように取り組んでいく環境整備の推進を担保している。
- 3 条例第15条に、手話に関する施策を推進するための財政上の措置を講ずるよう努める

ことを規定している。

- 4 手話に関する施策の規定についても検討はさせていただいた。ただし、本条例は手話が言語であることを主に規定したものであり、手話の歴史を守り尊重し、手話を普及させてきたいことをメインに考えている。まずは手話の普及を一層推進し、施策についても取り組んでいく。
- 5 例えば鳥取県では、知事の附属機関として手話推進協議会を設置していると聞いている。本県では、聴覚障害者の団体と必要に応じて協議の場を持ち、障害者の意見を手話の普及に生かしていきたいと考えている。

委員長

柳下委員の質疑のうち、「手話センター」等の設置の検討について及び重度心身障害者医療費助成制度についての質疑については、執行部の答弁を求める。

A．障害者福祉推進課長

- 2 北浦和の庁舎の中に「聴覚障害者情報センター」を設置し、県の委託による専任の手話通訳者3人と、市町村からの委託により設置している手話通訳者4人の、合わせて7人が手話通訳者の派遣調整を行っている。障害者総合支援法に基づき、高度な技能を要する手話通訳派遣は県が、それ以外の派遣は市町村が実施することとされている。市町村は、各市町村社会福祉協議会に手話通訳者派遣を依頼しているところもあるし、「聴覚障害者情報センター」に委託しているところもある。基本的には、「聴覚障害者情報センター」が「手話センター」の役割を担っていると考えている。

A．国保医療課長

6 高齢化に伴って重度心身障害者医療費助成制度の受給者や医療費が大幅に増加している。また、受給者の半数以上が65歳以上であり、毎年の新たな受給者の6割の方が65歳以上である。これらにより将来的な制度維持が困難になったため、2年前に制度の見直しを行った。対象者を検討する中で、生まれつき、あるいは若くして障害になった方と比べると、65歳以上で重度心身障害者となった方は、資産形成等の生活環境に違いがあると考え、生まれつき、あるいは若くして障害を持った方をより重点的な支援対象者とする見直しを行った。御理解いただきたい。

A．星野議員

6 重度心身障害者医療費助成制度については国保医療課長が答弁したが、人工透析患者も障害者の定義に含まれることはお答えしておきたい。

7 合理的配慮とは、例えば車いす利用者のために段差にスロープを設置する、高い所に陳列された商品等を取って渡す、手話、筆談、読み上げなど相手に合わせたコミュニケーション手段を取る、障害の特性に応じた休憩時間の調整などルール・慣行の柔軟な変更を行うことなどであると考えている。事業における障害者との関係や事業分野、場面などによって求められる配慮の内容や程度も様々であることから、合理的配慮については努力義務規定とした。合理的配慮は、障害者差別解消法でも努力義務とされている。今後は、法や条例の運用の状況を踏まえて検討していきたい。

8 協議会は各市町村の判断で設置されるものである。まずは市町村が対応することになるが、市町村では対応できない場合には、県の協議会で対応することが考えられる。

Q．柳下委員

1 障害者権利条約において、合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と規定している。障害者権利条約の合理的配慮の定義をそのまま引用すべきであると考えているがどうか。

2 65歳以上で重度心身障害者となった方は、資産形成ができているとのことだが、この条例案は、生まれつき、あるいは若くして障害になった方だけを対象にしているわけではない。全ての障害者を対象とし、差別をしてはならないと考えるがどうか。

A．星野議員

1 合理的配慮の定義は、障害者権利条約と障害者差別解消法の両方の考え方を酌んでいるつもりである。

2 重度心身障害者医療費助成制度の制度設計上の問題であると考えているため、執行部に質していただきたい。

A．国保医療課長

2 年齢制限は、重度心身障害者医療費助成制度が将来にわたり持続するために必要な見直しだと考えている。生まれつき又は若くして障害がある方は、経済状況が生涯にわたり厳しい状況にあると考え、重点的支援を行うよう見直した。御理解いただきたい。

Q．柳下委員

この条例が制定されることで、県内の全ての

障害者が差別を受けず安心して人間らしく暮らしていけるように、年齢によって制度が利用できないことがないように検討すべきと考えている。

65歳以上で重度心身障害者となった方は経済状況が比較的良いと言っているが、年金が低額で、生活に困っている方が多い。また、受給者の半数以上が65歳以上であり、毎年の新たな受給者の6割の方が65歳以上であるとの答弁もあった。このすばらしい条例が制定された後は、実際にこの条例が実を結ぶために施策が予算化されていることは必要であると思うがどうか。

A．国保医療課長

重度心身障害者医療費助成制度が将来にわたり持続する制度になるよう引き続き必要な見直しを行っていく。

国庫予算の事情から全ての案件の採択はかなわなかった。しかしながら、他都道府県と比較すると決して少ない金額ではないと考えている。

2016年3月18日

知事提出議案関係の付託議案に対する質疑
(保健医療及び病院局関係)

Q．柳下委員

- 1 小児医療センター駐車場の料金体系については、予算特別委員会でも取り上げて無料化を訴えてきた。また、本委員会でもほかの委員から無料にすべきとの意見があった。今回、若干の見直しが行われたが、基本的な部分は変わっていないように思う。見直した結果、予算の額はどのくらい変わるのか。
- 2 平成27年度の診断書等の発行の実績はどのくらいか。また、なぜ今回改定を行わな

ればならないのか。

A．小児医療センター建設課長

- 1 今回の見直しによる影響額は300万円程度である。

A．経営管理課長

- 2 平成27年度はまだ実施中であるため、平成26年度の実績でお答えする。普通の診断書は8,309件、特別の診断書は10,221件、証明書は763件発行している。診断書・証明書の料金は、3年ごとに、作成に係る経費とほかの自治体の料金を踏まえて見直しを行っている。今年度の料金の見直しに当たり、ほかの自治体との比較調査を行ったところ、比較対象自治体の料金水準が上昇したこともあり、他県とのバランスも考慮して改定を行うものである。

Q．柳下委員

駐車場の料金収入が300万円減るだけなのであれば、無料にすべきだという患者家族の声に対してはどう検討したのか。

A．小児医療センター建設課長

前回の委員会の意見を踏まえて再検討したが、あくまでも、患者にとって利用しやすい駐車場とすることを念頭に置いて考えた。その中で患者の負担を軽減するために低額で抑え、バランスを考えて判断したものである。

知事提出議案関係の付託議案に対する討論

柳下委員

第36号議案及び第52号議案について、反対討論する。

まず、第36号議案に反対の立場から討論を行う。本条例案は埼玉県立小児医療センターの整備に伴い規定を整備するとともに、病院事業に係る料金を改めるものである。反対する第1の理由は、さいたま市岩槻区の小児医療センターをさいたま新都心へ移転することを前提として規定を整備するためである。移転はぜい弱な東部北地域の小児救急医療体制を崩し、現在の病院に通う患者に大きな負担をもたらす。第2の理由は、患者や家族の声に耳を傾けず、新病院の駐車場料金を有料化するためである。小児医療センターの患者や家族は長期にわたり長時間病院に滞在せざるを得ない状態となっている。300円の定額制や手帳所持者の免除など救済策もあるが、負担が大きいことには変わらない。第3の理由は、診断書・証明書を大幅に値上げするためである。小児慢性病患者や重度障害児は、進学や装具購入の都度、診断書を必要とする。患者や家族にこのような負担が発生することが一切知らされていないにもかかわらず、4月から大幅な値上げを開始することは認められない。

よって、第36号議案に反対する。

続いて、第52号議案に反対の立場から討論を行う。反対する理由は、国民健康保険税の都道府県運営を前提とした埼玉県国民健康保険財政安定化基金の創設に新たに12億円を支出しようとしているためである。国保税の負担は、所得200万円の家庭に30万円を超えるような例もあり、もはや限界である。生活を破たんさせるような徴税強化が行われ、滞納が市町村国保財政を圧迫している。国保税の負担軽減こそが最優先の課題である。県は、国からの国民健康保険基盤安定事業負担金と200億円の財

政安定化基金で、都道府県化を受け入れたが、このような金額では、国保の構造的課題の解決は不可能である。むしろ都道府県化によって、県による市町村の徴税指導がより強化されかねない。また、財政安定化基金自体は市町村に財源不足が生じた際に、あくまで貸付を行うもので、その後3年間で償還を求められる。市町村の国保財政の改善に資するものとはならない。

よって、第52号議案に反対する。

7 県土都市整備委員会における金子正江県議の質疑

2016年3月4日

付託議案に対する質疑（県土整備部関係）

Q．金子委員

- 1 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の負担について、今回の対象は6か所であるが、整備が必要な急傾斜地は全体で何か所あるのか。また、整備の進捗状況はどうか。
- 2 関係市町村の負担額については、事前に同意が得られていると思うが、地元市町村の財政力は考慮しているのか。

A．参事兼河川砂防課長

- 1 県内には、土砂災害危険箇所が4,219か所あり、そのうち急傾斜地崩壊危険箇所は2,907か所ある。さらに、このうち745か所を要整備箇所としている。事業の進捗状況は、要整備箇所745か所のうち115か所が完了しており、進捗率は15.4%である。
- 2 地方財政法には、県が行う建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、受益の限度において経費の一部を負担させることできると規定されている。急傾斜地崩壊対策事業は、受益が周辺地に限定されるためこの規定に該当すると考えている。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、急傾斜地の対策は、基本的に土地の所有者が行うこととされており、困難な場合に県が土地の所有者に代わって対策を実施している。この法律の主旨と地方財政法に基づき、事業費の一部を関係市町村に負担していただいているため、地元市町村の財政力は考慮されていない。

Q．金子委員

- 1 整備が遅れていると認識した。安全の観点から整備は進めるべきだと考えるが、進捗が遅れている理由は何か。
- 2 法律に基づいて行われているとのことであるが、整備を進めるためには地元市町村の財政力を考慮すべきではないのか。

A．参事兼河川砂防課長

- 1 1か所の整備でかなりの時間を必要とするため進捗が遅れている。また、要整備箇所が745か所と非常に多く、整備には膨大な時間と費用が必要となる。そのため、土砂災害防止施設を整備するハード対策だけでなく、土砂災害警戒区域等の指定のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策に取り組んでいる。
- 2 市町村の財政力の考慮については、県だけで判断するのは難しいと考えており、国にその趣旨を伝える。

付託議案に対する質疑

（都市整備部及び下水道局関係）

Q．金子委員

- 1 市野川流域の下水道事業の収支はどのような状況であるのか。
- 2 単価の引き上げに当たって、全ての町が同意済みとのことであるが、同意に至るまでに関係3町から意見があったのではないかと思うがどうか。
- 3 負担増による3町の年間の影響額はどうか。

4 「子育て世代・多子世帯向け住宅支援事業費」について、予算額の半分を減額する理由は何か。

A．下水道管理課長

- 1 最近2年間で見ると、平成25年度決算では、単年度収支が4,900万円の黒字で累積収支が4,200万円の赤字である。また、平成26年度決算では、単年度収支が4,100万円の黒字で累積収支が100万円の赤字となっており、累積赤字は縮小している。
- 2 昨年度、下水道担当職員との意見交換会を実施するとともに、今年度には3町の町長にも直接意見を伺うなど調整を重ね、合意が得られた。下水道法に基づく意見照会に対しても、3町から単価引き上げについて意見なしの回答を得ている。交渉の過程では、増額要素となる経費の確認や、単価を抑えられないかという話はあった。
- 3 処理水量をベースに試算すると、年間で滑川町が約400万円、嵐山町が約550万円、小川町が約600万円の負担増である。

A．住宅課長

4 多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム補助金については、予算上の計画で取得190件、リフォーム100件であったが、実績見込みでは、取得50件、リフォーム150件となっている。補助金額の大きい取得に対する補助件数が少なかったことが理由である。これは、対象となる多子世帯が少なかったこと、また、不動産は一生のうちに一度か二度の買い物であるため、住宅の取得には一定の時間がかかり、買い入れ時期と重ならなかったことが理由であると考えられる。この補助制度について周知に努めてきたが十分でなかったものとする。

Q．金子委員

- 1 流域下水道事業の負担金単価の改定に伴って、関係3町は来年度4月からの住民が負担する下水道料金の増額は予定していないとのことだが、今後、増額される可能性はある。また、住民に転嫁された場合、4人家族でどれくらいの負担増となるのか。
- 2 今後、多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム補助金をどのように周知していくのか。

A．下水道管理課長

1 住民が負担する下水道料金は、維持管理負担金のほか、町が管理する公共下水道の整備費や維持管理費、一般会計からの繰入金などから決定される。維持管理負担金の増加が全てそのまま住民に転嫁されるわけではないが、仮に全て住民負担とした場合は、4人家族で月額160円程度の下水道料金が値上げされる見込みである。

A．住宅課長

2 今年度も彩の国だよりへの掲載や事業者と連携して周知を行ってきた。市報に掲載すると補助実績が上がるので、今後は各市町やリフォーム事業者との連携を強化するなどして、補助金が更に利用されるよう周知に努めてまいりたい。

付託議案に対する討論

金子委員

第47号議案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

市野川流域下水道に係る経費の負担増を関係3町が同意したとはいえ、結果的に現行の年間負担額から滑川町で400万円、嵐山町で55

0万円、小川町で600万円の負担増となり、これを住民に転嫁すると、4人家族で年間2,000円弱の値上げとなる。社会経済状況が厳しい中で新たな負担を求めることは反対である。

8 文教委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年3月4日

付託議案に対する質疑

Q．村岡委員

- 1 第37号議案について。小・中学校、高校でも同様であるが、特に特別支援学校では定数内での臨時的任用教員の割合が多いことが問題である。今回の定数増が、この定数内臨任の割合が高いという問題の解決に寄与するものなのか、あるいはそのような考えの下に定数増となっているのか。
- 2 第38号議案について。議案は小児医療センターの移転に伴うものである。特別支援学校の新設について異論はないが、病院が移転したとしても、岩槻特別支援学校を必要とする家族がいるのではないのか。新病院と一体に新設するとしても、今すぐに岩槻特別支援学校を廃止する差し迫った重大な理由はあるのか。条例の施行期日が定まっていないのであれば、今廃止を決める必要があるのか。
- 3 第39号議案について。フレックスタイム制を設けるということだが、職員が勤務時間を弾力的に割り振る、あるいは融通し合うということは、教育の現場においてはなじまないのではないのか。フレックスタイム制が導入されて、仮に実施されたとして、教員の超多忙な状況が、少しでも緩和されるのか。
- 4 第52号議案について。県立学校の体育館整備の繰越しは入札不調という理由であったが、今後の見通しについて説明を聞きたい。
- 5 第60号議案について。金融機関へ支払う事務手数料の減額についてであるが、金融機関は埼玉りそな銀行だと思うが、手数料はどのように決めているのか。また、マイナス金利など金融情勢の影響も踏まえて決めているのか。
- 6 第75号議案について。学校職員の給与に

関する条例についてであるが、給料表の各級の基準となる職務が規定された。新年度には4級の主任が廃止されると聞いたが事実か。そうなった場合、現在3級の人は何らかの不利益を被ることはないのか。それに対する手当を予定しているのか。

A．参事兼県立学校人事課長

- 1 定数増は臨任率の低下に結びつくものではないが、職員の採用数を増やすことによって臨任率の低下を目指している。御指摘のあった学校については、ほとんどの学校において臨任率の低下が図られる状況となっている。
- 3 フレックスタイム制については、現時点で、教員への導入には課題が多いと考えている。今後、教員に導入することになった場合は、教員の多忙化の解消という観点からも、課題の把握や効果等の研究をしっかりと行い、教員の多忙化の解消に取り組んでいきたい。
- 6 4級主任は廃止となる。本県の主任級職員の業務により学校現場が支えられていると認識しており、4級主任廃止は大変厳しいものである。今後見直しによる影響を少なくするべく、取り組みを進めていく。

A．参事兼特別支援教育課長

- 2 岩槻特別支援学校は、小児医療センターに入院している学齢期の子どもたちのための学校である。この度、小児医療センターが移転し、現時点での岩槻特別支援学校の役割は終了することとなるため、新しい学校を作ることになる。岩槻特別支援学校を必要とする子どもがいるのではないのかという御意見については、病院の状況を踏まえて適切に対応して

いきたい。

A．財務課長

4 繰越しの件については、既に入札に向け準備を始めているところである。来年度は、今年度ほど工事業者が不足する状況ではないと業者等から聞いている。今年度は基本的には学校、施設の利用状況を優先し、学校活動に支障のない範囲で工期設定をしていた。来年度は、学校の希望を優先しつつできるだけ幅広く工期が取れるよう、日程の調整を始めている。さらに、なるべく早い時期に入札を行うことで、早期に業者を決定できるとともに、入札機会も複数回確保できるので、4月当初から入札作業を行うよう、関係部局と調整を始めている。進行管理をしっかり行い、確実に工事を終わらせるよう努める。

5 手数料は、貸付残高に一定の手数料率を乗じて算出している。手数料率は、金融機関における貸出金利を踏まえ、金融機関との協議により決定している。なお、最新の手数料率は1.65%である。昨今の金利の動きは、県としても注視しており、引き下げ等の動きがあれば、速やかに金融機関と協議する。

Q．村岡委員

特別支援学校の廃止について。適切に対応するとのことだが、小児医療センターの移転問題について、知事は、患者家族や関係自治体に対し、残す機能を検討すると約束している。この点については、まだ決着していない。現時点の中間報告では、障害児の入所施設として長期入所が28床、短期入所が12床、計40床の施設となるとの報告を受けている。特別支援学校を必要とする子どもが相当数出ると予想される。具体的にどのように対応するのか。

A．参事兼特別支援教育課長

現在、肢体不自由の特別支援学校では、教員が訪問して指導を行っている。入所施設に対しては、これまでと同様の対応が必要と考えている。今のところ、病院局から入所施設について説明がない。教育局だけでイメージを膨らませて対応することはできないので、病院局からの情報を踏まえて、必要な手立てについて考えていきたい。

Q．村岡委員

病院局の動向が不確かなのは理解している。患者家族の願いは、病院の機能を残してほしいということである。今後、規模の大小があっても、病院の機能を残すことになった場合には、必然的に特別支援学校が必要となる。どのような機能を残すのか決着していない中で、新設はともかく、廃止まで同時に決めることはないのではないか。

A．参事兼特別支援教育課長

病院局からは、医療型の入所施設となるとは聞いているが、十分にイメージできる内容ではない。教育局だけで独自に動くことはできないので、今後、病院局と連携を図りながら対応していく。障害がある子どもの学齢期の学習保障については、しっかりとやらせていただきたい。

付託議案に対する討論

村岡委員

第38号議案、埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行う。

埼玉県立けやき特別支援学校の設置と、埼玉

県立岩槻特別支援学校を廃止するもので、いずれも岩槻にある県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に伴うものである。

我が党は新たな病院が作られること、そこに新たな特別支援学校が設置されること自体に反対するものではない。しかし、患者家族や関係自治体等の「現在地へ病院機能を残してほしい」という悲痛な声を省みないまま移転を強行し、それに併せて現在の岩槻特別支援学校を廃止してしまうことは容認できない。知事は現在地に残す機能を検討すると約束したが、現在までに明らかにされた機能は「40床の医療型障害児入所施設」であって、これに患者家族らは納得していない。患者家族らと合意の得られぬままに病院移転と一体に学校を廃止することには反対である。

9 地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年3月8日

Q．柳下委員

- 1 政府関係機関の地方移転について、候補となっている環境調査研修所は、今まで県にどのようなメリットがあったのか。
- 2 高木委員の質疑に「大きな影響はないと考えている」と答弁したが、なぜ、特別委員会の議題として出してきたのか。
- 3 「県の基本的考え方」で、多額の費用を掛けて移転することが国全体としてプラスになるかについて十分な検討が必要としているが、本体の移転を念頭に多額の費用がかかるとしているのか。
- 4 政府関係機関の移転は、まち・ひと・しごと創生とは矛盾し、地域とのつながりを壊すことにつながるのではないか。
- 5 知事部局の職員定数の適切な管理として、職員定数を増減なしにしたとのことだが、災害対応などの行政課題が増えていることについてどのように考えているのか。

A．計画調整課長

- 1 本県や県内市町村の職員が研修に行きやすく、そこでの研修を通じて資質の向上が図られ、環境行政の推進につながっているというメリットがある。また、本県が研修のフィールドになることで、本県の環境行政のPRにも寄与している。
- 2 大きな影響はないと考えているが、移転の具体的な内容は、3月に国で決定されることから、最後までしっかりと注視していかなければならないと考えており、この問題を軽んじることはできないと考えている。
- 3 基本的には本体が移転した場合を想定して多額の費用がかかるとしている。例えば、自衛隊体育学校は、全て移転すると100億円

を超えるのではないかとされている。

- 4 全部が移転しなくても、地元自治体などにつながっている重要な部分を壊してしまうと地方創生に反することになると考えている。一部移転であっても地方創生に反することになるという危機感を持っている。

A．改革推進課長

- 5 職員定数を減らす場合には、市町村への権限移譲や、民間開放、事務事業の見直し、ITの活用などによる業務量の削減と連動させており、生み出した減員分を増員に充ててきた。引き続き、県民サービスを低下させることなく、災害対応にも留意して、効果的な組織体制を構築していきたい。

Q．柳下委員

- 1 本体移転の費用を考えているということは、本体移転についても心配しないといけないということか。また、一部移転もかなりの影響があるということか。
- 2 定数を増やさない結果として職員の長期休職者が増えているのではないか。
- 3 知事は農林部の職員を半分に減らすというような方針を出した。TPP等で農業が大変な中であり、憤りを感じている。大規模な農業だけでなく中山間地の農業も含めて、農業改良普及員を増やして、しっかりと対応していくべきではないか。

A．計画調整課長

- 1 12月18日の国の対応方針では、4機関については一部移転とされていることから、

本体の移転はないと考えている。一部移転とされているが、ボリュームや質が示されていないことから、しっかりと注視していかなければならないと考えている。

A . 改革推進課長

- 2 精神疾患による長期休職者数は、平成25年度は60人、平成26年度は59人、少し遡って平成22年度は54人と、ほぼ横ばいになっている。メンタルヘルスの不調については、一般的に家庭内環境や職場環境など様々な要因で起こると言われており、定数との直接の関係はないと考えている。しかし、メンタルヘルス不調者が増加することは組織として大きなマイナスであることから、しっかりと対応していきたい。
- 3 農林部の職員を減らしていくという方針ではない。毎年度の行政需要や事務量を各部局と意見交換して定数管理をしている。増やすべきだとの意見を頂いたが、少子高齢化による社会保障費の増大など厳しい財政状況を踏まえると、定数を増やしていくことは難しいと考えている。今後も、必要な増員分は、事務事業の見直しなどにより生み出した減員分で賄っていく努力をしていきたい。

10 公社事業対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年3月8日

Q. 村岡委員

- 1 さいたま芸術劇場と埼玉会館は埼玉県の宝だと思っている。財務の内容も重要ではあるが、それ以上に価値を認め守っていくことが重要である。さいたま芸術劇場は香山壽夫氏が設計した建築物としても、蜷川芸術監督が活躍している劇場としても価値があると考えているが、実施方針にある「創造する劇場」とはどのようなことなのか。
- 2 現在、埼玉会館の大規模改修工事が行われているが、前川國男建築設計事務所が設計・管理をしていると知って安心した。それは、建築家の前川國男が日本の近代建築の第一人者であり、埼玉会館を設計しているからである。埼玉会館は建築物としても価値があり、また歴史を持っている会館である。今述べた内容も含まれていると思うが、実施方針にある「歴史ある文化施設の再発見による情報発信」とはどのようなことなのか。
- 3 埼玉県社会福祉事業団における在宅障害者の短期入所受け入れ延べ人数について、平成24年度から平成25年度にかけて148人、平成25年度から平成26年度に掛けて1,109人増加しているが、花園と嵐山郷について、それぞれ短期入所の受け入れ人数はどれだけ増加しているのか。

A.(公財)埼玉県芸術文化振興財団理事長

- 1 芸術とは、正にものづくりであると考えている。芸術劇場の稽古場では、100人以上が関わり、町工場の現場のように1つ1つの場面を作り上げ1か月ほどかけて練り上げた作品を発信し、世界中の人々を感動させ高い評価を頂いている。「創造する劇場」とは、このように貸館中心ではなく、自ら芸術作品を

創って提供することであると考えている。

- 2 埼玉会館は1926年に完成した日本の芸術文化施設の先駆けで、1966年に日本を代表する建築家の前川國男氏による設計で建て直され、県のランドマークともいえる存在となっている。埼玉会館では他の美術館等と連携して会館の芸術的価値の高さを発信している。こうした取り組みがさいたま芸術劇場の建築にもつながっている。

A.(福)埼玉県社会福祉事業団本部事務局長

- 3 花園の受け入れ人数は、平成25年度は773人、平成26年度は1,081人であり、308人の増となっている。嵐山郷の受け入れ人数は、平成25年度は3,630人、平成26年度は3,739人であり、109人の増となっている。大幅な増の理由は、個別ケースの特殊要因がある。花園については、18歳となり、措置解除された入所児童を特別支援学校卒業までの間、長期の短期入所として受け入れたものであり、3人で200日の利用があった。嵐山郷については、刑務所を出所した障害者を施設入所が決まるまでの間、長期の短期入所として受け入れたものであり1人で148日の利用があった。

Q. 村岡委員

- 1 さいたま芸術劇場は芸術村的な施設であり価値のある施設であると考えている。また、埼玉会館のような歴史的な施設等が、全国で利用者の減少を理由に解体されることがあるが、一度取り壊すと二度と再生できない。この2館の価値を広く県民に発信し理解をしていただくとともに、県民の財産として守って

いくことが必要であると考えている。(意見)

- 2 短期入所が増加傾向にあることについて、法人としてどのように考えているのか。

A.(福)埼玉県社会福祉事業団理事長

- 2 短期入所の必要性が高まっていると認識している。特に、在宅において保護者が高齢化しており、少しでも負担を軽減することが必要であると考えている。そこで、嵐山郷において、平成27年度に短期入所の居室を6名分増やしたところである。引き続き、積極的に受け入れができるよう体制を整えていく。

11 経済・雇用対策特別委員会における秋山文和県議の質疑

2016年3月8日

Q．秋山委員

- 1 景気回復との認識については、完全失業率や有効求人倍率から見るとそうかもしれないが、県内の消費動向、設備投資、賃金動向などを総合して判断すべきであり、これらからすると回復したとはとてもいえないと思う。どういう認識をしているのか。
- 2 建設業従事者、介護職員、保育士の不足の主要な原因は賃金が低いことだと思うが、賃金水準をどう把握しているのか。また、全産業の賃金と比べて水準はどうか。
- 3 ブラック企業対策として離職率の公表などが今後進められるが、埼玉県は離職率は算出できるのか。また、ブラック企業の離職率の公表制度をどのように活用していくのか。
- 4 就職条件のそこは、雇用機会均等法でハローワークの求人票に年齢や性別を書けないことにあるのではないか。

A．産業労働政策課長

- 1 どの指標がどうなったら景気回復であるとの定義が明確にあるわけではない。また、個別の企業や個人によっても、その受け止め方は異なる。その中で、多くの方が景気が悪いと認識していたリーマン・ショック後と現在で、いくつかの指標を比較すると、資料にある完全失業率・有効求人倍率の改善だけではなく、県内倒産件数は平成21年の636件から平成27年の359件とマイナス277件、44%減、日経平均株価は平成21年3月の7,000円代から1万7,000円前後で推移、景況感DIについては平成21年の1月から3月期のマイナス91.3から平成27年10月から12月期のマイナス45.1と46.2ポイント改善、経済成長率におい

ては平成21年度のマイナス2.1%から2.2%とプラスに転じている。「景気は気から」という言葉があり、個別の指標では足踏みをしているものもあるが、指標の推移をトータルで見れば過度に悲観的に考える必要はないと考えている。

A．建設管理課長

- 2 建設業生産労働者の賃金水準については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると全産業労働者の賃金に比べ、約9割となっているが、この3年で約1割増加しており、改善の兆しが表れている。

A．高齢者福祉課副課長

- 2 介護職員の賃金については、毎年4月1日付けで、県所管の特別養護老人ホームに、職員の配置状況や給与、入所者の状況など施設運営に係る様々な情報を記載する「施設台帳」を報告していただいております。各施設職員の賃金の状況を定期的に把握している。また、厚生労働省の外郭団体である介護労働安定センターが毎年度実施する「介護労働実態調査」を通じて都道府県別の賃金状況も把握している。なお、賃金の実態については、平成27年賃金構造基本統計調査によれば、全産業の「きまって支給する現金給与額」が33万3,300円であるのに対し、介護事業は24万6,500円となっている。

A．少子政策課副課長

- 2 保育士の給与については、平成27年賃金構造基本統計調査の結果によると、「きまっ

て支給する現金給与額」については、21万3,100円で、全産業の33万3,300円と比較すると10万円程度低くなっている。

A．就業支援課長

- 3 離職率の数値は全国のもののみである。若者雇用促進法が成立し、この3月から新卒者の募集を行う企業は、応募者が求めた場合に募集、採用に関する情報の一部を提供することが義務付けられた。情報提供する企業が評価される時代であり、県でも今後合同企業説明会などの開催の際には、出展企業の理解を得て積極的な開示をお願いしていきたい。
- 4 求人票については、男女雇用機会均等法等により性別、年齢の不問が大半で、求める人材の詳細が分からないとの声がある。その点はデメリットであるが、一方で性別や年齢で分けてしまうということなしに、広く門戸を開くというメリットも大きい。求職者には単に求人票だけを見るのではなく、県やハローワークの窓口相談を利用してもらうよう促し、きめ細かなマッチングに努めてまいりたい。

Q．秋山委員

- 1 景気回復の基本認識についてであるが、倒産件数は減少しており、株価は上がっているが、実質賃金には反映されず、消費も伸びていない。GDPもほぼ横ばいであり、日本は先進国の中において特異な国となっている。悲観する必要はないが、グローバルな視点で見ると、景気回復とはいえないのではないかと。
- 2 介護職員のモデル給与表の給与は最低水準ではないのか。また、建設業では、公共工事の設計労務単価を2回上げて上向きつつあるが、他産業と比べて賃金が約1割低いし、介護職員も保育士も10万円前後低い。改善をしないとミスマッチがずっと続いてしまうが、

包括的な対策としてどういうことが考えられるか。

- 3 離職率の公表については、どんどん進めていってもらいたい。(要望)

A．産業労働部長

- 1 内閣府の月例経済報告でも、「一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」となっている。一方で、関東経済産業局などでは、大企業を中心に業績が良くなっているものの、中小企業には実感が湧かないとの表現をしている。今後、景気回復の基調が県内中小企業にも及ぶような努力を引き続きしてまいりたい。

A．高齢者福祉課副課長

- 2 モデル給与表については、キャリアアップの仕組みを取り入れた施設の給与表を基に、一定額を上乗せして作成したもので、モデル給与が最低水準という認識はない。また、賃金が低いままでは人材の確保・定着は困難と認識しているが、一方で、経営者のしっかりした理念に基づき、安心して働ける職場環境が整い、職員の定着率が良い事業所もある。先ほど申し上げた介護職員しっかり応援プロジェクトなどの取り組みにより、関係団体と一丸となって、働きやすくモチベーションの上がる環境整備の機運を醸成していきたい。

A．建設管理課長

- 2 設計労務単価は、全国の工事の賃金実態調査を行い、国が決められている。設計労務単価は、公共工事積算のために用いるもので、労働者の賃金を拘束するものではない。発注側としては実勢価格を反映するため、この単価に基づいて積算している。県では、業界団体に対

し、適切な賃金の確保などを文書により要請している。また、業界団体との意見交換の場を活用し、賃金などの処遇改善について強く要請してきた。引き続き、そのような対策を進めてまいりたい。

A．少子政策課副課長

2 保育士の給与改善は人材確保のため重要な取り組みと認識している。しかし、1万円給与を上げるにも保育士は2万人いるので、それだけでも24億円かかる。県でやるには厳しいところがある。保育の給与は国からの給付費が元になっているので、国に対しては給付費の単価を上げるよう強く要望している。また、保育士は就職の際、給与のほかに人間関係など職場の雰囲気非常重视しているという統計もある。県は、県単で「埼玉がいいね！保育士就職応援事業」という事業をやっており、園長が養成校に行って県内保育所の良さをアピールしたり、保育士になりたい学生にバスツアーで保育所を巡ってもらい、県内の保育所の魅力を認識してもらう取り組みを進めている。そのほかにも、人間関係という面では園長の資質が大切なので、保育所を管理する立場にある園長を対象に、メンタルヘルスや新規採用職員の育て方などの研修も行っている。

12 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑

2016年3月8日

Q．前原委員

- 1 吉良委員の質問に対して、平成27年が第1回であるさいたま国際マラソンを、今後何回やるのか決めていないが、未長く開催したいとのことであるが、引き継いだ横浜国際女子マラソンは、どういう理由で終了することになったのか。また、白土委員の質問での大会の反省点にも関係するが、横浜国際女子マラソンが継続できなかった点をどのように捉えているのか。
- 2 マラソン大会を通じて地域振興を図ることができたとのことであるが、この場合の地域というのは、イベント会場がにぎわったのか、あるいは大会に併せた地域振興策として何かが用意されて、それに関連した地域の人たちの振興につながったのか、考え方を聞きたい。
- 3 スポーツ基本法では、スポーツを通じて、幸せで豊かな生活を営むことは全ての人の権利であるとうたっているが、スポーツを生活の中に取り込んでいくというのは、社会人となると大変である。オリンピック・パラリンピック、それから大規模スポーツ大会を開催する一方、ふだんの生活の中で、大会に参加できる人に限らず、多くの方々がスポーツに参加するような事業についてしっかりと考えているのか。オリンピックなどの大会を成功させるのは当然であるが、それだけでなく、スポーツの基本精神にのっとり多くの方々がスポーツをより楽しみ、体を鍛え健康につながるための取り組みもしっかりと行っているか聞きたい。

A．スポーツ振興課長

- 1 横浜国際女子マラソンが終了した理由については、明確な理由は聞いていない。横浜国

際女子マラソンは、エリートマラソンだけであり、今回のさいたま国際マラソンでいう、日本代表チャレンジャーの部だけの大会であった。また、規模が小さいため、女子マラソンの人気は若干低迷してきたということもあって、経費的な課題もあったと伺っている。今回、さいたま国際マラソンは、今のマラソンブーム、ランニングブームをしっかりと反映をして、エリートだけではなく一般の方も走っていただける大会として再構築をしている点が、横浜国際女子マラソンとの大きな違いである。そういった特色を生かして、引き続きさいたま国際マラソンを進めていきたいと考えている。

- 2 地域振興の捉え方についてであるが、県という立場から全県的な視野を持って対応をしている。会場だけではなく埼玉県全体の様々な地域の観光、物産等がPRできるようにと考え、草加せんべいや狭山茶の配布や各種イベントを通じて、全国から集まってきたマラソンランナーにアピールをして、マラソン以外の場面でも、もう一度埼玉に来ていただけるように取り組みをした。地域というのは埼玉県全域で考えている。
- 3 県民の方がスポーツに親しめる環境づくりとしては、例えば、それぞれの地域に、身近な場面でスポーツに親しんでいただける場を提供する総合型地域スポーツクラブの設立の支援や、県立学校の学校開放などを進めている。

Q．前原委員

大規模スポーツイベントと併せて地域のスポーツ振興のための施策を推進しているとのことであるが、職員体制については万全なのか。

A．スポーツ振興課長

スポーツ振興課の業務としては、生涯スポーツに係る業務、あるいは競技スポーツに係る業務、それからこのような大会を行うための業務がある。これらについては、それぞれ担当を設け、組織体制を整えており、なかなか業務量として厳しい部分も当然あるが、きちんと担当分けをして、課全体の中で調整をしながら業務をしているところである。

13 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年3月8日

第157号議案に対する修正案に関する質疑

いのか。

Q．柳下委員

- 1 基本目標1の主な施策に追加した「本県の交通の優位性を生かした流通拠点整備の推進」、「首都圏中央連絡自動車道沿線地域の産業基盤整備の充実強化」及び利根地域の重点課題・施策に記載している「圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域、東北縦貫自動車道沿線地域への産業地誘導」について伺う。関越自動車道三芳インターチェンジ付近の三富地域や圏央道周辺は、県内でも貴重な農業遺産や農業振興地域である。流通拠点整備や産業基盤制度なども必要だが、農業遺産の保護や、農業や環境保護などの地元住民の意見の尊重には、当然配慮していると思うが、提案者の見解を伺う。
- 2 私は、総合戦略の原案について、若者が結婚や出産をためらう大きな要因は非正規雇用の広がりであるとして、非正規雇用を減らす指標を盛り込むべきだとする意見を提出した。修正案に、女性の正規雇用への転換や大学卒業者に占める不安定雇用者の割合の減少を新たに盛り込んでいるのは、このような意見に基づいてのことなのか。
- 3 私は、地域を疲弊させ過疎を加速する要因として農業の衰退を挙げ、法人・個人にかかわらず全ての農業者を視野に入れて支援する観点から、農業就業人口を指標とすべきだとの意見を提出したが、KPIに「農家一戸当たりの生産農業所得」を加えたのは、このような意見に基づいてのことなのか。
- 4 主な施策に「虐待防止体制の強化」を新たに加えたのは、狭山市での虐待死事件を念頭に置き、二度とあのような事件を引き起こさないという強い決意からであると理解してい

A．武内委員

- 1 県では、「田園都市産業ゾーン基本方針」を定めており、圏央道のインターチェンジ周辺の産業基盤の整備と豊かな田園環境の調和を図ることとしている。方針には、三富地域などの豊かな環境との調和を図ることについても触れられており、住民の意見も当然尊重していくべきものであると考えている。

A．木下委員

- 2 非正規雇用を減らすことについては、強い問題意識を持って修正案を策定した。一番の問題は不本意非正規雇用者であるが、その指標が見つからなかったため、「県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合の減少」をKPIとした。この指標が最善とは思っていないが、PDCAサイクルを回し、少しでも改善していくことにつながればと考えている。
- 3 農業の衰退が地域全体を疲弊させるということについては同じ認識を共有していると思っている。農業の課題は所得を向上させることであり、一步踏み込んで指標とした。農業の底上げをしていくことについては同じ思いを持っている。

A．新井（一）委員

- 4 昨今は、狭山の事件に限らず、虐待死が社会問題となっており、我々も心を痛めている。子育ての不安や負担感から虐待に走ってしまう事例もあると聞いているため、虐待防止体制の強化について、「埼玉版ネウボラ」として

修正案に加えた。母親の負担を減らすことによって、同様の事件が二度と起こらないようにとの強い思いから修正案を作った。

Q．柳下委員

相談体制の充実をはじめとする虐待防止体制の強化を図ることは、子育ての不安や負担感を解消することにつながるため、主な施策として位置付けることは大切なことである。特に、福祉関係者のみならず、医療、保健、警察などの関係者や地域住民の幅広い協力体制の充実が重要であると思う。そのためには、発生の予防、早期発見、早期対応などについて研修をしっかりと行っていくことが必要であるが、修正案では研修の実施を視野に入れているのか。

A．新井（一）委員

どのような体制で虐待防止を推進するのは執行部が決めることであるが、発生予防、早期発見、早期対応、保護・支援については、県が一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

14 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年3月24日

委員長

各常任委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

<確認>

委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申し出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。この中で、特に討論を必要とする請願があるか。

御意見を願う。

村岡委員

私たちは、議請第1号及び2号について討論を希望しているが、特に議請第1号については、複数会派が紹介議員になっているので内容は省略するが、是非討論を認めてもらいたい。

小島委員

請願に対する討論は原則行わないことを申し合わせている。議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容も国政のことであり、地方議会には権限はないので、それをあえて本会議で取り上げて討論を行うことは全く必要ないと思う。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことによいか。

<了承>

2016年3月25日

委員長

議員の期末手当についてだが、今定例会の総務県民生活委員会において、知事等特別職の期末手当の支給割合を引き上げる条例改正案が、「可決すべきもの」と決定された。これまで、議員の期末手当の支給割合は、前回改定時を除き、引き下げる場合も、引き上げる場合も、知事と連動する形で改定している。

先ほど開催された各会派代表者会議において、全会派一致には至らなかったが、知事に合わせて議員の期末手当の支給割合を改定することや、今後は知事と議員とが連動して改定されるべきとの意見が多数であった。については、議長から、議運において、引き続き、当該条例の改正について協議を依頼された。

そこで、「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正案の概要等について、案を作成したので、事務局職員に配付させる。

<事務局が資料を配付>

委員長

何か御意見はあるか。

野本委員

意見というわけではないが、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例というのは、知事の給与も含まれるが、条例名に「知事」と入っていないのはなぜか。知事や副知事も含まれる旨を表示した方がよいと思うが、隠しているのか。本来は、条例名を「知事、副知事及び特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」とすべき話である。そうでないと、知事の給与に関するものなのかが分からない。条例を改正してしまった方がよいのではないか。

委員長

現在議題としている条例は議員に関するものであり、特別職の給与との関係は総務県民生活委員会に付託をされているので、そういった御意見等があったら、会派で改正案を御提出いただきたいと思う。

野本委員

今どうこうという話ではなく、素朴な疑問であった。

委員長

会派で取り組んでいただければと思う。

菅委員

手続きの確認をしたいが、これは、議長から議運に諮問されているということでしょうか。

委員長

そのとおりである。

菅委員

ということは、本会議で議案提出がされ、提案理由が説明され、議運に付託をされて議論するというのではないのか。

委員長

そうではない。今、手続き上は、代表者会議において議長から議運の正副委員長に対して、この件について協議をしてもらいたいとの御提案があったので、協議をしているところであり、賛同が得られれば、議運委員が提案者となって提案させていただければと思っている。

菅委員

今ここで、賛否についての意見が必要ということか。

委員長

その意見を伺っているところである。

菅委員

それでは、この件について反対の立場で話をさせていただきたいと思う。これまでは、議員の期末手当の引き上げ、引き下げについては、その都度条例改正を要し、議員は条例改正に当たって住民の批判を受け止める必要があったが、この改正が行われると、平成28年度分以降については、特別職の期末手当の支給割合の引き上げに伴い、自動的に議員の期末手当の引き上げが行われることになる。すなわち、議員の期末手当の引き上げについて、正面から議論されづらい状況がなされるということと、埋もれた形での引上げないしは棚ぼた式増額が行われるような認識になろうかと思う。このような連動措置を導入せず、その都度議員自らが期末手当

の支給割合について、自らの問題として、住民の声に耳を傾けながら、正面から議論することが本質である。

条例改正の根拠となっているのは、国の細評によるものであり、それに準拠するものである。内閣総理大臣、特別職、国家公務員が連動して改定する動きによるものである。しかし、県議会は二代表制である。常に二代表制を主張している埼玉県議会が、自らのこととなると、お手盛りで他律的な制度を構築してよいものだろうか。今まで、議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の2つに分かれそれぞれ自律的に存在していた条例を連動させることで、自律性が全くなくなるものである。二代表制の誇りを持つべきものだと思う。

本件については、本来であれば審議会において条例について議論すべき筋だと思っている。今のところそういった条例にはなっていないが、やはり先ほどの趣旨に鑑みて議論すべきだと思う。

県議会の定数並びに選挙区条例、費用弁償の件、タブレット導入の件、今回の期末手当の件と、議会改革の重要な項目にもかかわらず、体系的な議論をせずに、場当たりに決めてしまうのはいかがなものか。議会改革を議論する場を設け、期末手当の件も含めて、体系的に議論すべきだと認識をすることにより、反対の討論とさせていただく。

村岡委員

私たち会派も、条例改正には反対である。理由についても、基本的には先ほど菅委員さんがお話しされたことと同じ考えである。1つは、県民の生活が非常に大変なときに期末手当の増額ということと、併せて、先ほどもお話があったが、本県議会でも常々二代表制ということが言われており、自らのことを行政側に委ねる

ということは整合性が取れず、反対である。

委員長

御意見を伺ったが、代表者会議からの流れもあり、賛成する会派が多数である。この件については、議運委員のうち、賛成する会派の委員の連名による議員提出議案として提案することによいか。

<了承>

15 知事提出議案に対する反対討論

2016年3月25日

日本共産党の金子正江です。党埼玉県議団を代表して、知事提出議案、第20号議案「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」、第21号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」、第30号議案「介護保険法施行条例の一部を改正する条例」、第31号議案「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例」、第32号議案「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」、第36号議案「埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、第38号議案「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」、第47号議案「市野川流域下水道の維持管理に要する経費の関係三町の負担額について」、第52号議案「平成27年度埼玉県一般会計補正予算」、第64号議案「平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算」、第67号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例」、第70号議案「埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例」に対する反対討論を行います。

まず、第20号議案については、ケアマネジャーの実務研修手数料を3万円から6万円に、同じくケアマネ更新研修手数料の初回分を3万8千円から7万5千円に引き上げることが盛り込まれています。実習時間が倍になったため、倍額に引き上げたということですが、個人負担としては余りにも重過ぎます。県は、個人負担軽減のために、受講者に1回1万円の補助を行いますが、不十分です。ケアマネは、高齢化社会の進展の中で大幅増員が求められており、むしろ個人負担の軽減を図り、その確保を促進すべき職です。

よって、研修手数料の引き上げは認められません。

第30号議案、第31号議案、第32号議案は、一括して討論いたします。

第30号議案は、定員18人以下の通所介護事業の所管を市町村に移し、指定地域密着型通所介護事業所とした上で、障害者のための児童発達支援、放課後デイサービスのサービスを提供するようにするものです。また、第31、32号議案は、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で障害者の自立訓練のサービスを提供できるようにするものです。いずれも、高齢者のための介護施設で障害者のためのサービス実施を促進するものです。ともに看護師の必要な事業とはいえ、障害児者の介助や訓練は、高齢者の介護とは異なる専門性が必要です。重症心身障害児のための施設が非常に不足していることは、我が党も指摘してきたところですが、肝心なのは、障害児者の施設で看護師が確保できるような財政的支援を行うことです。財政的支援は不十分なまま、高齢化の進む中、必要性が増すばかりの介護施設に、その役割まで肩代わりさせることは認められません。

第21号議案、第36号議案、第38号議案は、県立小児医療センターの移転促進議案であることから。

第47号議案は、下水道維持管理経費について、滑川町、嵐山町、小川町の負担金を増額するものです。3町の負担年額は400万円から600万円に上り、4人家族で年約2,000円の下水道料金引き上げにつながるものと試算されています。社会経済情勢が厳しい中、新たな負担増は認められません。

第52号議案については、イオンの進めるスマートアグリ事業への支援9億8,725万円を含むものです。この事業は、高度先端技術を活用した次世代園芸施設のモデル拠点を作るた

めに、埼玉県農林総合センター内4ヘクタールもの事業用地を県が整備し、イオン系の大手企業に貸し出すものです。990トンものトマトの生産、出荷を予定しており、「出荷価格が下落するのではないか」との県内トマト農家の不安の声があります。現在の埼玉県のトマト出荷量1400トンの7%に上るトマトが新たに流通することに不安を覚えるのは当然です。県民の財産である県有地を提供し、特定の企業のみを支援する事業は認められません。また、国民健康保険財政安定化基金の設置予算も認められません。

第64号議案は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発事業など水道水源開発施設整備費の総額及び年割額を補正するものであり、これらの大型開発事業は中止すべきと考えます。

第67号議案は、知事をはじめとした幹部職員の期末手当の年間支給を3.10月から3.15月へ引き上げるものです。消費税の8%への増税、物価の値上がりの方で、賃金の伸び悩み、年金の目減りと、県民生活の苦しさが増しており、この引き上げは県民の理解を得られません。

第70号議案については、国保の財政安定化基金設置予算であることから。

以上、反対の討論をさせていただきました。

以上で終わります。

16 当初予算案に対する反対討論

2016年3月25日

日本共産党の柳下礼子です。党県議団を代表して反対討論を行います。

第1号議案「平成28年度埼玉県一般会計予算」、第15号議案「平成28年度埼玉県病院事業会計予算」、第17号議案「平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」、第19号議案「平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算」に対する反対討論を行います。

まず、第1号議案については、以下の理由で反対です。

第1に、国民健康保険財政安定化基金事業費24億5,186万1千円が計上されておりますが、都道府県運営を前提とする財政安定化基金設置には反対です。所得200万円の家庭に30万円を超える国保税の負担は、もはや限界です。生活を破綻させるような徴税活動が行われていますが、滞納が後を絶たず、市町村国保財政を圧迫しています。今、国保税の負担軽減こそが最優先の課題です。各都道府県は、全国規模3,400億円の保険基盤安定負担金の大幅増と2千億円の財政安定化基金で都道府県運営を受け入れましたが、この金額では、国保の構造的課題の解決はできません。むしろ県による市町村への徴税目標押し付けなどが、より強化されかねません。

第2に、国のマイナンバー制度の導入に伴う番号制度基盤整備事業費6,210万1千円です。マイナンバー制度は、情報漏えいの危険性を増大させ、国民のプライバシーを危機にさらす上、徴税強化や社会保障の制限につながるものとして反対してまいりました。また、国のシステム構築費用は2,900億円とされていますが、本県の巨額な予算計上も認められません。

第3に、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発事業など、利水上も治水上も効果が認めら

れない巨大ダム開発予算が計上されていることから。

第4に、重度心身障害者医療費助成制度に年齢制限を導入し、高齢者差別を行っていることから。

第5は、県立小児医療センターの移転促進費用から反対します。

第15号議案「平成28年度埼玉県病院事業会計予算」については、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転関連予算であり、反対です。私は、同病院の移転は、ぜい弱な東部北の小児救急医療体制を崩すと指摘してきました。昨年8月以来、久喜市にある土屋小児病院の医師の退職で、東部北の小児二次救急医療輪番体制が危機にひんしていることから、改めてこの点を強調するものです。

また、せめて入院・救急機能を残してほしいという患者家族の願いが置き去りにされております。12月に現センターが移転になると、2年間は小児医療センター無床診療所が残りますが、その後は民間の医療法人による医療型障害児入所施設のための運営となります。小児医療センターの病院機能は、何1つ現在地には残されません。その上、駐車場の料金有料化、診断書料金の引き上げで、患者家族に大きな負担を押し付けることは看過できません。

続いて、第17号議案は、ダム事業予算の計上により、また、第19号議案については、関係3町の下水道料金の引き上げにつながることで、反対します。

以上で反対討論を終わります。ありがとうございました。

17 議員提出議案に対する反対討論

2016年3月25日

日本共産党の前原かづえです。日本共産党県議団を代表して、議第4号議案「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第9号議案「軽減税率の円滑な導入に向けた対策強化を求める意見書」について反対の立場から討論いたします。

まず、議第4号議案についてです。

本条例案は、2015年度の県議会議員の期末手当を2.95月から3.15月へと0.2月引き上げるとともに、2016年度以降は、期末手当の支給割合を知事ら特別職の月数に自動的に合わせるといふものです。

提案者に名を連ねる最大会派自民党県議団は、常々、二元代表制の下、行政と議会の対等性を強調してこられました。なぜ期末手当だけ、2016年度以降は自ら決めず、行政に委ねるような仕組みを導入するのでしょうか。このような措置は、二元代表制をゆがめるものとして到底認められません。

加えて、期末手当の引き上げについては、消費税8%への増税や物価上昇、実質賃金の連続低下など、県民生活が厳しくなる中、県民の理解を得られるものではありません。

よって、本条例案には反対です。

次に、議第9号議案についてです。

本意見書は、2017年4月から消費税10%への引き上げと軽減税率の導入を前提に、国に対して中小企業、小規模事業所の事務負担の軽減に関する対策を求めるものです。

そもそも軽減税率は、食料品など一部の品目について、現行の税率8%に据え置くものであって、消費税の負担が軽くなるわけでもなく、減るわけでもありません。2014年4月の8%への消費税引き上げ後、2年近くたった今も家計消費の低迷が続いています。この4年で実質世帯収入は、年収ベースで627万円から

590万円まで低下しています。この上、2017年4月から10%への消費税増税を実施すれば、3年前の税率5%のときと比べて、1世帯当たり18万4,000円、1人当たり8万1,000円もの負担増となります。家計への打撃は極めて深刻であり、国民生活はいよいよ立ち行かなくなります。

景気が低迷する中、自民党幹部からも増税先送りを求める発言が相次いでいます。今、国に求めるべきことは、軽減税率の導入に向けた対策などではなく、消費税増税そのものを直ちに中止すべきです。

加えて、軽減税率に伴うインボイス制度が導入されれば、過大な事務負担、経費負担に耐えられず、廃業、倒産に至る業者が増えることは明らかです。さらに、インボイスを発行できない513万以上の免税事業者が取り引きから排除されるおそれすらあります。小規模事業者を切り捨てるインボイス制度の導入は認められません。

したがって、本意見書案に反対いたします。

以上で討論を終わります。(拍手起こる)

18 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
第157号議案	「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」の修正案	○	○	×	×	○	○	可決
第157号議案	「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」（修正部分を除く）	○	○	○	○	○	○	原案可決
第1号議案	平成28年度埼玉県一般会計予算	×	○	○	○	○	○	原案可決
第2号議案	平成28年度埼玉県公債費特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第3号議案	平成28年度埼玉県証紙特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第4号議案	平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第5号議案	平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第6号議案	平成28年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第7号議案	平成28年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第8号議案	平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第9号議案	平成28年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第10号議案	平成28年度本多静六博士育英事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第11号議案	平成28年度埼玉県用地事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第12号議案	平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第13号議案	平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第14号議案	平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第15号議案	平成28年度埼玉県病院事業会計予算	×	○	○	○	○	○	原案可決
第16号議案	平成28年度埼玉県工業用水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第17号議案	平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	×	○	○	○	○	○	原案可決
第18号議案	平成28年度埼玉県地域整備事業会計予算	○	○	○	○	○	○	原案可決
第19号議案	平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算	×	○	○	○	○	○	原案可決
第20号議案	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第21号議案	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第22号議案	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第23号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第24号議案	埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第25号議案	職員の退職管理に関する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第26号議案	埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第27号議案	埼玉会館条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第28号議案	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
第29号議案	埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第30号議案	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第31号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第32号議案	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第33号議案	埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第34号議案	埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第35号議案	埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第36号議案	埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第37号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第38号議案	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第39号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第40号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第41号議案	包括外部監査契約の締結について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第42号議案	衛星系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第43号議案	県営土地改良事業に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第44号議案	農道整備事業等に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第45号議案	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第46号議案	一級河川の指定に係る意見について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第47号議案	市野川流域下水道の維持管理に要する経費の関係3町の負担額について	×	○	○	○	○	○	原案可決
第48号議案	埼玉県文化芸術振興計画の策定について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第49号議案	埼玉農林業・農山村振興ビジョンの策定について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第50号議案	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第51号議案	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第52号議案	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)	×	○	○	○	○	○	原案可決
第53号議案	平成27年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第54号議案	平成27年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第55号議案	平成27年度埼玉各市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第56号議案	平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第57号議案	平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第58号議案	平成27年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第59号議案	平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第60号議案	平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第61号議案	平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第62号議案	平成27年度埼玉県病院事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第63号議案	平成27年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
第64号議案	平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	×	○	○	○	○	○	認定
第65号議案	平成27年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	認定
第66号議案	平成27年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第67号議案	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第68号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第69号議案	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第70号議案	埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第71号議案	埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第72号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第73号議案	埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第74号議案	埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第75号議案	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第76号議案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第77号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第78号議案	埼玉県監査委員の選任について	○	○	○	○	○	○	同意
第79号議案	埼玉県監査委員の選任について							同意
第80号議案	埼玉県監査委員の選任について							同意
第81号議案	埼玉県収用委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第82号議案	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

2 第79号議案及び第80号議案については、議会運営委員会で賛否の確認を行いませんでした。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
議第1号議案	北朝鮮が強行した水素爆弾実験と称する核実験及びミサイル発射に断固抗議し、制裁強化の徹底を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第2号議案	埼玉県手話言語条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第3号議案	埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第4号議案	埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	×	○	×	○	○	×	原案可決
議第5号議案	埼玉県議会議事局条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第6号議案	北朝鮮による拉致問題を全面解決するため、実効性ある制裁を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第7号議案	安定的な国民健康保険制度の確立を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第8号議案	高齢者向け身元保証事業等における不正防止等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第9号議案	軽減税率の円滑な導入に向けた対策強化を求める意見書	×	○	×	○	○	×	原案可決

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

19 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

憲法9条に反する安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安全保障関連法を、反対する多くの国民の行動や声を無視して強行成立させた。法律は、集団的自衛権の行使を認め、「戦闘地域」への自衛隊派兵、武器使用の拡大、後方支援という名の「兵站」、PKO法「改正」による治安維持活動への参加など、まさに憲法が禁じている「武力の行使」をすすめるものとなっている。

国会審議のなかで、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安全保障関連法を「違憲」と断じたのは極めて重大である。憲法の根幹に関わる法律が、十分な審議を行うことなく成立したことは、立憲主義国家として許されるものではない。いまでも国民の8割を超える人たちが「国民に十分に説明していない」との声をあげている。

加えて、法律は「可決成立」したとしても、国の最高法規である憲法に反する法律として効力をしないものである。

よって、国においては、憲法9条に反する安全保障関連法を直ちに廃止するよう強く求める。

国民生活を破壊する消費税10%への引き上げ中止を求める意見書(案)

アベノミクスによる円安、物価上昇のなか、2014年4月から消費税8%への引き上げが実施された。負担増により家計は大きな打撃を受け、消費の大幅な落ち込みによる経済の低迷はいよいよ深刻である。さらに、若者・子育て世代や高齢者世代を中心に貧困がますます広がっている。どの世代からも「これ以上の増税はとんでもない」の声が大きくひろがるなか、安倍政権は「景気条項」まで削除し、国民の暮らしがどうであろうと2017年4月からの消費増税を強行しようとしている。日本経済も、国民の暮らしも一顧だにしない政府の姿勢は決して許されるものではない。

これまで政府は消費税導入や消費税率の引き上げの理由として「消費税は社会保障のため」「財政再建のため」などと繰り返し主張してきた。しかし、消費税の導入以降、医療費負担の引き上げ、年金額の引き下げなど医療や年金・介護など社会保障制度は改悪の一途である。消費税導入後も国の借金は膨らみ続け、2015年6月末現在で1,057兆円にのぼり、国民1人当たり833万円にも達している。このように、消費税は社会保障の拡充や財政再建とは無縁のものであり、むしろ国民の暮らしと営業を破壊するものである。

よって、国においては、2017年4月1日からの消費税率10%への引き上げを中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日本農業を破壊させるTPP協定の批准手続きの中止を求める意見書（案）

政府は2月4日、アメリカ、日本など12か国が参加し、関税の原則撤廃などを盛り込んだ環太平洋連携協定（TPP）協定に署名した。昨年10月の大筋合意では、農林水産物全体では8割を超す品目の関税が撤廃され、「聖域」としていたコメなどの農産物重要5品目でも約3割が撤廃されるなど、日本の譲歩ぶりが際立っている。さらに、残りの農林水物443品目も、発効から7年後にはアメリカ等の要求があれば、関税撤廃に向けたさらなる協議が義務付けられたことはきわめて重大である。TPP協定はまさに農業分野の総自由化にむけた協定ともいうべきもので、本県はじめ日本農業が壊滅的打撃をこうむることは必至である。

埼玉県議会は2015年2月定例会で、国会決議を必ず遵守するとともに、国民への情報開示を徹底し、丁寧な説明により理解を得ることを国に求める意見書を採択した。しかしながら、TPPの大筋合意後も、政府は交渉結果の内容を小出しにただけで協定への署名を強行するなど、国民無視の姿勢は重大である。

加えて、TPP協定はISDS条項をはじめ、医療・保険、食品安全、地域経済・雇用、知的財産権など国民の生活・営業に密接にかかわる分野で日本国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、到底容認できるものではない。

よって、国においては、TPP協定の批准手続きをただちに中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

給付制奨学金の創設を求める意見書（案）

日本国憲法第26条第1項は、全ての国民に教育を受ける権利を保障し、教育基本法第4条第3項は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

現在、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」）は、100万人以上の学生に奨学金を貸与しており、今や2.6人に1人の学生が支援機構の奨学金を利用している。学費は高騰を続ける一方で、家計収入は年々低下しており、進学のために奨学金制度の果たす役割はかつてなく増大している。

しかしながら、支援機構の奨学金は、第1種（無利子）第2種（有利子）ともに貸与型であり、そのうち約7割が有利子である。さらに、延滞金は年5%と高率である。また、貸与を受けるために保証を付けることが必須条件となっており、個人保証を選べば返済が不能となった際に保証人である親族に請求がなされ、機関保証では毎月高額の保証料が奨学金から天引きされることになる。

現在、支援機構の奨学金を延滞している者は33万人以上に上り、その多くは低賃金の非正規雇用や失業などで返済したくても返済できない奨学生である。奨学生は、卒業後に奨学金の返済を遅滞すればいわゆるブラックリストに登録され、最終的には裁判を起されるなど、支援機構の過酷な取り立ては奨学生の将来を不安にしている。

よって、国においては、一刻も早く給付制奨学金を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

20 声明・談話

記者発表

2016年3月25日

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

2月定例会をふりかえって

(1) 改変された予算特別委員会について

- ・ 予算特別委員会は、一般会計をはじめ2016年度当初予算全般を審議する委員会であるが、昨年12月の自公による大幅改変によって知事に直接質問ができる総括質疑の日程が3日から半日に減らされ、各常任委員会の部局別調査がなくなり、予算特別委員会に一元化された。
- ・ 7日間行われた部局別審査では、予算特別委員である柳下礼子県議と村岡正嗣県議が、合計14回質疑に立ち、貴重な成果も勝ち取った。一方、知事に直接質問できる総括質疑は、半日しか行われなかった。知事のトップダウンで決定した事項や広く部局横断で取り組むべき事項について、質す機会が奪われたことは、重大である。各会派代表者会議では、議会改革について議論する必要性も確認され、予算特別委員会のあり方についてもその中で議論すべきと考える。
- ・ 予算特別委員会の総括質疑で、党県議団は法律違反のブラックバイトの実態を示し、高校生や学生を守るために、県の若者労働相談をSNSなどを活用して広めるよう提案した。これに対して、知事が「いい提案、早速やりたい」と答弁した。また、一月の大雪被害への支援、性的マイノリティーへの差別解消、滞納処分の是正、児童虐待防止対策、県営住宅の住み替えやエレベーター設置、有料道路の無料化など県民の声を代表し政策提案を行った。
- ・ 全会計合計で2兆8093億円規模に上る2016年度当初予算が審議・採決されたが、党県議団は以下の理由で一般会計を中心に反対した。第1に都道府県運営を前提とする財政安定化基金設置について、県による市町村への徴税目標押しつけなどがより強化されかねないこと。第2に、県民のプライバシーを危機にさらし、徴税強化や社会保障の制限につながる、国のマイナンバー制度の導入に伴う制度整備予算が設けられていること。第3に、ハッ場ダム・霞ヶ浦導水事業・思川開発事業など、利水上も治水上も効果が認められない巨大ダム開発予算が計上されていることから、第4に、重度心身障害者医療費助成制度に年齢制限を導入し、高齢者差別を行っていることから、第5は、県立小児医療センターの移転促進費用から。また下水道事業関連予算については、関係3町(滑川町・嵐山町・小川町)の下水道料金の引き上げにつながるにより反対した。(共産党以外の賛成で可決)

(2) 知事提出議案について

- ・ 党県議団は当初予算含め、82件の知事提出議案中19件について、主に次のような理由で反対した。ケアマネージャーの実務研修手数料を3万円から6万円に、同じくケアマネ更新研修手数料の初回分を3万8千円から7万5千円に引き上げる議案には、高齢化社会へ向けて確保すべき職であるケアマネの負担は軽減すべきであることから。指定地域密着型通所介護事業など介護施設で障害児へのサービスを行う議案については、高齢者と障害者に対するサービスはそれぞれ専門性が求められることから。知事をはじめとした幹部職員の期末手当の年間支給を3.10月から3.15月へ引き上げる議案については、生活苦が広がるなか県民の理解をえられないことから。27年度一般会計補正予算には、一企業を特別優遇するスマートアグリ事業と国保の財政安定化基金の設置予算について反対した。(それぞれ、共産党以外の賛成で可決)
- ・ 県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定」について、自民党県議団から提出された修正案は、圏央道など高速道路インターチェンジ周辺の開発や企業誘致について、農業遺産の保存や環境への配慮について確認したうえで「県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合の減少」などわが党の修正提案を取り入れていることを評価し賛成した。(自民・公明・共産の賛成で修正案可決)
- ・ 3月4日の福祉保健医療委員会において、患者家族の反対を押し切って移転計画がすすむ県立小児医療センターの移転関連議案が審議された。柳下県議が、移転後の新病院の駐車場料金の有料化について、患者家族の反対の声を無視して移転したうえ、過重な駐車場料金を徴収すべきではないとの立場から質疑したことを受けて、自民党県議からも「患者家族は無料にすべきだ」との意見があり、議案採決は見送られた。18日に再び開かれた委員会で、通院の際の料金を半額にするなどの病院局の内規見直し案が提案され、共産党以外の賛成で可決した。

(3) 議員提出議案について

議会運営委員会提案の議案は、県議会議員の期末手当を知事と同様3.15月に引き上げるとともに、来年度以降は期末手当の支給割合を知事らの月数に自動的に合わせるものである。最大会派の自民党県議団はつねづね二代表制のもと、行政と議会の対等性を強調してきた。期末手当支給割合を行政にゆだねるやりかたは認められない。(民主・共産・改革以外の賛成で可決)

(4) 請願について

県民より「安全保障関連法の廃止についての請願」と「消費税率引き上げ中止の意見書提出を求める意見書提出を求める請願書」が提出され、ともに民主・共産・改革の3会派が賛成した。(反対多数で不採択)

(5) その他

3月15日の予算特別委員会で、公明党の藤林富美雄県議（越谷市選出）が、共産党の学費値上げピラを手に持って保健医療部長に「国立大学の学費値上げについて聞いているか」と質問、部長が「初めて拝見した」と答えると、「国から県に何も連絡がきてないということは全くのデマ情報といわざるをえない」「出所が共産党だからしょうがないか」などと攻撃した。直後に質問に立った柳下県議は、公明県議の質問について「他党批判は、予算特別委員会になじまない」と批判。委員会終了後、党県議団として長峰宏芳予算特別委員会委員長に予算審議の場で他党批判をすべきでないとして、委員長から公明党に注意するよう強く申し入れ、長峰委員長は同県議に注意した。

以上

県政資料・第130号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2016年2月定例会議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

